

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
1. さがSociety5.0推進事業	
① 業務の大部分の再委託について（監査意見）	
<p>ローカル5Gソリューション実証事業の委託先A社は、プロポーザル方式により選定されており、委託契約額は17,496千円である。このうち、B社に10,890千円（全契約額の62%）、C社に2,494千円（同14%）で再委託されているため、A社の担当業務相当の契約額は4,112千円（同24%）となっている。</p> <p>県とA社の委託契約書では、原則的には再委託を禁止しているが、「業務の一部についてはあらかじめ県から書面による承諾を得た場合においては、この限りではない」と定められている。上記の通り、本事業では契約額の76%相当の業務が書面による承諾を経て再委託されているが、これが「業務の一部」に該当するのかが疑問となる。</p> <p>「業務の一部」とは、一般的には、補助的業務、付随業務と考えられているが、昨今、国の委託契約において90%を超える業務が再委託されていたことが問題となった様に、大部分を再委託する事例が全国的にも存在する様である。</p> <p>業務の大部分を再委託するのであれば、本来は、共同提案により応募し、共同事業者として県と契約することが望ましい。しかし、本事業の様に、単独契約かつ再委託の形態を採るケースも実態としてある。</p> <p>現状、佐賀県では再委託費割合に関する定めはないが、今後は、国や他自治体の再委託に関する取扱い等も参考にして、委託先が再委託を予定している場合の規則等を設けることが望ましいと考える。例えば、以下の様な規則等である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案書に業務体制（委託先が再委託先の業務を直接指揮・監督する体制）、各事業者の担当業務、再委託費割合を明示させる。また、業務完了報告書においても実績としての当該情報の記載を求める。 ・再委託費割合が50%を超える場合は、提案段階で、事業全体の企画・立案・根幹に関わる執行管理は再委託しない旨の確約書、及び、再委託が必要である理由、再委託先の選定理由の説明書の提出を求める。 <p>業務の大部分を再委託するのであれば、本来は、共同提案により応募し、共同事業者として県と契約することが望ましいと考えるが、共同事業者として契約できないケースがあるのであれば、上記の様な規則等が必要と考える。契約先選定の審査が公正・公平に実施され、審査段階では想定していなかった事態が事後に生じることが無い様にすることが必要である。</p>	<p>（さが政策推進チーム）</p> <p>本件指摘の原因は、委託契約における再委託について、「業務の一部」に該当するかどうかを判断する際に、再委託費割合等の定量的な基準を設けておらず、客観的な判断が十分に行われていなかった点にあった。</p> <p>令和7年度以降に実施するプロポーザル方式による事業者選定において、公示時点で再委託に関する考え方を明示するとともに、再委託される業務が「業務の一部」に該当するかを判断するため、再委託費割合を基準とした定量的な判断基準を設定した。</p>
② 1者応募のプロポーザル方式について（監査意見）	
<p>WEB3実践講座開催事業業務（委託事業）は、プロポーザル方式により事業者を選定しているが、1者応募による契約者選定であり望ましくない。</p> <p>今後は、外部ホームページ、対象事業の業界団体の情報公開ツールなども含めた周知等により、複数応募者を得ることで、プロポーザル方式の審査基準である発想力、課題解決能力、組織体制、業務遂行能力に関する競争性を確保するための改善が必要と考える。</p> <p>なお、WEB3実践講座開催事業の委託先は、佐賀県のスタートアップ事業で支援を行っている事業者であった。スタートアップ支援先への委託が否定されるものではないが、プロポーザル方式による委託先には事業実績、組織の実施能力、財務的信用力等も求められるものであり、複数の応募者を確保して競争性を高める必要がある。</p>	<p>（さが政策推進チーム）</p> <p>本件指摘の原因は、プロポーザル方式により事業者選定を行ったものの、結果として応募者が1者にとどまり、競争性を確保できなかった点にある。</p> <p>今後は、監査意見を踏まえ、プロポーザルの参加要件等について精査し、複数の事業者が応募しやすくなるよう取り組んでいく</p>
③ プロポーザル方式及び企画コンペ方式について（監査意見）	
<p>プロポーザル方式は、業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等の提案書を審査し、県にとって最も適切な想像力、技術力、経験などを持つ事業者を選定する方法である。一方、企画コンペ方式は、業務に関する具体的な企画提案を審査し、県にとって最も優れた企画案を選定する方法である。佐賀県の令和4年度の行政監査結果報告書「プロポーザル方式・企画コンペ方式による随意契約について」によれば、「プロポーザル方式は、評価の対象が企画提案者の企画力、技術力であるのに対して、企画コンペ方式は、評価の対象が企画案自体であるという点が異なる」とされている。</p> <p>令和5年度サンライズストリート自動運転バス走行実証事業（委託事業）は、プロポーザル方式により委託契約先が選定されているが、県の会計課より、プロポーザル方式は、企画コンペの様に優れた内容の提案を選定するのではなく、実施能力が優れた事業者を選定するものであるため、実施能力、実質を重視した審査項目設定及び審査ポイントとするべき、との指導がなされていた。</p> <p>本事業の審査要領における審査項目別配点を確認したが、会計課指摘の通りの配点であった。企画内容に対する評価55点、実施主体の評価40点、その他5点、計100点となっており、実施主体より企画内容の配点が高かった。プロポーザル方式と企画コンペ方式の相違点が十分に理解されていない恐れがあり、行政監査結果報告書等に基づき、会計課等を通じて全庁的な指導の徹底が求められる。</p>	<p>（さが政策推進チーム）</p> <p>本件指摘の原因は、プロポーザル方式における審査要領の設定において、実施主体の実施能力や体制よりも企画内容の配点が高く、プロポーザル方式の趣旨である「実施能力を重視した事業者選定」が十分に反映されていなかった点にあった。</p> <p>プロポーザル方式における審査要領について、事業実施能力、体制、実績等の実質を重視した審査項目及び配点となるよう見直しを行った。</p>
④ 審査要領に定める5段階配点との相違について（監査意見）	
<p>ローカル5Gソリューション実証事業業務（委託事業）、令和5年度サンライズストリート自動運転バス走行実証事業（委託事業）、WEB3実践講座開催事業業務（委託事業）は、何れもプロポーザル方式により委託契約先が選定されており、それぞれに「プロポーザル審査要領」が作成され、審査項目毎の5段階配点等が定められている。例えば、或る審査項目については、非常に良い15点、よい12点、普通10点、やや悪い6点、悪い3点と定められていた。</p> <p>しかし、上記3事業では、審査員によっては、審査要領で定める5段階配点とは異なる点数により採点されていた。審査要領において5段階配点を明示しているのは、審査員間の主観的な配点によるバラつきを極力無くすことを目的としたものと考えられる。例えば、上記5段階配点に関して、或る審査員が主観的に最低点を8点と設定してしまい、悪いと判断したにも関わらず8点（本来は3点）と採点する様なケースを排除し、より公正・公平な審査を実施しようとするものと考えられる。</p> <p>今後は、審査シートで配点数を選択する方式にする等の改善を行い、審査要領の5段階配点の定めを遵守する必要がある。</p>	<p>（さが政策推進チーム）</p> <p>本件指摘の原因は、プロポーザル審査要領において5段階の配点基準を明示していたにもかかわらず、審査員が当該配点と異なる点数で採点しており、審査要領の趣旨が十分に遵守されていなかった点にあった。</p> <p>プロポーザル審査員に配布する採点表の様式を見直し、あらかじめ定めた配点を選択する方式とすることで、審査要領に沿った採点が行われるよう改善を行った。また、審査事務局においても、配点基準と異なる点数が付されていないか確認するチェックを行う体制とし、今後とも公正・公平な審査の徹底に努めていく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容																								
第4 個別の監査結果及び監査意見																									
2. 大学連携推進事業																									
① 研究委託契約の消費税相当額について（監査結果）																									
<p><国の研究開発委託契約の経理処理解説></p> <p>総務省が定める令和5年度「情報通信分野における研究開発委託契約 経理処理解説」には、下記趣旨の記載がある（原文を監査人が一部要約・加筆）。</p> <p>A) 研究委託契約は「役務の提供」に該当し、消費税等が課されることから、委託先への支払額には消費税等が含まれる。</p> <p>B) 委託費に係る消費税等は委託先が納付しなければならないため、課税外取引の経費（消費税に関して不課税、非課税又は免税となる経費。人件費、保険料、外国旅費等。）についても、委託契約の積算額として消費税相当額を計上するものとする。</p> <p>C) 但し、委託先が免税事業者である場合は、消費税の納税義務が免除されるため、積算額に課税外取引の経費の消費税相当額を計上してはならない。</p> <p>D) 課税取引の経費及び間接経費については、内税方式で税込金額を各様式（申請書、実績報告書等）に記載すること。</p> <p>E) 課税外取引の経費の消費税率に相当する額を消費税相当額として所定の様式（消費税相当額シート）に記載すること。</p> <p>このうちA)及びB)は、研究委託契約を含む全ての委託契約に適用される消費税法の規定を再確認しているに過ぎない。また、C)は、免税事業者については課税外取引の経費は消費税相当額を計上してはならないとしている。委託先が実質的に負担した消費税相当額のみを委託契約額として支払うというものである。これも、研究委託契約における特有のルールではなく、国、自治体が一般的に委託契約に適用しているルールである。したがって、上記のA)、B)、C)は、国、各地方自治体の研究委託契約を含む全ての委託契約に適用されるべき考え方である。</p> <p>総務省の上記解説に基づく研究委託契約の積算額内訳図（委託先が課税事業者の場合（免税事業者ではない場合））は、以下の様になる。</p> <table border="1" data-bbox="151 772 494 862"> <tr> <td></td> <td colspan="2">課税取引の経費(税込額)</td> </tr> <tr> <td>直接経費</td> <td>課税外取引の経費(人件費等)</td> <td>消費税相当額</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">課税取引の経費(税込額)</td> </tr> <tr> <td>間接経費</td> <td>課税外取引の経費(人件費等)</td> <td>消費税相当額</td> </tr> </table> <p><佐賀県の契約額></p> <p>一方、佐賀県の受託研究契約の積算額内訳図は、以下の様になる。課税外取引の経費（人件費等）の消費税相当額が加算されていない。これは、総務省が免税事業者に対して採用する方法である。</p> <table border="1" data-bbox="151 963 494 1052"> <tr> <td></td> <td colspan="2">課税取引の経費(税込額)</td> </tr> <tr> <td>直接経費</td> <td>課税外取引の経費(人件費等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">課税取引の経費(税込額)</td> </tr> <tr> <td>間接経費</td> <td>課税外取引の経費(人件費等)</td> <td></td> </tr> </table> <p>申込から年度研究完了に至るまで、受託研究申込書（研究費算定内訳）、受託研究契約書（研究に要する経費（税込額））、受託研究完了通知書（経理報告書）といった文書が交わされるが、何れも同一の方法で算定されている。そのうえで、上表の合計額を契約額（税込額）として、契約書の消費税額は、契約額（税込額）に10/110を掛けて逆算により算出されている。</p> <p>佐賀県の研究委託先は、何れも消費税の免税事業者ではないため、本来は、総務省が課税事業者に対して採用する方法に基づくべきと考えられ、課税外取引の経費の消費税相当額分の契約額が不足していることになる。その結果、佐賀県の研究委託先は、課税外取引の経費（人件費等）に関わる消費税相当額を自己資金で納税していることになる。</p> <p>本監査に際して県が研究委託先に確認したところ、何れの委託先も、法人内事務処理の簡便性等を優先して、消費税相当額を研究委託元には申請せず自己資金で納税する方針を採用しているとの黒回答であった。そうであれば、委託先は、自己が不利になることを認識したうえで契約していたことになり、結果的に問題はなかったことになる。</p> <p>しかしながら、県側は消費税相当額が申請されていない状況を認識していなかったものであり、県は、研究委託先の消費税相当額の申請方針を必ず確認したうえで、契約額の積算手続きを適正に実施する必要がある。</p>		課税取引の経費(税込額)		直接経費	課税外取引の経費(人件費等)	消費税相当額		課税取引の経費(税込額)		間接経費	課税外取引の経費(人件費等)	消費税相当額		課税取引の経費(税込額)		直接経費	課税外取引の経費(人件費等)			課税取引の経費(税込額)		間接経費	課税外取引の経費(人件費等)		<p>（さが政策推進チーム）</p> <p>左記のA)、B)については認識が不足しており、指摘を受けて大学側に確認するまで、大学側の事情であって消費税相当額を申請していないという事実を把握できていなかった。</p> <p>大学側は今後も消費税相当額を県に申請しない方針であることから、研究申込書や経理報告書の様式において人件費（謝金）の項目に「※消費税相当額を除く」と注釈を追記し、この項目だけは税込金額ではないことを明示した。</p> <p>また、契約書において、これまでは契約額（全体額）に10/110を乗じて算出した金額を消費税額として記載していたが、上記の理由により記載金額が適切であるとは言えないことから、大学側や会計課とも協議の上、税額記載を省略することとした。</p>
	課税取引の経費(税込額)																								
直接経費	課税外取引の経費(人件費等)	消費税相当額																							
	課税取引の経費(税込額)																								
間接経費	課税外取引の経費(人件費等)	消費税相当額																							
	課税取引の経費(税込額)																								
直接経費	課税外取引の経費(人件費等)																								
	課税取引の経費(税込額)																								
間接経費	課税外取引の経費(人件費等)																								
② 受託研究契約に関する経理処理解説の必要性について（監査意見）																									
<p><総務省の経理処理解説></p> <p>総務省等は、監査意見①の通り、研究開発委託契約に関する経理処理解説を策定している。経理処理解説の冒頭には、「本経理処理解説は総務省と研究開発委託契約を締結して情報通信分野の研究開発を実施する企業、大学等の研究機関に対し、同契約に関する経理処理の方法を示すもの」であり、「委託先は、委託業務の実施に要する経費について、本解説に従って支出するとともに、その支出状況を明らかにした帳簿類及び証憑類を整備しなければならない。また総務省は、帳簿類及び証憑類を以下の観点から検査し、委託業務の実施に要した経費として認められた額を契約額の範囲内において委託先に支払を行うため、委託先は、これらの観点に的確に回答できるよう帳簿類及び証憑類を整備する」ことを求めている。具体的には、委託費に計上できる経費、支出内容の証明、経費として認められない経費、消費税等処理、人件費の区分、研究代表者の人件費支出、人件費に係る経理処理様式（人件費単価表）と証憑書類、などが記載されている。なお、上記文中の「以下の観点」としては、正確性、合規性、経済性等が示されている。</p> <p><佐賀県と研究機関との契約内容></p> <p>佐賀県と研究機関との受託研究契約書には、研究経費の経理は研究機関が行い、県は当該契約に関する経理書類の閲覧を研究機関に対して申し出ることができる旨定められている。また、契約額（契約書上の文言は「研究に要する経費」）は、研究経費の上限として定められており、したがって、研究完了後に研究経費の不用が生じた場合は、県は研究機関に対して当該不用額の返還請求ができる旨定められている。</p> <p><経理処理基準の必要性></p> <p>佐賀県では、上記の経理処理解説の様な基準が作成されていない。そのため、研究経費の範囲、人件費の算出方法、証憑書類の管理方法などが、研究機関によって異なっている恐れがある。また、仮に研究経費の範囲等に関する認識が県と研究機関で相違した場合に、経理処理解説の様な基準がなければ、両者の意見の調整は難しいものと考えられる。</p> <p>したがって、佐賀県は、受託研究契約に関する経理処理基準を定める必要があるものとする。</p>	<p>（さが政策推進チーム）</p> <p>TSUNAGIプロジェクトに限らず、県が大学に研究委託する契約全般にも関係してくるため、経理処理基準の策定にあたっては会計課とも協議・検討していきたい。</p> <p>なお、研究経費の範囲、人件費の算出方法、証憑書類の管理方法などについては、合目的性（研究の目的・趣旨への適合性）に十分留意の上、原則として、各大学の規程に従って適切に支出・管理してもらうこととしており、委託元の所属が完了検査において適切な支出・管理が実施されているかチェックを行っている。</p>																								

<p>③ 受託研究完了通知書（経理報告書）について（監査意見）</p> <p>県と研究機関の受託研究契約書には、契約額に関して「研究に要する経費 金××円を上限とする」と記載されている。また、研究完了後に研究経費の不用が生じた場合は、県は研究機関に対して当該不用額の返還請求ができる旨定められている。</p> <p>一方、研究機関が年度研究完了後に県に提出する「受託研究完了通知書」の「経理報告書」には、研究経費の予算と実績が記載されているが、令和5年度の全26件の研究のうち25件の研究では予算と実績が一致していた。多数の支出項目がある中で実際に予算と実績が一致することはないであろうから、実績が予算を超過した場合には、実績には予算と同額を記載する方針になっているものと考えられる。したがって、研究経費の実績が予算を超過した研究は25件であり、実績が予算を下回った研究は1件である。なお、経理報告書では、予算は契約額（研究経費の上限額）が記載されている。</p> <p>実績が予算を超過した場合には、一般的な実績報告書では、実績は超過した状態の実際発生額が報告されるが、本事業の経理報告書では、上記の通り、実績は予算と同額として報告されている。</p> <p>本事業の様に予算実績差異の報告がなければ、費目毎、総額の差異発生状況の把握、差異の要因分析、研究の経済性・効率性の検証などができない。</p> <p>本事業の各研究は3年間をワンクールとして委託されており、予算実績差異等の検証結果は、次年度契約の積算額等に反映されるべきものと考えられる。県は、研究経費の実際発生額による経理報告を求めたうえで、予算（契約額）に対する実績の発生状況を正確に把握する必要がある。</p>	<p>（さが政策推進チーム）</p> <p>大学側に確認したところ、大学としては外部研究資金は貴重な財源であるため、予算を余りなく執行するよう指導されており、実績が予算を超過しているわけではないとの回答であった。</p> <p>しかしながら、県としては「予算を余りなく執行しなければならない」という教員の意識が不適切な予算執行につながることはないよう、契約主体である各所属を通じて教員にも注意喚起するとともに、完了検査において個別の用途が適正だったかどうか、各所属に確認を徹底するよう依頼している。</p>
<p>④ 研究成果報告書について（監査意見）</p> <p>佐賀県から各研究機関に提出されている受託研究申込書には、成果物として「研究成果報告書1式（任意様式：A4用紙10枚以上）」と記載されている。</p> <p>一方で、各研究機関から県に提出された研究成果報告書には10枚未満のものもある。特許取得等を想定した研究もあろうから、秘匿性を高めるべき研究は、県庁内及び研究機関内で多くの職員目に触れる可能性がある研究成果報告書の情報は限定し、別途の個別報告がなされているものと考えられる。</p> <p>受託研究申込書に定める成果物の報告形態は、秘匿性を高めるべき研究内容も考慮して定める必要があると考える。</p>	<p>（さが政策推進チーム）</p> <p>TSUNAGIプロジェクトで取り組まれている事業の中には秘匿性の高い研究内容もあり、一部からは「10枚以上の報告書を書き上げるのは困難」という声も上がっていたことから、令和6年度に「研究成果報告書」の様式を見直し、下限枚数に関する規定をなくした。</p>
<p>⑤ 研究委託事業の社会実装及び事業化について（監査意見）</p> <p>TSUNAGIプロジェクト連携事業（決算額72,392千円）は、県から県内2大学に研究委託を行う事業であり、研究内容の提案方法には2種類がある。一つは、県から大学に提案する県提案の研究である。もう一つは、大学教員が県の課題解決等に向けた研究内容を提案する大学提案の研究であり、応募のあった研究内容のうち県の意向とマッチングしたものを大学に研究委託するものである。</p> <p>本事業は令和4年度から開始され、2年目となる令和5年度の研究事業数は、当年度新規13件、前年度継続13件の計26件であった。各委託研究の累計期間は3年を目途としているが、契約形態はお願い委託による単年度契約であるため、研究成果が見込めない研究があれば、2年以下で委託終了となる。</p> <p>本事業の効果としては、「高度な技術やノウハウ、知識や情報等のシーズを有する大学等と連携し、大学等が行っている研究内容や研究成果などを包括的に把握、情報共有するとともに、県の政策課題や試験研究、県内企業等の需要と結びつけることで、県内の地域課題の解決や県内の産業、学術の振興が図られる」ことを期待して実施されている。また、具体的な数値目標としては、本格的な社会実装や事業化、産学連携等に着手した件数が令和7年度（事業開始4年目）には2件となることが掲げられている。</p> <p>令和5年度は事業開始2年目であるため、まだ社会実装等の事例はないが、各年度で1億円程度の県費を掛けた事業であり、一定の成果を確実に残せる事業になることが求められる。</p>	<p>（さが政策推進チーム）</p> <p>TSUNAGIプロジェクトでは、研究成果を県の政策課題や試験研究、県内企業等の需要と結びつけることを目的としているが、2～3年という短期間のうちに最終的な成果を出せるような研究は少ないのが実情であり、むしろ本プロジェクトで見つかった課題を次の研究として発展的に取り組んでいくなど、長期的な研究の起点となるような事例が数多くみられる。</p> <p>こういったことから、委託する県側も短期間で成果を求めのではなく、一定の忍耐力を持ちつつ、本プロジェクトでどこを目標として研究を実施してもらうのか、研究の進捗状況を踏まえながら、必要に応じて方向性や到達点を軌道修正していく柔軟性も不可欠であると考ええる。</p> <p>投じた予算に対する効果が発現するまでには一定の期間を要するのはやむを得ないが、その一方で、TSUNAGIコンベンションをきっかけに、県内事業者とマッチングが成立し、大学との共同研究やライセンス契約に至った事例も出てきている。今後もこういった動きが広がっていくよう、限られた予算を有効に活用しながら事業数を着実に増やしていくとともに、マッチング機会を積極的に創出していくことによって、得られた研究成果を社会実装につなげていく。</p>
<p>⑥ 1者応募によるプロポーザルについて（監査意見）</p> <p>「TSUNAGIプロジェクトのコンベンション企画運営等業務委託」、「大隈重信を活用した情報発信企画業務委託」は、プロポーザル方式により事業者を選定しているが、それぞれ1者応募による契約者選定であり望ましくない。</p> <p>今後は、外部ホームページ、対象事業の業界団体の情報公開ツールなども含めた周知等により、複数応募者を得ることで、プロポーザルの審査基準である企画力、業務遂行能力等に関する競争性を確保するための改善が必要と考える。</p> <p>なお、「TSUNAGIプロジェクトのコンベンション企画運営等業務委託」の審査結果では、合計点は70%未満であったが、最低基準60%以上を確保しているため当該1者が選定されている。合計点70%未満は、他のプロポーザル、企画コンペの選定者と比較するとかなり低い。競争性の確保が必要である。</p>	<p>（さが政策推進チーム）</p> <p>指摘を踏まえ、今後は、事業者に対し様々な手段を駆使して周知を徹底するとともに、業務内容の詳細を可能な限り明確化し、ゆとりあるスケジュールで公募を実施するなど、事業者から応募しやすいような環境づくりにも努めていく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容						
第4 個別の監査結果及び監査意見							
4. 連携企画推進事業							
① 宇宙ビジネス創出推進自治体としての方針について（監査意見）							
<p><宇宙ビジネス創出推進自治体></p> <p>国は、地域における自律的な宇宙ビジネスの創出を加速させるため、衛星データ等を活用した宇宙ビジネスの創出を主体的・積極的に推進する自治体を「宇宙ビジネス創出推進自治体」と認定している。認定自治体は、以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="156 344 683 416"> <tr> <td>第1回 平成30年度</td> <td>北海道、茨城県、福井県、山口県</td> </tr> <tr> <td>第2回 令和2年度</td> <td>福岡県、大分県</td> </tr> <tr> <td>第3回 令和4年度</td> <td>佐賀県、鹿児島県、鳥取県、群馬県、岐阜県、豊橋市、長野市</td> </tr> </table> <p>認定自治体の応募資格には、1) 地域独自に自律的かつ継続的な宇宙に関する活動を目指す自治体であること、2) 衛星データを含む「データの利活用」の振興を重視していること、3) 本事業の実施にあたり必要な人員・予算等の投入ができること、4) 採択されてから3年後も自律的に本事業のフォローアップができること、などが求められている。</p> <p>他自治体の特徴的な取組事例としては、福井県の「県民衛星プロジェクト」、大分県の「水平型宇宙港の実現」、鳥取県の「鳥取砂丘月面化プロジェクト」などがある。また、福岡県では、宇宙ビジネスに参入する県内企業が年々増加する中で、宇宙国際会議の招致成功、衛星分野企業の株式上場などの成果が既に生じている。岐阜県は、同県内の航空宇宙開発センターを起点とした人材育成と研究開発の推進に3億円強の年間予算を掛けて取り組んでいる。</p> <p><佐賀県の取組状況></p> <p>佐賀県は、宇宙ビジネス創出推進自治体の認定申請にあたり、「宙(そら)への扉」プロジェクトと題して、主に衛星データ活用を中心に据えて、宇宙関連ビジネスを創出することを計画する方針で認定を受けた。衛星データ活用は、現在は、民間ではなく、県庁内各部署での利活用という方向性がプロジェクトの中心となっている。そして、令和6年度には県庁内事業での実用を計画していたが、実用には至らずまだ検討段階に留まっている。</p> <p>県庁内各部署での利活用の検討事例としては、盛土の検出、違法建築物の監視、玄海灘場分布のトレンド把握、地盤沈下の面的把握、不法投棄の検出、伐採等の検出、地滑り等の変動監視である。令和5年度に実施された「衛星データ利活用検討業務」、「森林資源解析及び森林状態の把握における衛星データ活用可能性実証事業業務」の何れも、上記行政ニーズを前提とした事業であった。</p> <p>一方、民間ビジネス創出としては、JAXAが開発した「Mt.FUJI」（衛星レーダー測距用反射器）の県内での製造可能性の検討を行うことがメインであるが、「Mt.FUJI」製造に関する想定市場規模はそれ程大きなものではなく、本格的な民間ビジネス創出推進はまだこれからという段階である。県としては、衛星データ分析ビジネス等が県内企業で確立されることを目指しているとのことであったが、農業大国として農業ビジネスへの衛星データ活用なども期待される。</p> <p>宇宙ビジネス創出推進自治体として、行政ニーズへの対応のみならず、県内経済、県内農業等に大きな影響を与える様な民間の宇宙ビジネス創出推進と成果が求められる。</p>	第1回 平成30年度	北海道、茨城県、福井県、山口県	第2回 令和2年度	福岡県、大分県	第3回 令和4年度	佐賀県、鹿児島県、鳥取県、群馬県、岐阜県、豊橋市、長野市	<p>(さが政策推進チーム)</p> <p>衛星データ活用については、引き続き連携協力協定に基づくJAXA協力のもと、佐賀県が抱える地域課題の解決に向けた実証事業（経済性、効率性、実現可能性などの効果検証等）に取り組み、利活用モデルを確立すること等により、県内における衛星データ利活用の普及を図っていきたい。</p> <p>また、国内においても宇宙ビジネスの市場規模が年々拡大している状況を踏まえ、県内企業による衛星用フレクタの製造が実現できた今回の成功事例を活かして、新規参入の掘り起こしや民間企業における宇宙ビジネス事業化を支援していきたい。</p>
第1回 平成30年度	北海道、茨城県、福井県、山口県						
第2回 令和2年度	福岡県、大分県						
第3回 令和4年度	佐賀県、鹿児島県、鳥取県、群馬県、岐阜県、豊橋市、長野市						

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
6. 県立大学「具体化プログラム」推進事業	
① 県立大学基本構想について（監査意見）	
<p>佐賀県は、令和5年9月に「県立大学基本構想（素案）」、令和6年1月に「県立大学基本構想」、令和6年6月に「教育方針の基本的な考え方（案）」をそれぞれ公表した。そして、現時点の開学予定は令和11年4月とされている。</p> <p>また、県議会においては、県立大学の「具体化プログラム」を含む予算が再議において「これをもって最終的な大学設置を認めるものではない」という附帯決議とともに令和5年12月に可決された。今後も様々な状況や周辺環境の変化の中、その都度議論が行われることとなった。その後、県立大学の校舎設計費用を含む補正予算が令和6年9月に可決されている。</p> <p><新聞社による県民世論調査></p> <p>県内新聞社が令和5年11月に実施した県民世論調査では、県立大学構想への「賛成」54.1%、「反対」18.8%、「どちらとも言えない」26.2%であった。全市町、全年代で「賛成」が「反対」を上回ったことであった。賛成理由は、「県内進学の実機が増える」が4割超で最も多く、一方、反対理由では、「少子化での大学間競争の激化」や「卒業後の県内定着」を懸念する意見が何れも3割に上ったとされていた。</p> <p>なお、令和6年12月にも同新聞社による県民世論調査が実施されているが、「賛成」47.1%、「反対」25.6%、「どちらとも言えない」26.3%であった。</p> <p><パブリック・コメント手続きの実施結果></p> <p>佐賀県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）に基づき、「県立大学基本構想（素案）」についての意見募集（令和5年9月13日～10月31日）がなされた。385件にも及ぶ賛否、様々な意見が寄せられた。</p> <p>意見には、「県立大学基本構想（素案）」に賛同する意見、県内大学進学率や県内就職率の上昇に期待する意見などがあつた一方で、人口減少、少子化、更には国が大学再編を視野に将来の高等教育の在り方を協議している中で、県立大学を開設することに対する批判的な意見もあつた。各意見に対して、県は、「基本構想の策定に際し、参考としたもの」、「今後の実施段階で参考にするもの」、「基本構想への反映が困難なもの」等の区分を設定したうえで、対応を示した。</p> <p><県内大学進学率、県内就職率></p> <p>県立大学の設置目的としては様々なものが掲げられているが、若者の県外流出、産業人材の確保困難性が長年の問題となっている佐賀県にとっては、設置目的の一つに、県内大学進学率及び県内就職率の上昇がある。</p> <p>県内大学生の県内就職率に関しては、佐賀地域経済研究会における報告「佐賀大学の地元就職の現状と課題」（令和3年10月、なお佐賀大学とは「国立大学法人佐賀大学」を指している）において、2016年度～2021年度の「地元就職率の目標を36.6%としていたが達成しておらず、これまで30%が最高」との実績が報告されている。一方、県立大学に関しては、現状、県内就職率の目標値は設定されていないが、県立大学開学による経済効果の試算（令和6年2月）において、県は、他県公立大学や国立大学法人佐賀大学などのデータを参考に、16%、37%、45%の3段階で試算している。</p> <p>元来、学生の将来の希望は自由であるべきだが、若者の県外流出、産業人材の確保困難といった長年の構造的問題を抱える佐賀県としては、進学の実機として県内大学が含まれること、そして県内就職が理想であろう。そのため、県としては、県立大学設置にあたり、地元への進学・就職・定住を志す様な学びを提供することが求められることになる。この点については、県内の企業・団体・自治体を課題解決型学習のフィールドとして現地調査等を実施し、また、県内企業等の業務に参加するインターンシップ実施や佐賀学の履修（佐賀の食、農業、産業、観光など、地域が持つ本物を学びの場とする）などが構想されている。</p> <p>なお、県内進学、県内就職を促進する経済的支援策としては、県内入学者に対しては、一定の要件のもと、入学金・授業料の減額や無償化など経済的負担を軽減することが基本構想において明示されている。また、県内就職者に対しては、現状では方針は示されていないが、他県の県立大学では県内就職による奨学金返還免除制度が設けられている事例もあり、佐賀県においても同様の制度の検討が求められる。</p> <p>一方で、佐賀県が実施した調査では、或る公立大学の事例として、県内入学者の県内就職率より県外入学者の県内就職率の方が高い傾向が示されていた。県内入学者・県外入学者問わず、県内就職率を高めていくためにも、この様なデータをより多く入手し、大学設置に向けて分析を深めて行く必要があるものと考えられる。</p> <p><建学の精神に掲げる大学像の実現></p> <p>県立大学基本構想の建学の精神に掲げられている「過去の体験や価値観にとらわれるのではなく、世の中の動きを見ながら、今と将来とを鳥瞰的に考えられる人材を育成し」、「どのような時代になろうとも、変化に対応し、学生が社会で問題解決に取り組み、個々の成長と地域社会への貢献につながる人間力を培い」、「地域の課題解決や産業振興に寄与する教育・研究を通じて、佐賀県の発展に貢献」といった大学像が着実に実現されれば、自ずと、県内大学進学率、県内就職率が上昇し、その結果として、多様な人材が県内で活躍することになると思われる。一方で、目指す大学像とかけ離れた結果となれば、県立大学設置は大きな問題を残すこととなる。</p> <p>現時点の開学予定は令和11年4月であり、今後も県立大学の設置に向けて必要な予算案や議案が県議会でも都度審議されることになるが、審議の結果、最終的に設置が確定した場合には、県が目指す大学像が早期に実現することが望まれる。</p>	<p>（さが政策推進チーム）</p> <p>引き続き令和11年4月の開学を目指し、県が目指す大学を実現できるよう準備を進めていく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
7. 移住促進事業	
① 最低公募期間について（監査結果）	
<p>「佐賀県業務委託プロポーザル方式・企画コンペ方式実施要領」が改訂（令和5年4月1日施行）され、最低公募期間15日が設定された。参加者が仕様書の内容を理解し、良質な提案を得るために、公告・公示から提案書提出期限まで最低15日以上（休日を含まない）を確保することとした。但し、新型コロナウイルス対策等、緊急に事業を開始する必要がある場合は、必要に応じて8日（休日を含まない）まで短縮可能としている。</p> <p>令和5年度移住体験提供事業は、公募不落到に伴い再公募を実施し、再公募時の公募期間は10日であった。再公募は、上記但し書の緊急性事由には該当しないものと考えられるため、本来は最低公募期間15日を確保するべきであり問題である。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>最低公募期間の算定において、公示日及び休日を期間に含めていたことにより、公募期間が不足した。</p> <p>このため、実施要領の算定方法の再確認・共有とチェック体制の強化により、今後の公募において再発防止を徹底していく。</p>
② 佐賀県移住促進のための福岡県向け広報事業について（監査意見）	
<p>本事業におけるイベント（福岡市内3会場）のターゲット設定上の課題は、（1）移住意向の高い層が多く来場して頂くこと、（2）移住意向関係なく多くの方に来場して頂くこと（幅広い層に佐賀を好きになってもらう）、をバランス良く両立させることとされていた。3会場において「SAGAある暮らし」という共通テーマで開催されている。</p> <p>3会場のうち2会場はサブイベントとして、商業施設のオープンスペースで開催して、（2）のターゲット層がメインとなった。そのため、アンケート結果では、「通りすがり」の来場者が78%と圧倒的に多く、佐賀県への関心は（非常に）高まったとの回答が88%と高かった一方で、佐賀県移住への関心は（非常に）高まったとの回答は21%程度に過ぎなかった。</p> <p>メインイベントは、会議場の様なクローズドな会場で、県内市町ブース26、移住相談ブース12などを設けて開催された。アンケート結果では、佐賀県への関心は（非常に）高まったが84%、移住を具体的に考えているが12%（興味がある7%など）、佐賀県移住への関心は（非常に）高まったが32%、であった。</p> <p>メインイベントは、上記（1）をターゲットとしていたが、移住意向の高い層は極めて少なかった。今後は、まずは佐賀を知ってもらう、好きになってもらうことに注力しつつも、その先の移住に繋がる施策が必要である。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>本事業の成果指標の一つとして「将来的な移住に繋がることを目的に、現在移住検討していない方も含め幅広い層を集客し、佐賀に関心を持ってもらうこと」も挙げられる。事業実施の結果、計3回の全てのイベントにおいて佐賀県への関心は（非常に）高まったとの回答が84%～89%の結果となっており、一定の効果は得られたとも考える。</p> <p>ご意見のとおり、その先の移住に繋げるために、引き続き、イベントやメディアプロモーション等を活用して、さが移住サポートデスクや移住支援策の周知や利用促進に努めていく。</p>
③ LINEを活用した佐賀県移住推進業務について（監査意見）	
<p>LINE友達登録者数（括弧内はうちブロック数、割合）の推移は、令和3年度648（124、19%）、令和4年度785（246、31%）、令和5年度1,140（413、36%）であった。年々、ブロック割合が上昇しているが、ブロックする登録者の中には、登録時に得られる特典（ノベルティプレゼント）に興味があり、その後の発信情報に興味薄い登録者が一定程度いるであろう。</p> <p>ブロックのないアクティブな登録者が増える様に、情報発信方法等の改善が必要である。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>LINEについては、主に日頃の移住相談や当室が主催又は出展する移住関連イベント等において、登録促進のための働きかけを行っている。</p> <p>その結果、令和3年度から令和5年度にかけて登録者数は増加した。また、登録者数からブロック数を差し引いた数字が「情報発信可能な登録者数」となるが、その数字は令和3年度524、令和4年度539、令和5年度727となっており、情報発信可能な登録者数は増加傾向にある。</p> <p>LINEの登録が最も見込める機会は、大規模な移住関連イベントであるが、規模が大きいイベントになればなるほど移住先として佐賀県だけでなく他県も検討している人や、そもそも移住検討が浅い段階にとどまっている人も多い。そういった方々の離脱防止のために、LINEの配信内容を見直していくことや、イベント以外の機会も積極的に活用し、本県での暮らしにより関心のある登録者を確保できるように努めていきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
8. 移住促進事業（特定政策推進）	
① 最低公募期間について（監査結果）	
<p>「佐賀県業務委託プロポーザル方式・企画コンペ方式実施要領」が改訂（令和5年4月1日施行）され、最低公募期間15日が設定された。参加者が仕様書の内容を理解し、良質な提案を得るために、公告・公示から提案書提出期限まで最低15日以上（休日を含まない）を確保することとした。</p> <p>東京圏向け“さが暮らしセミナー（佐賀の食編）”企画運営業務委託は、企画コンペ方式であったが、公募期間は14日であった。最低公募期間15日を確保しておらず、実施要領に違反しており問題がある。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>最低公募期間の算定において、公示日を期間に含めていたことにより、公募期間が1日不足した。このため、実施要領の算定方法の再確認・共有とチェック体制の強化により、今後の公募において再発防止を徹底していく。</p>
② 1者応募による企画コンペについて（監査意見）	
<p>東京圏向け“さが暮らしセミナー（佐賀の食編）”企画運営業務（委託事業）は、企画コンペ方式により事業者を選定しているが、1者応募による契約者選定であり望ましくない。</p> <p>今後は、外部ホームページ、対象事業の業界団体の情報公開ツールなども含めた周知等により、複数応募者を得ることで、企画コンペの審査基準である企画提案能力、業務遂行能力に関する実質的な競争性を確保するための改善が必要と考える。</p> <p>なお、本事業の審査結果では、70点未満の採点をした審査員や不安要素、次回募集に関する課題をコメントする審査員がいた。最低基準60%以上を確保しているため、当該1者が選定されているが、競争性の確保という点では課題を残す結果となった。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>令和7年度の事業者選定は、公募期間を十分に設け、積極的かつ幅広く周知を行った。その結果、複数の事業者から応募があり、一定の競争性を確保した上で企画コンペ方式による審査を実施した。今後も競争性を確保し、適正な事業者の選定に取り組んでいく。</p>
③ 東京圏向け「さが移住サポートデスク」運営及び情報発信について（監査意見）	
<p>ふるさと帰郷支援センターには、「さが移住サポートデスク」を含めて全国の都道府県の移住相談ブースが設けられている。同センターで開催するセミナーの集客数や、相談ブースでの相談件数は、同センターが公表する「移住希望地ランキング」（セミナー部門、相談ブース部門）の集計に反映されることになっており、また、当該ランキングは毎年多くのメディアに取り上げられ注目度が高いとの理由で、県は、当該ランキング（セミナー部門）10位以内を目標としている。目標を達成すべく、県はセミナー（オンラインを含む）の開催回数を増やしており、令和2年度セミナー部門3位、令和3年度同8位という結果を残している。</p> <p>セミナー開催回数を増やすこと、注目度を上げること自体は否定しないが、重要なのはその先の移住件数である。例えば、移住件数÷セミナー集客数を他都道府県と比較して、その本質的な効果を測定しなければならない。セミナーは一定のコストを掛けて開催しており、もし移住件数÷セミナー件数が他都道府県よりも相対的に低いのであれば、当該施策は見直す必要がある。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>移住者数のカウント方法が都道府県によって異なること、セミナーは主に首都圏を対象としているが、都道府県は出身エリアごとの移住者数を必ずしも公表していないことから、移住件数/セミナー件数で成果を測ることは困難であると考え。なお、セミナー等の開催を実際の移住につなげていくことは重要であり、参加後の行動につながるよう開催内容・方式について見直しを行うとともに、参加者へのフォローを積極的に行っていく。</p>
④ ニーズに応じた広報について（監査意見）	
<p>令和5年度では、委託により「福岡都市圏及び長崎県における佐賀県への移住意向等調査・集計業務」がなされている。</p> <p>当該業務の調査結果によれば、福岡地区の居住者の移住への興味は、「自然豊かなところに住みたい」、「生活費が抑えられる場所に住みたいから」、「仕事を探しているから」が続く。更に、佐賀県への移住に興味ありの層の興味は、「自然豊かなところに住みたい」、「生活費が抑えられる場所に住みたいから」が続く。</p> <p>佐賀県の移住や子育てに関する情報サイトには、自然や公園に関する情報はあがるが、物価水準や地価水準、家賃水準、平均面積等と言った「生活費が抑えられる場所に住みたいから」との興味に対応した情報は特になく。このような情報も関連サイト等で提供して、佐賀県のアピールポイントを示してみようか。検討頂きたい。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>令和6年度からは、福岡県在住の子育て世代をターゲットにして、新たに「こそバ（子育てパフォーマンス）さいこうな佐賀県」をキャッチフレーズに広報展開を行っている。その中で、ご意見いただいた、地価水準、家賃水準、平均面積等が、福岡県をはじめとした九州各県と比較しても優れている点をランディングページ等にまとめて発信しているところである。</p>
⑤ 東京圏向け“さが暮らしセミナー”について（監査意見）	
<p>本事業のセミナーの集客数は、目標200名に対して63名（31%）に留まった。広報の問題なのか、企画自体の問題なのか、仕様書設計、審査方法等も含めて検証が必要である。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>今後は、事業の目的に即した参加者を確実に獲得できるよう、企画内容とターゲットの再整理を行い、関心度の高い層に重点を置いた広報手法へ改善を進めていきたい。</p> <p>併せて、仕様書設計や審査方法についても、単なる集客数だけではなく、ターゲット層への到達度や参加後の行動につながる取組を適切に評価できるよう見直しを行い、事業効果の向上を図っていきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容																								
第4 個別の監査結果及び監査意見																									
9. 移住支援事業																									
① テレワーク要件以外の移住促進について（監査意見）																									
<p>本事業における過去3年度の要件別移住者の推移は、下表の通りであり、テレワーク要件の移住者の割合が高い。</p> <table border="1" data-bbox="193 293 553 439"> <thead> <tr> <th>単位：件</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレワーク</td> <td>8 (38%)</td> <td>20 (67%)</td> <td>20 (57%)</td> </tr> <tr> <td>就職</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>起業</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>関係人口</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21</td> <td>30</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>テレワーク要件は、佐賀県を生活の本拠とし、移住元（東京圏）での業務を引続き行うことである。テレワーク要件の移住者の職種としては、IT系やコンサルタントが多い。</p> <p>本事業の目的は、東京圏からのUターンによる移住促進及び担い手不足の解消を図ることである。全国的に少子高齢化により労働人口比率が低下しているが、特に地方は中小企業を中心に人手不足の状況が深刻であり、移住促進により担い手を確保しようとするものである。</p> <p>テレワーク要件の移住は、地域人口の増加をもたらすが、担い手不足の解消には直接的には繋がらない。今後は、テレワーク要件の移住に加えて、県内企業との就職マッチング支援等を強化して、県内就職の要件の移住を増加させる必要がある。</p>	単位：件	R3年度	R4年度	R5年度	テレワーク	8 (38%)	20 (67%)	20 (57%)	就職	9	5	8	起業	2	1	2	関係人口	2	4	5	計	21	30	35	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>これまで国の移住支援事業と県独自の移住支援事業の両輪で支援を行ってきたところ。</p> <p>国の移住支援事業では、東京圏からのUターンによる移住促進及び担い手不足の解消を図る観点から、テレワークによる移住も対象としており、地域人口の確保という観点から一定の効果があると考えている。一方で、地域産業の担い手確保を目的とした、さが暮らしスタート支援事業費補助や未来につなぐさが移住支援事業費補助等の県独自の移住支援事業は、人材不足の県内企業への就職、農林漁業への就業、居住を目的とした空き家の取得、起業、伝統工芸、スポーツ等の担い手要件に限定し、テレワーク要件は設けていない。</p> <p>今後も、これまでのテレワーク移住の実績も踏まえつつ、県内での就業・定着に結びつく移住支援策やマッチング支援をより一層強化し、地域の担い手確保につなげていく。</p>
単位：件	R3年度	R4年度	R5年度																						
テレワーク	8 (38%)	20 (67%)	20 (57%)																						
就職	9	5	8																						
起業	2	1	2																						
関係人口	2	4	5																						
計	21	30	35																						
② 過去移住者等の属性等データ分析について（監査意見）																									
<p>「今後の事業展開」に県も記載している通り、ターゲットエリアや世代を意識しながら、移住希望者のニーズに応じてきめ細かな対応を進めていく必要がある。また、内閣府地方創生推進局「令和5年度における地方創生交付金(移住・企業・就業タイプ)の取扱いについて」には、移住支援事業の仕組みとして、「移住促進に効果の高い業種・職種を分析し、当該マッチングの重点化を図るための取組を明示すること」と記載されている。</p> <p>佐賀県では、東京圏以外も含めて、現状、ターゲット層を定める際に必要となるデータ（過去の移住者やお試しテレワーク移住者の属性等に関するデータ）の集約が一定の範囲でなされているものの、より効果的なものとなる様に改善が必要である。属性データとしては、例えば、就職移住・テレワーク移住の元の業種・職種分類、県内就職先の業種・職種分類、移住者・世帯の年代分布・人数分布、持ち家・賃貸（移住元、移住先）、出身都道府県、移住先県内市町村、移住目的、佐賀県を選定した理由などであろう。また、移住希望者のニーズは、別事業の「お試しテレワーク移住者」に対するアンケート等により、貴重な情報を得られる。</p> <p>属性データ分析、アンケート等により、マッチングの重点化を図るための取組を明示し、今後の移住促進施策がより効率的・効果的に実施される必要がある。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>移住者の属性データは、支援制度利用や移住相談などを通じて収集・集約をしているところである。より効率的・効果的な事業実施のため、個人情報の適切な取扱いの範囲内でどのようなことができるのか、引き続き検討していきたい。</p>																								

監査結果及び意見	措置の内容																								
第4 個別の監査結果及び監査意見																									
9. 移住支援事業																									
① テレワーク要件以外の移住促進について（監査意見）																									
<p>本事業における過去3年度の要件別移住者の推移は、下表の通りであり、テレワーク要件の移住者の割合が高い。</p> <table border="1" data-bbox="193 293 553 439"> <thead> <tr> <th>単位：件</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレワーク</td> <td>8 (38%)</td> <td>20 (67%)</td> <td>20 (57%)</td> </tr> <tr> <td>就職</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>起業</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>関係人口</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21</td> <td>30</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>テレワーク要件は、佐賀県を生活の本拠とし、移住元（東京圏）での業務を引続き行うことである。テレワーク要件の移住者の職種としては、IT系やコンサルタントが多い。</p> <p>本事業の目的は、東京圏からのUターンによる移住促進及び担い手不足の解消を図ることである。全国的に少子高齢化により労働人口比率が低下しているが、特に地方は中小企業を中心に人手不足の状況が深刻であり、移住促進により担い手を確保しようとするものである。</p> <p>テレワーク要件の移住は、地域人口の増加をもたらすが、担い手不足の解消には直接的には繋がらない。今後は、テレワーク要件の移住に加えて、県内企業との就職マッチング支援等を強化して、県内就職の要件の移住を増加させる必要がある。</p>	単位：件	R3年度	R4年度	R5年度	テレワーク	8 (38%)	20 (67%)	20 (57%)	就職	9	5	8	起業	2	1	2	関係人口	2	4	5	計	21	30	35	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>これまで国の移住支援事業と県独自の移住支援事業の両輪で支援を行ってきたところ。国の移住支援事業では、東京圏からのUターンによる移住促進及び担い手不足の解消を図る観点から、テレワークによる移住も対象としており、地域人口の確保という観点から一定の効果があると考えている。一方で、地域産業の担い手確保を目的とした、さが暮らしスタート支援事業費補助や未来につなぐさが移住支援事業費補助等の県独自の移住支援事業は、人材不足の県内企業への就職、農林漁業への就業、居住を目的とした空き家の取得、起業、伝統工芸、スポーツ等の担い手要件に限定し、テレワーク要件は設けていない。</p> <p>今後も、これまでのテレワーク移住の実績も踏まえつつ、県内での就業・定着に結びつく移住支援策やマッチング支援をより一層強化し、地域の担い手確保につなげていく。</p>
単位：件	R3年度	R4年度	R5年度																						
テレワーク	8 (38%)	20 (67%)	20 (57%)																						
就職	9	5	8																						
起業	2	1	2																						
関係人口	2	4	5																						
計	21	30	35																						
② 過去移住者等の属性等データ分析について（監査意見）																									
<p>「今後の事業展開」にも記載している通り、ターゲットエリアや世代を意識しながら、移住希望者のニーズに応じてきめ細かな対応を進めていく必要がある。また、内閣府地方創生推進局「令和5年度における地方創生交付金(移住・企業・就業タイプ)の取扱いについて」には、移住支援事業の仕組みとして、「移住促進に効果の高い業種・職種を分析し、当該マッチングの重点化を図るための取組を明示すること」と記載されている。</p> <p>佐賀県では、東京圏以外も含めて、現状、ターゲット層を定める際に必要となるデータ（過去の移住者やお試しテレワーク移住者の属性等に関するデータ）の集約が一定の範囲でなされているものの、より効果的なものとなる様に改善が必要である。属性データとしては、例えば、就職移住・テレワーク移住の元の業種・職種分類、県内就職先の業種・職種分類、移住者・世帯の年代分布・人数分布、持ち家・賃貸（移住元、移住先）、出身都道府県、移住先県内市町村、移住目的、佐賀県を選定した理由などであろう。また、移住希望者のニーズは、別事業の「お試しテレワーク移住者」に対するアンケート等により、貴重な情報を得られる。</p> <p>属性データ分析、アンケート等により、マッチングの重点化を図るための取組を明示し、今後の移住促進施策がより効率的・効果的に実施される必要がある。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>移住者の属性データは、支援制度利用や移住相談などを通じて収集・集約をしているところである。より効率的・効果的な事業実施のため、個人情報の適切な取扱いの範囲内でどのようなことができるのか、引き続き検討していきたい。</p>																								

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
10. お試しテレワーク移住補助	
① 補助対象経費の項目別限度額について（監査意見）	
<p>補助対象経費は、宿泊費（飲食代相当額は含まない）、交通費、施設利用料（テレワーク拠点等）、レンタカーとなっている。このうち、宿泊費の限度額は、10,000円/泊と定められているが、その他の項目は限度額が設定されていない。</p> <p>令和5年度のお試し移住者の中には、宿泊期間5泊で補助限度額15万円が支給されている事例があった。これは、施設利用料として5日間で71,500円の補助金交付申請がなされていたためである。本事業の趣旨、宿泊費限度水準からすると、施設利用料が5日間で71,500円は過大と考えられる。交付要綱等の不備と考えられ、宿泊費以外の限度額設定について、改訂が必要である。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>施設利用料については、令和7年度から1日当たり5,000円の上限を定めるところ。また交通費については令和6年度から合理的経路かつ経済的な料金が対象であることを改めて明記した。なおレンタカーについては、既に別事業としてレンタカー費用助成を行っていたことから、同じく令和6年度からお試しテレワーク移住補助の対象から外すとともに、補助の重複を避ける観点からお試しテレワークによる滞在期間中は既存のレンタカー費用助成との併用ができないこととした。</p>
② 実績報告書の有効活用について（監査意見）	
<p>お試しテレワーク移住者（以下、「お試し移住者」と言う。）の感想事例は、今後の佐賀県の移住施策を検討するに当たって、重要と考える。なぜなら、既に県内に移住した人は、基本的には佐賀県の環境にフィットした人であろうから、前向きな感想が多いと思われる。一方、お試し移住者は、お試し期間中の体験に基づく前向きな意見だけでなく、否定的な意見もあろう。実際に、お試し移住者の実績報告書の感想には、下記の様な事例があった。</p> <div data-bbox="167 622 686 766" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>自然豊かな佐賀県で子どもが幼少期を過ごすことは貴重である一方で、懸念されるのは首都圏と地方の教育格差である。幼少期は地方移住し、子どもが成長すれば首都圏に再移住などと考えている。今後情報集したい内容は、子育て環境（観光地、公園、レジャー施設）、教育環境（公教育、民間教育）。</p> <p>実際にその場に暮らしてみることの良い面と悪い面の両方が見えたので良かった（具体的記載はなし）。</p> </div> <p>今後は、実績報告書の様式を改訂し、良い面と悪い面の具体的内容の記載欄を設けて、その記載内容を集約して移住候補者のニーズを把握し、今後の移住施策に活かす必要があると考える。また、都市部と地方の教育環境の格差は如何ともし難い部分ではあるが、上記の様な意見（収集したい情報など）は、「子育てし大県さが」プロジェクトなどの施策推進においても参考になるものと考えられ、共有を図るべきと考える。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>利用者の感想事例は今後の施策の参考になることから、否定的な意見も記載しやすくなるよう記載欄を改善するとともに、関係する部署があれば共有することとした。</p>
③ 補助限度額について（監査意見）	
<p>本事業は、15日(14泊)以上3ヶ月以内の期間、佐賀県に滞在し、お試し移住活動を実施する者に対して、活動経費の一部を補助する事業である。</p> <p>補助限度額は、最短滞在期間15日を前提に15万円（＝活動費積算額20万円×補助率3/4）とされている。積算額20万円は、交通費6万円+宿泊費14万円(=14泊×1万円)として算出されている。</p> <p>一方、一人当り滞在期間（市町のお試し住宅利用者は除く）は、IT系やコンサルタントの様な職種を中心に、20日～30日というお試し移住者も多い（市町のお試し住宅利用者は50日、90日もの移住者もいる）。この様な実情を考慮すると、本県へのお試し移住の潜在的な需要を掘り越すために、補助限度額の積算は、最短日数15日ではなく、30日あたりまで増やしても良いのではないだろうか。</p> <p>監査意見②に記載の通り、お試しテレワーク移住補助事業は、県の移住施策推進に当たって参考となる様々な意見も得られる事業であり、まずは佐賀を知って貰い移住に繋げるためにも、重要な事業と考えられる。また、佐賀県は、もともとは最短期間1ヶ月のお試し移住を想定していたが、他県の事例を参考にした結果、2週間に短縮している。</p> <p>移住に繋がるお試し移住者の増加に向けて、検討して頂きたいと考える。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>本事業の利用者がテレワークが可能かどうかの見極め、生活環境の体験、移住に向けた情報集収集を行うには、2週間程度あれば必要最小限のことはできるという考えから最短滞在期間を15日で設定している。なお、利用者や相談者からも、期間延長に関する強いニーズ等もないことから、現時点では見直しは考えていない。</p>

監査結果及び意見		措置の内容																
第4 個別の監査結果及び監査意見																		
11. さが暮らしスタート支援事業																		
① 移住等に関する要件の見直し(緩和)について (監査意見)																		
<p>本事業の目的は、地域における担い手不足の解消や地域課題の解決を図るため、市町とともに移住・定住の促進に取り組むことである。県の資料(令和4年度申請状況を踏まえた対応)によれば、「移住希望者にとってのネック」、「要件見直しの検討状況」として、以下の様に纏められていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>移住希望者にとってのネック</th> <th>要件見直しの検討状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年齢要件</td> <td>49歳以下の現役世代に限定しており、地域の担い手要件を満たしても50歳以上は非対象。</td> <td>年齢制限の緩和(59歳以下)を検討。</td> </tr> <tr> <td>移住元要件</td> <td>佐賀県外に通算5年以上居住したことを要件としており、新卒で県外に就職した若年層が、2年～3年でUターンする場合は非対象。</td> <td>年数を緩和することで、大学生の新卒就職が対象に含まれるのは趣旨にそぐわないため、要件設定は妥当。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域の担い手要件</td> <td>人手不足企業 就職先が「さがUターンナビ」掲載の移住支援金対象求人に限定。</td> <td>就職先に一定の基準設定は必要であり、県内人手不足企業の求人に限定するため、要件の設定は妥当。</td> </tr> <tr> <td>農林漁業 トレーニングファームに入校するだけでは非対象(経営開始資金交付決定が必要)。</td> <td>トレーニングファームに入校した時点で農業を学んでいる段階で、就職したとは認められないため、要件の設定は妥当。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他に社会的起業、空きや活用の要件検討があるが、本報告書上は記載省略。</td> </tr> </tbody> </table>		要件	移住希望者にとってのネック	要件見直しの検討状況	年齢要件	49歳以下の現役世代に限定しており、地域の担い手要件を満たしても50歳以上は非対象。	年齢制限の緩和(59歳以下)を検討。	移住元要件	佐賀県外に通算5年以上居住したことを要件としており、新卒で県外に就職した若年層が、2年～3年でUターンする場合は非対象。	年数を緩和することで、大学生の新卒就職が対象に含まれるのは趣旨にそぐわないため、要件設定は妥当。	地域の担い手要件	人手不足企業 就職先が「さがUターンナビ」掲載の移住支援金対象求人に限定。	就職先に一定の基準設定は必要であり、県内人手不足企業の求人に限定するため、要件の設定は妥当。	農林漁業 トレーニングファームに入校するだけでは非対象(経営開始資金交付決定が必要)。	トレーニングファームに入校した時点で農業を学んでいる段階で、就職したとは認められないため、要件の設定は妥当。	その他に社会的起業、空きや活用の要件検討があるが、本報告書上は記載省略。		<p>(さが創生推進課 移住支援室)</p> <p>本事業は地域における担い手不足の解消や地域課題の解決を図るために実施しており、全国からの移住者を対象にしている。</p> <p>若年層の県外流出が続いていることは重要な課題と認識しているが、移住元の要件を県内出身者に限定して短縮した場合、短期間での県外滞在も対象となり、結果として若年層の流出を誘発する懸念もあるため、慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>一方でご意見のとおり、県内出身者のUターン促進は重要な課題であることから、さが暮らしの魅力発信に引き続き取り組むとともに、より効果的な施策の検討に努めたい。</p>
要件	移住希望者にとってのネック	要件見直しの検討状況																
年齢要件	49歳以下の現役世代に限定しており、地域の担い手要件を満たしても50歳以上は非対象。	年齢制限の緩和(59歳以下)を検討。																
移住元要件	佐賀県外に通算5年以上居住したことを要件としており、新卒で県外に就職した若年層が、2年～3年でUターンする場合は非対象。	年数を緩和することで、大学生の新卒就職が対象に含まれるのは趣旨にそぐわないため、要件設定は妥当。																
地域の担い手要件	人手不足企業 就職先が「さがUターンナビ」掲載の移住支援金対象求人に限定。	就職先に一定の基準設定は必要であり、県内人手不足企業の求人に限定するため、要件の設定は妥当。																
	農林漁業 トレーニングファームに入校するだけでは非対象(経営開始資金交付決定が必要)。	トレーニングファームに入校した時点で農業を学んでいる段階で、就職したとは認められないため、要件の設定は妥当。																
	その他に社会的起業、空きや活用の要件検討があるが、本報告書上は記載省略。																	
<p>上記のうち、年齢要件は、令和5年度から改訂され59歳以下となっている。国内では健康寿命も延びおり、人手不足のなか中高年層の活躍は今後の重要なテーマであり、合理的と考えられる。</p> <p>移住元要件は、「通算5年以上佐賀県外に居住」が要件となっている。上表の通り、高校卒業後に県外に就職した若年層が2年～3年でUターンする場合は支援対象外となるため、5年を短縮することを検討するものであるが、短縮した場合は県外4年生大学に進学した後に県内企業に就職した場合が含まれてしまうので、本事業の趣旨にそぐわないとの検討結果となっている。</p> <p>佐賀県では、高校卒業後の就職・進学による県外流出が長年の課題であるため、流出回避、Uターン促進が重要なテーマとなっており、企業誘致、県立大学創設と言った施策が推進されている。この様な観点からすると、若年層のUターンに繋がる緩和の方向性は、一定範囲内で許容されても良いのではないだろうか。県内出身者に限定して2年～3年に短縮し、一方で県外に進学した学生(大学、短期大学、専修学校等)は、学生期間は県外居住期間に含めないとの条件を付せば十分と思われる。県内出身者のUターン促進に向けて検討が必要と考える。</p>																		
② 「市町が設定する要件」による支援金支給について (監査意見)																		
<p>本事業における移住件数は、令和4年度26件(単身14件、世帯12件)から令和5年度125件(単身72件、世帯53件)と大幅に増加している。要件別では、「市町が設定する要件」の移住件数が、令和4年度4件から令和5年度37件まで増加しており、更に市町別では、伊万里市の同要件による移住件数は、令和4年度3件から令和5年度34件まで増加した。伊万里市の「市町が設定する要件」には、「伊万里ふるさと企業ガイド」に掲載する求人企業への就業が含まれており、当該求人企業への就業が令和5年度は大幅に増加している。</p> <p>本事業は、地域の担い手不足の解消等を図ることを目的に、市町と共に移住・定住の促進に取り組むものである。移住支援金の支給要件の一つには、全県共通の「就職に関する要件」があり、具体的には、「さがUターンナビ」、「さがジョブナビ」に掲載されている求人企業への就業であり、かつ、求人企業が(A)人手不足産業であること、(B)資本金10億円未満であること、(C)本店所在地が東京圏ではないこと、とされている。人手不足の中小企業への就職による移住を支援するものである。</p> <p>一方、伊万里市が設けている「伊万里ふるさと企業ガイド」に掲載する求人企業への就職の要件には、上記の(A)～(C)の要件は設定されていない。そのため、(A)～(C)の要件を充足しない企業の求人にも適用されている。</p> <p>その結果、伊万里市の「伊万里ふるさと企業ガイド」に掲載する求人企業への就職の要件は、人手不足の中小企業への就職による移住を支援するという県の本事業の趣旨から外れた部分があり、また、他市町との公平性も害されるため、「市町が設定する要件」から除外する等の検討が必要と考える。なお、伊万里市が独自の要件を県に申請し、それを県が「市町が設定する要件」として承認していることから、これは県側の検討課題であることを申し添える。</p>		<p>(さが創生推進課 移住支援室)</p> <p>令和6年度の指摘を踏まえ、「市町が設定する要件」が本事業の趣旨や他市町との公平性にそぐわない点があることから、事業内容を見直し、令和7年度より当該要件を廃止した。これにより、県内で統一した「就職に関する要件」のみで運用する形に整理し、本事業の趣旨に沿った公平かつ一貫した制度運用を確保した。</p> <p>今後とも、市町と連携しながら制度運用の適正化に取り組んでいく。</p>																

③ 子育て加算の設定について（監査意見）

下表の通り、移住支援事業費補助（地方創生推進交付金）には、移住支援額に子育て加算額が設けられているが、さが暮らしスタート支援事業費補助（県単独事業）には、同加算額がない。移住支援事業費補助は、国の地方創生交付金を財源として、全国自治体は国が設定した共通条件で運用している。なお、子育て加算は、令和4年度までは30万円であったが、令和5年度より100万円に増額されている。

事業区分	目的、移住等の要件	移住支援金
移住支援事業費補助（地方創生推進交付金）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京圏からの UJI ターンによる移住促進及び担い手不足の解消を図る ・東京 23 区又は東京圏（条件不利地域以外）に在住で東京 23 区への通勤者、佐賀県内に移住、年齢制限はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・単身 60 万円、世帯 100 万円 ・子育て加算：18 歳未満の世帯員を帯同した場合は、18 歳未満一人につき 100 万円加算
さが暮らしスタート支援事業費補助（県単独事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における担い手不足の解消や地域課題の解決を図るため、市町と共に移住・定住の促進に取り組む ・59 歳以下の者が佐賀県外から佐賀県内に移住 	<ul style="list-style-type: none"> ・単身 60 万円、世帯 100 万円 ・子育て加算なし

佐賀県は、「子育てし大県さが」プロジェクトを実施しているが、当該プロジェクトでは、経済的支援以外をアピールする側面が強いが、経済的支援もやはり重要である。財源の問題はあるが、子育て支援は将来への投資であり、「子育てし大県さが」として、県単独事業においても子育て加算設定を検討して頂きたいものとする。

（さが創生推進課 移住支援室）

本事業は、地域の担い手不足の解消や地域課題の解決につながる人材の確保を目的としており、地域での活躍を担う層を広く全国から受け入れる制度として運用している。そのため、東京圏からの移住者に限定した移住支援事業費補助とは対象範囲が異なり、全国からの申請を受け付けることから申請母数が大きくなる特徴がある。

このような制度目的と対象者の広さを踏まえ、限られた財源の中でより多くの移住者を支援するために、子育て加算は設けていない。

一方で、移住支援においても子育て世帯の移住と定住は重要な柱と捉えており、「子育てし大県さが」の施策と組み合わせながら、子育て世帯が移住しやすい環境づくりや支援の充実にさらに進めていきたい。

④ 誓約事項の参考様式について（監査意見）

「佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領」内には参考様式として「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」が記載されている。これは、移住者が交付金を申請するに当たり市町に提出する誓約事項の標準様式を県が定めたものである。

誓約事項には、一定事由に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額を返還することなどが記載されているが、上記の参考様式に関して、実施要領に定める内容と相違する部分があった。「地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合」は「全額」の返還を要するが、参考様式には「半額」と記載されていた。当該様式は、令和6年4月1日施行の実施要領からは改訂されていたが、返還額という重要項目であり、様式作成に際して間違いが許される様なものではない。部署内のチェック体制等の改善が求められる。

（さが創生推進課 移住支援室）

誓約事項の参考様式に誤記があったことを受け、様式改訂時のチェック体制を強化した。具体的には、様式を修正した担当者以外の担当者と2名体制で確認を行い、その後、決裁時に室内の複数の職員で確認を行う。

参考様式は令和6年4月1日施行の実施要領から改訂しているが、今後も厳格なチェック体制のもと適正な様式管理に取り組む。

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
12. 人材確保プロジェクト推進事業	
① ターゲット層来場者数の未達について（監査意見）	
<p>本事業の目的は、「コロナ禍をきっかけに大都市圏の若者の地方への関心が高まっている状況を捉え、東京圏から本県への新しい人の流れをつくり、佐賀県に暮らし、地域の将来を担う人材を確保する」ことである。</p> <p>本事業の業務委託仕様書によれば、ターゲット年代や目標人数は、イベントⅠ（市町の移住PRブース、県内企業のPRブース、県の移住相談窓口、県内支援機関のブースなど）は、20代～40代、目標人数150名以上であり、イベントⅡ（県内企業の業務体験などのワークショップ等）は大学生、目標人数30名～40名としている。</p> <p>一方、来場者実績は、イベントⅠは185名（122組）であり、ターゲット年代の20代から40代が64%（78組、118名程）、50代以降が34%（42組、64名程）であった。また、イベントⅡのターゲット年代は12名（延べ数）に留まっていた。県内企業がイベントⅠに26社、イベントⅡに12社も出展していたが、ターゲット年代の来場者数が目標に対して少なかったこともあり、県内企業へのアンケート結果では、満足4.8%、やや満足38.1%、どちらとも言えない33.3%、やや不満14.3%、不満9.5%となっており、満足度は決して高くはない。</p> <p>県費を掛けた事業であり、また、企業も経費を掛けての出展である。そもそもの企画自体の問題なのか、それともイベントの広報・集客方法等に問題があったのか、プロポーザル方式における審査方法も含めて検証、改善が必要である。</p> <p>なお、プロポーザル方式では5者が応募して、5人の審査員による審査がなされている。本件受託者（当選者）に対する採点結果は、県職員審査員4名の採点では全て1位であったが、外部審査員1名の採点では最下位であった。他のプロポーザル方式、企画コンペ方式において、受託者（当選者）が特定の審査員において最下位となるケースはほぼない。審査員間の採点基準、採点結果の相違について改めて検証する必要がある。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>イベントⅠは、来場者目標を達成していた一方、イベントⅡは目標人数を下回る結果となった。イベントⅡは主に大学生を対象に実施したが、実施日が大学の学祭と重なる時期でもあり集客に苦戦した。今後は、会場の都合も踏まえつつ、ターゲット層が来場しやすい時期でのイベント開催を検討したい。</p> <p>出展者満足度に関しては、「やや不満、不満」と回答した理由として、来場者数やブースへの訪問数が少なかったことが上げられた。今後は、佐賀県のことをよく知らない層にも関心を持ってもらえるようにイベントのコンテンツの充実を図るとともに、来場者一人当たりのブース回遊数を増やすための回遊促進策を検討したい。</p> <p>審査に関しては、外部審査員を招聘する理由が幅広い意見や県職員とは異なる視点を期待するためであり、採点結果の相違については、想定範囲内である。本事業のプロポーザル審査要領において「各審査員の評点の総計の合計点をふまえ、企画の可否、有効性について協議し、決定する」としており、審査会では、採点結果の相違も考慮した上で協議を行い受託候補者を決定している。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
13. さがすき推進事業	
① 佐賀さいこう！企画甲子園応募状況について（監査意見）	
<p>さがすき推進事業の主な事業は、佐賀さいこう！企画甲子園の開催である。「県内外の高校生が佐賀の魅力を発掘・再認識する機会として、佐賀の魅力を語り、その魅力を活かした企画で競い合う企画コンテスト」である。</p> <p>佐賀県内の多くの高校より応募があり、複数のチームが応募している高校もある。また県外の高校からも応募がある。応募人数はいずれも3桁を超えており、事業は概ね好調に推移しているものの、令和2年度の応募チーム数65チーム、応募人数236名をピークに、その後は減少傾向にあり、令和5年度の応募チーム数36チーム、応募人数133名となっている。</p> <p>佐賀さいこう！企画甲子園は、①佐賀の地域資源の素晴らしさや県の施策、企画提案の作成などを学ぶプレ講座②予選会③ワークショップ合宿（予選通過の8チーム）④企画コンテスト（プレゼンテーションによる本選）⑤企画の事業化と、佐賀県の素晴らしさを高校生に知ってもらうだけでなく、高校生にとっては、県の施策政策への理解、企画提案力、プレゼンテーション能力を高める実践教育の場でもある。</p> <p>減少の理由についてヒアリングしたところ、詳細は不明であるが、予選会で8チーム程度に絞り込むことで、多くの高校生がワークショップやプレゼンテーションに参加することが出来ないことも一因ではないかとの意見も出た。</p> <p>そうであるならば、予選通過のチームを増やし、本選を2回に分けてみるなどの工夫も考えられる。</p> <p>県としては、企画甲子園に参加する高校生の増加を目標として、高校生の県の施策政策への理解、企画提案力、プレゼンテーション能力を高める機会と、佐賀の魅力を発掘・再認識する機会を、今まで以上に増やす方法について検討されたい。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>佐賀さいこう！企画甲子園により多くの高校生に参加してもらうため、これまで、各高校を訪問し、担当教員等へ事業の説明や県立高校及び私立高校の校長会での案内、企画立案に対するハードルを下げるための企画体験会の開催などに取り組んできたところである。</p> <p>今後は、これまでの取組に加え、全校集会や生徒自身が課題を見つけ、解決について考える探求学習の時間等において、直接高校生に事業の案内を行うなど、更に多くの高校生の参加促進に向けた取組を検討していきたい。</p>
② 参加申込書について（監査意見）	
<p>佐賀さいこう！企画甲子園に応募する学生は、参加チームごとに参加申込書を作成し、佐賀県に提出している。参加申込書は佐賀県で様式を作成し、チーム名と参加者の氏名、性別、住所、自宅電話、本人携帯、メールアドレス、学校名、生年月日と特定個人情報が記載されることとなっている。</p> <p>そこで、令和5年度の「佐賀さいこう企画甲子園参加申込書」を閲覧したところ、すべて記載しているチームもあれば、住所と自宅電話は記載していないチーム、本人携帯も記載していないチームもあった。</p> <p>参加者の自宅住所は不要であるし、保護者と連絡を行うため、保護者との連絡先を記載することはやむを得ないが、それは別途保護者同意書に記載されているため、参加申込書には自宅電話も記載不要である。</p> <p>生年月日については、参加者の情報としては不要であるが、事業の一環で合宿する際に、佐賀県が保険に加入しており、その際、生年月日は必要になるとの説明であった。</p> <p>参加申込書は委託業者には出しておらず、県庁内のみでの保管であるとのことであったが、そもそも個人情報保護のためには、個人情報の入手を最小限に止めるべきである。</p> <p>参加申込書の記載内容については再検討を行い、必要最小限の情報のみを入手するようにつとめられたい。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>これまで、予選通過チームが参加するワークショップ合宿に係る保険加入の際に必要な個人情報を、参加申込時点で全参加者から収集していたが、いただいたご意見を踏まえ検討した結果、参加申込時点では必要最小限の個人情報を収集するよう申込書様式を改めた。</p>

<p>③ 特命随意契約について（監査意見）</p> <p>佐賀さよう！企画甲子園企画・運営業務委託については、事業開始初年度である平成29年度に公募による企画コンペを行い、4事業者の中から最優秀者を選定し、最優秀者を委託先として随意契約を行った。</p> <p>それ以来、令和5年度まで継続して、当該委託先と特命随意契約を締結している。</p> <p>平成30年度の契約前に行われた「佐賀さよう！企画甲子園企画・運営業務委託契約に係る随意契約協議」では、さが創生推進課担当者が記載した特命随意契約の理由として、委託者が他の企画コンペ参加者に対して優れていた点が記載され、その要素を活用しながら運営を行ったことが記載されていたが、新たに企画コンペを実施することで、現在の委託者よりもさらに優れた者が参加する可能性があることを否定できていない。</p> <p>また、さが創生推進課の現時点における検討意見として、「本事業は、高校生を対象としたコンテストといった単純な一過性のイベントではなく、募集からワークショップ合宿、企画コンテストまでの一連の流れを通じた、高校生の企画力や表現力（資料作成能力、プレゼンテーション能力等）を向上させ、佐賀に対して誇りや愛着を持つための意識情勢を行うキャリア教育に近い事業である。本事業の実施には、①企画提案能力を高めるためのプログラムや高校生の思考傾向の把握、各生徒への指導、コミュニケーションをとるための知識やノウハウを有すること、②高校生の企画提案を磨き上げるきめ細やかなサポート体制の構築が可能であること、③地域振興、地方創生の分野に深い知識・ノウハウを有」することが必要不可欠であり、委託者は「これら3点を全て兼ね備えた事業者」であることが意見として記載されていた。</p> <p>以上の特命随意契約を実施した理由のうち、委託者が「これら3点を全て兼ね備えた事業者」であることについては、委託者は当該事業を継続して実施することで「これら3点を兼ね備えた事業者」になったのであって、平成29年に実施した企画コンペに参加した他の事業者が契約相手先であっても「これら3点を兼ね備えた事業者」となりうるので、特命随意契約の理由として不十分である。</p> <p>深い知識やノウハウを有する点についても他の業者が当該委託契約を実施することにより積み上げることは可能であり、例えば3年などの複数年にわたり当該事業を継続して実施する理由にはなるが、その後も企画コンペ等を実施することなく特命随意契約を継続する理由として不十分である。</p> <p>特命随意契約の理由としては、「これら3点を全て兼ね備えた事業者」が委託者のみであること、もしくは3点で他者よりも著しく優れていることについて、「きめ細かい」、「深い」、「ノウハウ」など人によって見方が変わる概念ではなく、制度的、数值的、客観的に説明する必要がある。</p> <p>事業開始以来、特命随意契約を継続することにより、当該事業者が撤退することになれば、当該事業遂行のノウハウを持った事業者がいなくなることにもなるので、県としては、対応可能な業者を複数育てるという意味においても、定期的な企画コンペなどを実施することについて検討されたい。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>「佐賀さよう！企画甲子園企画・運営業務委託契約に係る随意契約協議」に記載のとおり、①主要な事業としてキャリア教育事業を展開し、県内高校でキャリア教育に関する授業を実施している唯一の団体であること、②大学生、社会人向けのビジネススクールも展開しており、高校生の提案企画の磨き上げ支援を行うにあたり適切な人材を確保できるネットワークがあること、③地域振興、地方創生の分野に精通した人物が代表を務めており、佐賀県が進める「自発の地域づくり」の取組にも深い理解があることから、特定の一人と随意契約を締結しており、これらの要素は事業実施にあたり必要不可欠なものである。</p> <p>これらの要素を満たす事業者が現時点では確認されないものの、今後、要素を満たす事業者が確認できた場合には企画コンペ等を実施し、優れた者を委託先としたい。</p>
<p>④ 日めくりカレンダー事業の見直しについて（監査意見）</p> <p>佐賀さよう！ツール（日めくりカレンダー・法被）の作成・管理については、カレンダーの配布部数2,700部、販売部数2,300部（実際の販売部数1,961部）で委託料が9,051,900円（消費税等込み）がかかっている。</p> <p>販売は委託業者が責任をもって販売する（販売価格は1,800円）ものであるため、委託料を配布部数で割るとカレンダー1部の配布に3,352円がかかっている計算となる。販売部数の2,300部も含めて5,000部が出回っていることを考慮すると、カレンダー1部の配布に1,810円がかかっている計算となる。特別な企画により作成されたカレンダーではあるが、現在のカレンダーの市場価格と比較して、コストが高止まりしている懸念がある。</p> <p>また、デジタル社会において、カレンダーを配布することが、県民の「佐賀県を誇りに思う意識」や「佐賀県への愛着度」を高める効果に繋がるのか、費用対効果が充分にあるのか疑問である。デジタル社会において、県が認知を深めたいとする若い世代ほど紙の日めくりカレンダーを利用する機会は乏しく、利用者も以前より少なくなっているものと思われる。実際、日めくりカレンダーを製造する業者が国内に見当たらないとして、佐賀さよう！日めくりカレンダーは中国で製造を行っている。</p> <p>また日めくりカレンダーは、その構造上、作成するために木材等の伐採が必要となるだけでなく、毎日紙のごみが発生してしまうものでもある。</p> <p>持続可能な開発目標（略称: SDGs）が2030年までに達成すべき目標として国連で採択され、我が国においても推進すべき目標となっており、その目標の中に「持続可能な森林の経営、砂漠化への対処」や「持続可能な生産消費形態を確保する」が存在している。</p> <p>佐賀県においても資源循環型社会や持続可能な開発目標を推進する立場にある。</p> <p>以上のように、当該事業の推進には多額の委託費用が必要であること、日めくりカレンダーを利用する機会が限定されていること、紙を大量に使用する事業であることを考慮して、県としては、佐賀県を多くの人に知ってもらう事業として当該事業が適切かつ有意義なものであるのかについて再検討を行われたい。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>佐賀県の地域資源を日常的に意識し、佐賀県の素晴らしさを再認識することで、若い世代を含む県民の佐賀県に対する愛着や誇りを醸成するため、日めくりカレンダーを作成している。</p> <p>カレンダーの作成にあたっては、県民からイラストやクイズを公募することで、佐賀の素晴らしさを考えるきっかけを創出している。また、それらイラスト・クイズを掲載し、県民とともに作ったカレンダーを、県内各中学校・高校の教室だけでなく、多くの県民の目に触れる図書館や役所等の公共施設等で掲示いただくことで、県民全体の愛着や誇りの醸成に寄与していると考えられる。</p> <p>デジタル媒体にした場合、配布先での表示媒体の有無や、設定等の負担が生じる可能性があり、事業目的を達成できない可能性があることから、紙で製造を行っている。</p> <p>一方で、物価高騰も継続していることから、製造費用抑制やSDGsの観点も踏まえながら、より効果的な手法について、引き続き検討していきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
14. 地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業	
① 「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」についての報告（監査結果）	
<p>「佐賀県地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金交付要綱」の第6条第1項第10号には、「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号により速やかに知事に報告すること。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。」との規定がある。</p> <p>消費税の課税事業者が補助金を受け取る場合、消費税額の計算上、補助金は課税対象外である一方、補助対象経費が課税仕入であればその消費税等の額は仕入税額控除に含まれることで消費税納税額を減少させるため、補助金を受け取ったうえで補助対象経費に係る消費税分も負担していないという状況となる。これを調整するために、重複している消費税等の仕入税額の分だけ県に返還を要する旨を定めた規定である。</p> <p>令和5年度に交付されている補助金は、いずれも「AI運行システム等活用事業」に対して交付される補助金であり、AI運行システム等のシステム導入に係る初期費用等を対象経費とする補助金である。</p> <p>当該補助金は市町を通して民間事業者に交付されているが、まずは市町が民間事業者より「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」についての報告を受け、その結果、補助金の要返還額があれば返還を受け、返還額のうち、県の補助金を財源とする部分について市町より県に返還がなされなければならない。</p> <p>しかしながら、「佐賀県地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金交付要綱」の第6条第1項第10号に基づく「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」についての報告を受けておらず、補助金の要返還額の有無が不明な状況であった。</p> <p>県としては補助金交付先と協議し、要綱に従って漏れなく「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」についての報告を受けられたい。</p>	<p>（さが創生推進課→交通政策課 地域交通システム室）</p> <p>令和6年11月28日付で吉野ヶ里町から報告書を受理。今後は消費税込で補助金の申請があった場合、その時点で消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告が必要な旨を申請者に周知している。</p>
② 変更申請の手続について（監査意見）	
<p>吉野ヶ里町への補助金に対しては、令和5年4月3日に「令和5年度佐賀県地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金の交付決定について」が通知されている。補助事業に要する経費は1,802,790円、補助金は901,000円であった。</p> <p>当該補助金に関しては、その後、多くの変更手続が行われている。</p> <p>初回の変更は、令和5年6月22日に「令和5年度佐賀県地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金の交付決定の変更について」が通知された。補助金に要する経費は3,554,840円（今回増加額1,752,050円）、補助金は1,777,000円（今回増加額876,000円）であった。</p> <p>第2回目の変更は、令和5年7月4日に「令和5年度佐賀県地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金の交付決定の変更について」が通知された。補助金に要する経費は3,410,630円（今回減少額144,210円）、補助金は1,705,000円（今回減少額72,000円）であった。</p> <p>第3回目の変更は、令和5年10月16日に「令和5年度佐賀県地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金の交付決定の変更について」が通知された。補助金に要する経費は2,737,430円（今回減少額673,200円）、補助金は1,368,000円（今回減少額337,000円）であった。</p> <p>第4回目の変更は、令和5年11月20日に「令和5年度佐賀県地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金の交付決定の変更について」が通知された。補助金に要する経費は2,707,430円（今回減少額30,000円）、補助金は1,353,000円（今回減少額15,000円）であった。</p> <p>「佐賀県地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金交付要綱」には「（2）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更のない場合で、経費の配分又は増減が30%以内のものについては、この限りでない。」との規定がある。この規定に従うならば、入手した請求書が申請時の金額と異なるたびに「補助金の額」に変更が生じるため、変更金額の多寡にかかわらず、交付先の市町は補助金の変更申請が必要となり、県としても変更申請の審査を実施し、承認しなければならない。</p> <p>このように頻繁に変更申請が必要となれば、市町と県の行政コストが多額にかかるので、補助金の管理と行政コストのバランスが取れるような変更申請の方法について検討されたい。</p>	<p>（さが創生推進課→交通政策課 地域交通システム室）</p> <p>事業内容や経費配分を変更する際は、事前に申請者に申し出てもらい、申請者と県の双方が了承の上、実績報告前に1度だけ変更申請してもらって運用とする。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
15. くらしを支える移動手段支援事業	
① 誓約書の提出について（監査結果）	
<p>佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金は、市町（市町地域公共交通会議、市町法定協議会を含む）を交付対象とする奨励金であり、「佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金交付の手引き」によれば、「対象者は、本事業にかかる利用促進の取組を開始する30日前までに利用促進計画を立て、様式第1号により県に提出し、確認を受ける」こととなっている。その際、「申請者が市町地域公共交通会議、市町法定協議会の場合は、誓約書（様式第1号の2）も併せて提出すること」とされている。</p> <p>誓約書は以下の内容について、誓約するものとなっている。</p> <p>「1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>2 1の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。」</p> <p>しかしながら、神埼地域公共交通活性化協議会からは上記の誓約書が提出されていなかった。担当者によれば、神埼地域公共交通活性化協議会の関係者は市の職員であり、誓約書の内容についていずれも該当することなく問題はなかったとのことであったが、県としては、要綱に従って漏れなく誓約書を手入れされたい。</p>	<p>（さが創生推進課→交通政策課 地域交通システム室）</p> <p>令和6年12月6日付で神埼地域公共交通活性化協議会から押印された誓約書を受領。誓約書が提出されたら適切にチェックを行い、簿冊への書類の保管を徹底している。</p>
② 申請書兼請求書と、添付される算定書（根拠資料）について（監査意見）	
<p>佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金は、運行経費の補助ではなく、市町が行う利用促進や利便性向上の取組を後押しするための奨励金である。</p> <p>そこで交付金額は、算出対象となる路線又は区域の対象期間（令和5年度は令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の経常費用から経常収益を差し引き、さらに国庫補助金を受けている場合にはその金額を控除し、その結果算定された金額の10分の1としている。</p> <p>（請求額の計算式）</p> $\{ (経常費用 - 経常収益) - 国庫補助金 \} \times 1 / 10$ <p>ただし、上限額の規定があり、「各町村の算出対象となる路線又は区域において、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの実績をもとに算出された奨励金額の1.2倍」を上限とする。</p> <p>（上限額の計算式）</p> $\{ (経常費用 - 経常収益) - 国庫補助金 \} \times 1 / 10 \times 1.2$ <p>よって各市町の算出対象となる路線又は区域ごとに「請求額」と「上限額」を比較し、「上限額」が「請求額」より多ければ「請求額」が交付され、「請求額」が「上限額」より多ければ「上限額」が交付されることになる。</p> <p>「佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金交付申請書兼請求書」は、その請求金額の算定書と一緒に提出されているが、算定書の中には「請求額の計算」を行う部分と「上限額の計算」を行う部分の双方が含まれているものの、「請求額」と「上限額」を比較する部分がないため、県職員が大小比較を行ったうえで算定書に手書きで申請書兼請求書の金額をチェックして、保管している状態であった。</p> <p>算定書は、申請書兼請求書の根拠資料であることから、申請書兼請求書の金額と一致することが望ましいが、「請求額」と「上限額」を比較する資料がないため、申請書兼請求書の金額と算定書の「請求額」が一致していないものが多かった（いずれの路線も請求額が上限額を超えなければ一致する）。</p> <p>申請書兼請求書と、それに添付される算定書などの根拠資料は一致するように入手することが望ましい。業務の効率化と請求額の計算ミスを排除するためにも、「請求額」と「上限額」を比較する資料を追加し、申請者に記載してもらい、請求額と算定額が一致した申請書兼請求書を提出してもらうことを検討されたい。</p>	<p>（さが創生推進課→交通政策課 地域交通システム室）</p> <p>令和6年10月31日付で、「請求額」と「上限額」を比較できるような様式を修正した。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
16. コミュニティ移動快適サポート事業	
① 交付要綱における上限額の規定について（監査意見）	
<p>佐賀県コミュニティ移動快適サポート事業費補助金交付要綱によると、エコタイヤについては以下のよう補助率及び上限額が定められている。</p> <div data-bbox="167 302 694 414" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【補助率及び上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■エコタイヤ ○事業者等（要綱第2条に該当するもの） <p>補助率：3/4 上限額：100千円</p> </div> <p>タイヤは基本的に車両1台につき、4本必要であり、すべて一括して購入し、装着するのが一般的である。</p> <p>ここで上限額が、補助金交付先1者当たり100千円であるのか、車両1台（よってエコタイヤ4本）当たり100千円であるのか、もしくはエコタイヤ1本当たり100千円であるかが明記されておらず不明であった。</p> <p>当該補助金については3社に交付が行われているが、そのうち1社に112,000円が交付されている。交付要綱の上限が補助金交付先1者当たり100千円と定めたものであれば、上限を超えることになる。一方、交付要綱の上限が車両1台（よってエコタイヤ4本）当たり100千円であれば、上限内の補助金交付となる。</p> <p>そこで県担当者に質問したところ、交付要綱に記載されている上限とは、車両1台（よってエコタイヤ4本）当たり100千円とのことであり、市町、補助金交付先との事前協議でも車両1台当たりの上限が100千円である旨の確認が出来ており、業務上問題はなかったとの回答であった。</p> <p>補助金交付要綱は、交付する者、交付を受ける者、両者にとって明確なものであることが望ましい。その読み方によって補助金の交付上限額が何パターンか想定できるような記載は望ましくない。実務上は車両1台当たりの上限額が100千円であるとのことなので、その旨を補助金交付要綱に明記することが望ましい。</p>	<p>（さが創生推進課→交通政策課 地域交通システム室）</p> <p>本事業は令和6年度で終了したが、今後も同様の補助事業を行う場合、要綱に明記する。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
17. 地域振興対策推進	
① 契約書への仕様書のとじ込みについて（監査意見）	
<p>地域づくりWEBサイトリニューアル及び運用保守事業について、「地域づくりWEBサイトリニューアル及び運用保守業務委託契約書」を閲覧した。</p> <p>契約条項、個人情報取扱特記事項、情報セキュリティ対策特記事項などが綴じこまれていたが、地域づくりWEBサイトリニューアル及び運用保守業務委託仕様書が綴じこまれていなかった。</p> <p>仕様書は当該業務内容の詳細について、（1）サイトのリニューアルに関すること（2）サイトの運用保守に関すること、に分けて定められており、データ移行の方法、指定ページのデザイン改修及び機能改修、保守業務内容、システム障害管理について、委託業者と合意された内容が記載されている。</p> <p>さらに委託業者から提案を求める事項（11項目）と、成果物（8項目）等についての記載も重要な項目である。</p> <p>仕様書のとじ込みについては、佐賀県として明文の規定を設けているわけではないが、契約内容の確認を容易にし、委託先の履行すべき業務を明らかにし、契約内容の確実な履行に資するため、契約書に先方と契約前に最終的に合意した仕様書を綴じこむことが望ましい。</p>	<p>（さが創生推進課）</p> <p>本契約においては、契約締結時に仕様書を含めた内容について委託業者と合意していたものの、契約書編綴の際に、仕様書を契約書本体と一体として綴じ込み運用が徹底されておらず、結果として仕様書が別管理となっていた。</p> <p>なお、委託業者と最終的に合意した「地域づくりWEBサイトリニューアル及び運用保守業務委託仕様書」を改めて確認のうえ、契約書関係書類として一体的に編綴し、保管を行った。</p> <p>あわせて、当該業務の履行状況については、仕様書に基づき適切に実施されていることを確認しており、業務内容及び成果物について契約上の不備は生じていないことを確認した。</p> <p>今後は、委託契約を締結する際には、契約書、特記事項等に加え、契約前に最終的に合意した仕様書についても契約書の一部として必ず綴じ込み、契約内容の確認を容易にするとともに、委託先が履行すべき業務内容を明確にし、契約内容の確実な履行及び適正な契約事務の執行に努める。</p>
② ウェブサイトの目標設定について（監査意見）	
<p>当該事業の主な事業は、佐賀県地域づくり公式サイト「さがじかん」のWEBサイトリニューアル及び運用保守事業である。</p> <p>WEBサイトの新規作成、リニューアル、その後の保守には多額の費用がかかるため、ページビュー数やセッション数などの目標を設定し、実績と比較することによって、実績に乏しければWEBサイトの改善や廃止などの措置を検討する必要がある。</p> <p>佐賀県地域づくり公式サイト「さがじかん」では、月のページビュー4,000、セッション数1,500の目標を設定し、実績についてはWEBサイト運用保守担当者より毎月報告を受けていたため、2021年4月～2024年3月までの報告書を入手したところ、いずれの月もページビュー4,000、セッション数1,500の目標を大幅に超えている状況であった。</p> <p>そこで、月の目標、「ページビュー4,000、セッション数1,500」について、どのように算定したのか、その設定の理由について質問したところ、WEBサイト開設当初からの目標であり、不明とのことであった。</p> <p>また、ページビューとセッション数の記録が残っていた2021年4月以降、目標の更新は行われていなかった。</p> <p>例えば、有効な目標設定の方法として、佐賀県の他のWEBサイトとの比較や、他県の「地域づくり」をテーマとした同様のWEBサイトとの比較によってページビューとセッション数の目標を設定することなどが考えられる。</p> <p>現状、いずれの月もページビュー4,000、セッション数1,500の目標を超えており、目標に対する実績が超えている状況にあるが、目標が合理的であるかどうかの判断が出来ない状況にあり、目標を超えていることをもってWEBサイト開設の目的を達成しているのかどうか判断しかねる状況にあった。</p> <p>WEBサイト開設の目的は「地域づくり」の施策を広く県民、そして他県在住の人々に広く知らしめることである。</p> <p>県としては、佐賀県の他のWEBサイトとの比較や、他県の「地域づくり」をテーマとした同様のWEBサイトとの比較などにより、合理的な目標を設定し、佐賀県地域づくり公式サイト「さがじかん」が、その目的を達成しているかどうか、モニタリングを継続されたい。</p>	<p>（さが創生推進課）</p> <p>当該目標値については、WEBサイトリニューアル時に一定の目安として設定されたものであり、その後、アクセス実績の蓄積や周辺環境の変化を踏まえた検証・更新を行う体制が十分に整備されていなかった。令和6年度以降はページビュー数の実績を踏まえつつ、プッシュ型の広告展開を行ってきたところ。</p> <p>今後は、他の県公式WEBサイトや他県の同種サイトとの比較による客観的な参考指標を用いた内容の比較分析を進めることで、より適切な目標設定が行えるように検討していく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
18. 離島振興基金造成費等補助（七色の島づくり事業）	
① 実施実績や成果のない事業の見直しについて（監査意見）	
<p>離島振興補助金事業（一般分）は、佐賀県唐津市の高島、神集島、向島、加唐島、松島、馬渡島、小川島の7島の「唐津市島づくり事業」の財源となる。50%が県費、50%が市費で賄われる。</p> <p>実績報告にあたっては、各島の島づくり事業実行委員会より「島づくり事業実績書」が唐津市に提出され、その写しが佐賀県に提出されている。</p> <p>その実績報告書を開覧したところ、「唐津市島づくり事業」は①生活の安定及び定住促進事業、②島の魅力発信事業、③産業の安定事業、④七つの島活性化事業が実施されていた。</p> <p>「①生活の安定及び定住促進事業」の主な内容は、「花嫁さんいらっしやい事業」、「生活の安定事業」、「移住対策事業」、「有害鳥獣対策事業」である。「②島の魅力発信事業」の主な内容は、「離島文化保存事業」、「地域交流事業」、「環境美化事業」である。「③産業の安定事業」の主な内容は、「島の宝発見事業」や「特産品開発事業」である。なお、「④七つの島活性化事業」は七つの島活性化協議会事業負担金である。</p> <p>このうち、「①生活の安定及び定住促進事業」の「花嫁さんいらっしやい事業」は7つの島すべてにおいて50,000円の負担金が予算化されていたが、いずれの島も実施の実績はなく、予算は他の事業に流用されていた。</p> <p>「花嫁さんいらっしやい事業」の監査対象年度と過年度の実施状況をヒアリングしたところ、新型コロナウイルス感染症の影響によって近年は、令和4年度と令和元年度に実施とのことであった。</p> <p>「花嫁さんいらっしやい事業」は、その内容から参加者が限定される交流事業である。開かれた交流事業ではなく、特定の参加者を想定した交流事業については、その成果が明確でなければならぬ。「花嫁さんいらっしやい事業」であれば、成婚組数などが成果として考えられる。</p> <p>そこで、「花嫁さんいらっしやい事業」の成果について質問したところ、令和4年度成婚数は0であり、それ以前の成果は把握できていないとのことであった。</p> <p>「花嫁さんいらっしやい事業」については、ここ数年は実施していない事業、成果が把握できていない事業であることから、その必要性について疑義があると言わざるを得ない。</p> <p>ここ数年は実施していない事業、成果が把握できていない事業については、事業の内容を見直すことや廃止することを検討されたい。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、補助先である唐津市とともに補助対象事業について、全体的な見直しを実施したところ。</p> <p>その結果、令和8年度から「唐津市島づくり事業補助金交付要綱」を改正し、「花嫁さんいらっしやい事業」は出会い創出に向けた取組と定義した上で、移住対策事業と組み合わせ、「移住定住対策事業」として再整理し実施する予定である。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
19. さが未来アシスト事業	
① 複数年度にわたり継続して交付されている補助金について（監査意見）	
<p>さが未来アシスト事業費補助事業は、①実質的過疎地域枠、②対策本部枠、③加速化枠と3つの枠に分けて補助金が交付されている。</p> <p>①実質的過疎地域枠は31事業、②対策本部枠は3事業、③加速化枠は4事業に対して補助金が交付されている。</p> <p>「実質的過疎地域枠」は、人口減少率の観点から、実質的に過疎化が顕著な地域に対する補助金である。「加速化枠」は九州新幹線西九州ルートの開業を契機として、「訪れてみたい」、「住んでみたい」と思われるような地域に、人の流れを呼び込む魅力的な地域づくりの取組が加速するよう支援するものである。</p> <p>「実質的過疎地域枠」と「加速化枠」は募集要項に基づいて応募してきた案件から、審査会による審査により交付先が選定され、補助金が交付される。</p> <p>「対策本部枠」は、佐賀県中山間地・離島・県境振興対策本部において対象となった地域に対する補助金であり、審査会による選定を要しない。</p> <p>この①実質的過疎地域枠31事業、②対策本部枠3事業、③加速化枠4事業について、複数年度にわたり継続して交付されている補助金の有無について調査したところ、4年間継続して補助金が交付されている事業が4件、3年間継続して補助金が交付されている事業が5件、2年間継続して補助金が交付されている事業が4件あった。</p> <p>本来、補助金は一定の期間限定で交付される一過性のものである。事業に対して補助金を交付する場合、事業の立ち上げの時期などに補助金を交付した後は、補助金なしで事業が軌道に乗ることが期待される。</p> <p>継続して補助金が交付される事業として、例えば、公益性が高く、継続して補助金を交付することで行政の助けとなるもの、複数年継続して補助金を交付することで、補助金の効果が発現するもの、もしくは補助金の効果が通増するもの、などが考えられる。</p> <p>補助金を複数年継続して交付する際には、その合理性を検討したうえで交付することが望ましい。</p> <p>現在、審査会の「評価基準及び評価計算」には、継続して補助金の交付を行う際の評価項目が存在しない。</p> <p>県としては、「評価基準及び評価計算」に、例えば「複数年度にわたり補助金の交付を行うことの合理性が認められるか」といった評価項目を設け、複数年にわたり継続して補助金を交付する合理性を検討されたい。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>本事業の実質的過疎地域枠及び加速化枠については、審査会による審査により、交付先を選定してきたが、複数年にわたり補助金を交付する場合の妥当性を評価する評価項目がなかった。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、複数年にわたり補助金を交付する事業として妥当かどうかを評価するための評価項目の追加を行った。</p>
② 実績報告書の記載について（監査意見）	
<p>さが未来アシスト事業費補助金のうち、NPO法人七山むらづくり協議会の「七山地域おこし拠点づくり事業」に対して交付された補助金は、実績報告書の記載によると、総事業費2,607,889円に対して、2,347,000円が交付されている。</p> <p>総事業費2,607,889円の内訳について実績報告書に添付されている収支決算書を開覧したところ、ハード経費が2,064,412円（内訳は1,813,362円が拠点改修費用であり、251,050円が備品代）であったが、その内容について、補助金応募申請書の実施計画書においても（実施計画書では拠点改修費用1,829,800円のみが記載されており、備品代の記載はない）、実績報告書においても説明がなかった。</p> <p>そこで、拠点改修費用と備品代について内容を担当者にヒアリングを実施したところ、唐津東商工会の七山事務所の建物をNPO法人七山むらづくり協議会が無償で譲り受け、その建物を改装し、「七山地域おこし拠点づくり事業」に利用するための拠点改修費用及び備品代とのことであった。</p> <p>ハード経費については、一般的に多額かつ長期に使用すべきものが対象となるので、少なくとも、その内容、使途、使用年限、補助が必要な理由等について、実施計画書及び実績報告書に記載するよう、補助金交付先に指導されたい。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>本事業においては、ソフト事業の遂行上必要な限度でハード経費を計上することができるとしているが、ハード経費の詳細を申請書に記載する様式となっていなかった。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、補助対象経費のうち、ハード経費について精査するため、応募時等に、その使途・使用期間及び補助が必要な理由等について記載するよう様式を見直した。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
20. 地域活性化等起業支援事業	
① 取得財産管理台帳の作成について（監査結果）	
<p>「佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金交付要綱」の第17条には補助金を財源として取得した財産の管理についての規定があり、「補助対象者は、取得財産等について、別記様式第9号に定める取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。」とされ、その取得財産管理台帳については、「当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に別記様式第9号に定める取得財産管理台帳の写しを添付しなければならない。」とされている。</p> <p>交付要綱の第18条に規定されているように、「補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過する以前に、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄するときには、あらかじめ別記様式第10号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。」とされ、その対象となる財産を明確にするために、補助対象者は取得財産管理台帳を作成し、実績報告書にも添付することが求められている。</p> <p>しかしながら、補助対象者から提出された実績報告書を閲覧したところ、取得財産管理台帳を添付している実績報告書が見受けられなかった。</p> <p>補助事業には、飲食店などの施設や設備を利用した起業が多く、既存の建造物を改装する事業や厨房設備を導入する事業には、「取得価格又は効用の増加価格が50万円以上」と思われるものが散見された。</p> <p>県としては、補助対象事業に「取得価格又は効用の増加価格が50万円以上」の財産がある場合には、補助対象者に取得財産管理台帳を作成し、実績報告書にも添付して提出するように指導された。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>補助対象事業に取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産がある場合には、補助対象者に対し、取得財産管理台帳を作成し、実績報告書に添付して提出するよう指導することとした。</p> <p>なお、過年度の補助事業については、精査を行い、必要な補助対象者から取得財産管理台帳を徴取した。</p>
② 事業開始に必要な許認可等について（監査結果）	
<p>地域活性化等起業支援事業費補助金は様々な事業を対象に交付されている。介護保険事業1件、飲食店4件、専門サービス業2件、不動産賃貸業1件、果樹園1件、教育学習支援1件である。</p> <p>補助金の実績報告書には、「必要な許認可・免許等」を報告する箇所がある。飲食店については飲食店営業許可が、「必要な許認可・免許等」に該当するが、飲食店4件のうち、飲食店営業許可証のコピーを実績報告書に添付してきた交付先は1件のみであった。</p> <p>それ以外の3件については、実績報告書に取得時期が記載されているのみであった。またそのうち1件は食品衛生責任者の資格を有していることのみが記載されており、飲食店営業許可を受けているか記載されていなかった。</p> <p>飲食店や喫茶店などのように「食品を調理して飲食させる営業」を行う場合には、「食品営業許可」が必要になる（食品衛生法第52条第1項、食品衛生法施行令第35条第1号）。</p> <p>また、教育学習支援の事業では地域限定旅行業務取扱管理者の資格が必要である旨が記載されていたが、実績報告書では取得見込み時期が記載されており、資格の取得未了の状態であることが行われていた。</p> <p>地域活性化等起業支援事業費補助事業は、起業者等に対して起業支援金の補助を行う事業であり、その事業の開始に当たり必要な許認可や免許があれば、漏れなく取得していることを確認する必要がある。</p> <p>県としては、事業の開始に当たり、必要な許認可や免許が取得されているかどうか漏れなく確認を行ない、許認可や免許の取得を示す資料についてはコピーを実績報告書に添付するように交付先に指導されたい。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>事業の開始にあたり、必要な許認可や免許が取得していることを確実に確認するため、実績報告書に許認可等の取得を証する資料を添付するよう、補助対象者に指導することとした。</p> <p>なお、過年度の補助事業については、精査を行い、必要な補助対象者から許認可等を証する資料を徴取した。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
21. 山のネットワーク構築事業	
① 再委託について（監査結果）	
<p>「山のネットワーク構築事業費（特定政策推進費）」の事業のうち、【山の情報発信】事業については、「佐賀の山」コンセプト設定統括ディレクション等業務として第三者と委託契約を締結している。</p> <p>当該委託契約の内容は、仕様書によれば、①統括ディレクション業務、②中長期的な目的、目標、コンセプトの設定等、③広報戦略の設定となっている。</p> <p>業務内容は多岐にわたっており、提案書や実績報告書には実施体制が記載されているが、実施体制によると、契約相手先は統括ディレクションを主な業務とし、企画・編集・リサーチ・予算管理・スケジュール管理は契約相手先とは別の個人が担い、広報アドバイザーやリサーチャー（クリエイターとしてデザイナー、写真家、編集者）などについても別の第三者が協力して業務が実施されている。</p> <p>業務委託契約書の第6条第1項には、「乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、書面による甲の承諾があれば、乙は委託業務の一部の処理を第三者に委託することができる」（甲は佐賀県、乙は受託者である）との再委託の禁止についての規定がある。</p> <p>しかしながら、多くの業務が受託者以外の第三者に再委託されているにもかかわらず、書面による佐賀県の承諾がなされていなかった。</p> <p>この点について質問したところ、当該業務は企画コンペにより業者選定を行っており、その際の提案書には体制図が記載され、その提案書を審査しているため、再委託されていることを審査したうえで委託を行っているとの回答であった。</p> <p>しかしながら、提案書の体制図は、提案の段階であるため変更の可能性がある。実際に実績報告書の体制図と提案書の体制図は異なっていた。また、提案書で委託先が明らかなのは企画・編集・リサーチ・予算管理・スケジュール管理を再委託する個人の名前のみで、それ以外の再委託先については不明であり、委託する県が再委託の禁止項目の趣旨に基づいて審査できる記載内容ではなかった。</p> <p>提案書における体制で実際に業務が行われているかどうかについては、契約締結後に県としてチェックすべき項目であり、契約締結時に実施体制の報告を受け、さらに実績報告においても、実施体制について報告を求めるべきである。</p> <p>また再委託を制限する意義の一つには、企画コンペの参加要件を満たさない業者が、再委託によって業務を実施してしまうことを防ぐことにある。提案書の体制図では、再委託先の業者がどのような業者であるのかどうか不明であるし、提案書に記載されていない第三者が実際の業務開始後に追加的に参加することも考えられる。</p> <p>よって提案書の審査をもって第三者への再委託を承認していることにはならないので、契約書の条項通り、契約相手先より書面で申請を受けて、県で審査をしたうえで、書面で承諾を行うべきであった。</p> <p>なお、上述したように、再委託を制限する意義の一つには、企画コンペの参加要件を満たさない業者が、再委託によって業務を実施することを防ぐことにあるので、再委託先の承認申請にあたっては、再委託を行う業務、再委託者の名称、法人であれば代表者、住所等を明らかにし、委託者が審査できるような文書にする必要がある。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>「山の情報発信」事業は県民に広く山の素晴らしさを伝えるために、ターゲットに応じた多様な媒体や仕掛けを展開している。事業実施にあたっては、委託先の事業者はもちろんのこと、ライターやフォトグラファー、クリエイターなど多くの関係者の協力が必要となる。</p> <p>このため、契約締結後に業務実施にあたっての体制を確認し、受託者が第三者に再委託を行う場合には、書面により申請を行わせ、内容を審査したうえで承諾・通知することとした。</p> <p>また、実績報告書において、委託業務に関わる実施体制の実績を報告させることにより、適切な業務遂行が図られたことを確認することとした。</p>
② 共同事業体の公募について（監査意見）	
<p>「佐賀の山」コンセプト設定統括ディレクション等業務委託契約の内容は、仕様書によれば、①統括ディレクション業務、②中長期的な目的、目標、コンセプトの設定等、③広報戦略の設定となっている。</p> <p>当該業務はディレクション業務を主要業務としているので、委託業務のかなりの部分が再委託される可能性があることは当初から想定されたため、共同事業体を前提とした公募を行うことが望ましい。実際に企画コンペに参加した1者は3社による共同事業体である。</p> <p>共同事業体による公募の場合、事業体を構成する法人及び個人が企画コンペの参加要件を満たすことが必要であり、参加要件をより厳密に審査することが可能となる。またどの事業をどの構成員が実施するのか、実施体制が提案の段階で明確になる。</p> <p>ただし、そのような共同企業体を前提とした公募を実施する場合には、公募参加者の減少も懸念される。そこで、共同事業体のみ限定するのではなく、1者での公募も認める場合には、企画コンペの評価にあたって共同事業体の実施体制評価に加点するなどの措置が考えられる。</p> <p>県としては、委託の業務内容が複数者によって分担せざるを得ない内容である場合には、共同事業体と契約するなど、再委託の手続が出来るだけ不要になるような措置を講じられたい。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>「コンセプト設定統括ディレクション等業務」は令和5年度までの事業であったが、今後、別の委託業務において、業務が多岐にわたる場合も想定される。その際に多くの再委託の可能性があると判断される場合は、1者による応募に加えて、共同事業者による応募も可能とする公募の実施を検討する。</p>
③ 実績報告書の記載について（監査意見）	
<p>「山のネットワーク構築事業費（特定政策推進費）」の事業のうち、【山の会議（仮）】事業については、「山の会議」企画・運営業務として第三者と委託契約を締結し、実施している。</p> <p>当該委託契約の内容は、仕様書によれば、①山の会議（仮）、②山の会議（仮）深堀会議、③「山の会議（仮）」合同発表会・交流会、④広報、⑤運営となっている。</p> <p>このうち、広報項目は、「小冊子の作成（各ブロックの活動及び合同発表会等の取材含む）及び配布」が業務委託事項とされており、小冊子については、2000部以上を作成し、主な配布先を提案し、県との協議の上、配布を行うこととなっている。</p> <p>しかしながら、実績報告書にはどのような小冊子を作成したかについての記載はあるものの、何部作成したのか、どのような場所に配布を行ったのかについての記載がなかった。</p> <p>そこで質問を実施したところ、小冊子については2000部作成されており、在庫はなく、すべて配布済みであるとのことであった。</p> <p>県としては、仕様書に記載している業務委託事項については、漏れなく実績報告書に記載するように指導することが必要である。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>実績報告書の作成にあたって、あらかじめ報告項目の事前確認を行うとともに、提出された際には、委託事項の漏れがない複数人体制で確認を行うこととする。</p> <p>また、物品配布が委託事項となっている場合は、受託業者に配布実績リストを作成させることとし、当該リストに基づき実績の確認を行うこととする。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
22. 地域おこし協力隊支援事業	
23. 地域おこし協力隊支援事業（特定政策推進）	
① 事業目標の設定について（監査意見）	
<p>地域おこし協力隊支援事業については、事業目標が設定されていない。</p> <p>そこで、地域おこし協力隊員数を調べたところ、総務省が公表している「令和5年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」によれば、佐賀県の令和5年度末までに任期終了した隊員の累計数は全国でも最低レベルの人数であった。</p> <p>しかし、県の担当者によれば、地域おこし協力隊事業は、受け入れ先の市町と協力し、地域の実情を考慮しながら進めるべき事業であり、地域おこし協力隊員数を増やせばいいというものではないため、単純に地域おこし協力隊員数を増やすことを当該事業のKPIとすることは、必ずしも地域おこしに繋がらない可能性があるとのことであった。</p> <p>地域おこし協力隊は2009年度から総務省により制度化されたもので、総務省のホームページによると「地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組」である。</p> <p>そこで、地域おこし協力隊員の任期終了後の定住率を調べたところ、総務省が公表している「令和5年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」によれば、佐賀県の令和5年度末までに任期終了した隊員の定住率は50.7%（直近5年の定住率は51.0%）であった。全国平均の定住率は64.9%（直近5年の定住率は69.8%）であり、全国平均よりも佐賀県の定住率は低く、隊員の任期終了者が2名しかいない大阪府を除けば（大阪府は2名のうち1名が定住のため、定住率は50.0%）、任期終了した隊員の定住率は全国最下位である。</p> <p>地域おこし協力隊の制度が、「その地域への定住・定着を図る取組」であることを考慮すると、任期を終了した地域おこし協力隊員の半分程度が、元の居住地に戻ったり、他の居住地に移動してしまう状況は望ましいことではなく、佐賀県として、任期を終了した地域おこし協力隊員に定住・定着してもらうためのフォローアップが充分ではないことを示している。</p> <p>よって、県としては、当該事業のKPIとして、任期を終了した地域おこし協力隊員の定住率の向上を目標とし、任期を終了した地域おこし協力隊員に対するフォローアップにつとめ、地域おこし協力隊員のより一層の「定住・定着」を図られたい。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>県では、まずは地域おこし協力隊の導入数を増やすことを目的に、副知事及び全市町の副首長で構成する「地域おこし協力隊導入プロジェクト推進協議会」を設立し、職員向け研修会や出前講座、制度所管課長会議などを通じ、さらなる制度理解の促進や活用イメージの具現化を進めているところ。</p> <p>こうした取組の結果、令和8年4月時点の協力隊は約50名まで増加する見込みとなった。</p> <p>また、協力隊への支援を行うことを目的に令和元年11月に県内の協力隊OB・OGにより設立された「一般社団法人地域おこし協力隊ネットワーク」に令和2年4月から委託を行い、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協力隊OB・OGが対応する相談窓口の開設 ・ 県内の現役隊員を対象とした研修会の開催 ・ 県内の地域おこし協力隊の活動内容や募集状況のPR <p>等に取り組み、OB・OGを含む協力隊や、協力隊の活動を支える市町への支援を強化している。</p> <p>さらに、移住後の暮らしや、任期中の活動、退任後の活動等に関する相談対応など、協力隊に継続的に伴走する職員の存在が協力隊の定住に重要と考えており、県及び市町職員の育成・ネットワーク化に向けて取り組んでいるところ。</p> <p>こうした取組の結果、定住率（直近5年）は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度末 51.0% ・ 令和6年度末 59.3% ・ 令和7年度末 68.3% <p>と、年々上昇している。</p> <p>引き続き、一般社団法人佐賀県地域おこし協力隊ネットワークと連携し、隊員に対するフォローアップに取り組んでまいりたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
24. SAGAローカリストアカデミー事業	
① 再委託の文書による承認について（監査結果）	
<p>SAGAローカリストアカデミー企画・運営業務委託契約書の第6条（再委託の禁止）では、「乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾があれば、乙は委託業務の一部の処理を第三者に委託することができる。」としている。</p> <p>業務委託先より企画コンペ時に提出された提案書を閲覧すると、実施体制についての提案があり、企画・運営総括は業務委託先が実施し、運営協力、製作協力、イベント協力は再委託により第三者の法人もしくは個人が実施することになっていた。</p> <p>しかしながら、契約締結後において、業務実施体制図の提出がなされておらず、業務開始前に業務実施体制の把握がなされていなかった。</p> <p>また、実績報告書においてもスタッフ人数についての報告はあるものの、提案書に記載された実施体制により業務が行われたのか報告がなされていなかった。</p> <p>担当者によれば、提案書の実施体制に基づいて業務が行われたとのことであったが、そうであれば契約書の第6条に基づいて再委託に関する佐賀県の「書面による承諾」が必要であるが、行われていなかった。</p> <p>提案書で再委託を前提として提案者以外の複数者による事業の実施が提案された場合、県としては、事業者選定後の契約書の締結とともに、業務実施体制図を提出させ、委託者が実際に第三者に再委託する場合には、書面により承諾の申請を提出させ、再委託先に企画コンペ参加資格を有していない業者が含まれていないか、実質的に主要な業務を委託することになっていないかなど、県で内容を審査したうえで、問題がなければ書面をもって承諾し、委託先に通知すべきである。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>契約締結後に、対面にて、実施体制の確認を行ったものの、運営協力、製作協力、イベント協力が再委託にあたるとの認識が不十分で、書面による再委託の承諾を行っていなかった。</p> <p>受託者が第三者に再委託を行う場合には、書面により申請を行わせ、内容を審査したうえで承諾し、通知することとした。</p>
② ネクストローカリストのフォローアップについて（監査意見）	
<p>SAGAローカリストアカデミー事業は、SAGAローカリストアカデミー企画・運営業務委託仕様書によれば「主に若い世代に地域づくり活動にもっと興味をもってもらい、地域づくりを担ってもらう仕組みを構築し、県内で地域づくりの新たな動きを創出するために、既に地域づくり活動に取り組む人材（ローカリスト）との交流やお試し地域づくり活動を体験してもらう。当該活動を通して地域づくりの魅力を知っていただくことで、積極的に地域づくり活動に参画する人材を増やしていく。また、ローカリスト同士の横のつながりをつくるとともに、個々の活動の磨き上げや、県内幅広い地域での地域づくり活動のきっかけを創出する。」ことを目的としている。</p> <p>よって「地域づくり活動に興味・関心をもつ人材」に地域づくり活動に参画してもらい、「積極的に地域づくり活動に参画する人材を増やしていく。」ことが当該事業にとって重要な目標となる。</p> <p>佐賀県では、「地域づくり活動に興味・関心をもつ人材」をネクストローカリストとし、まず、SAGAローカリストアカデミーに参加してもらい、アカデミー終了後、ローカリストのもとで「お試し地域づくり活動」を行うことを希望するネクストローカリストを募っている。</p> <p>ローカリスト1名あたり、5名程度のネクストローカリストを想定して募集を行っており、実際に「お試し地域づくり活動」を行ったネクストローカリストを目標としているとのことであった。</p> <p>そこで「お試し地域づくり活動」を行ったネクストローカリストの人数についてヒアリングしたところ、「直近5か年間で平均26人/年が新たに地域づくり活動に参画するなど、地域づくり活動のきっかけを創出することができた。」とのことであった。</p> <p>しかしながら、ネクストローカリストの多くはその年度限りの参加であり、継続して参加するネクストローカリストは少ないとのことであった。またネクストローカリストがローカリストとなる人数はさらに少ないとのことであった。</p> <p>それでは「積極的に地域づくり活動に参画する人材を増やしていく。」という事業の目標を達成しているとは言い難い。</p> <p>「お試し地域づくり活動」に参加するネクストローカリストを増やすだけではなく、そのネクストローカリストが継続的に「積極的に地域づくり活動に参画」することで、ローカリストとなるように、さらに県としてフォローアップしていくことが望ましい。どのような方法がフォローアップとして適切かつ効果的であるか協議し、実施していくことについて検討されたい。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）</p> <p>本事業に継続して参加し続けるネクストローカリストが少ない原因としては、進学や就職等による転出など環境の変化やローカリストアカデミー終了後の熱量の低下などが考えられる。</p> <p>ネクストローカリストが継続して地域づくり活動に興味・関心を持ち参画していくためには、当事業の取組外でもネクストローカリストとローカリストが気軽にやりとりをできる関係性づくりが重要であると考え、令和7年度からは、ネクストローカリストがローカリストとより積極的に交流ができるよう、「ローカリスト交流会」の開催時期や開催内容の見直しを行った。結果として、本事業終了後もローカリストと個人的にやりとりを続け、ローカリストが主催するイベントの運営に参画するネクストローカリストが現れるなどの効果があった。</p> <p>また、アカデミー終了後も、ネクストローカリストの興味・関心のある分野の情報を提供したり、既に活動している団体や個人と繋ぐなどのフォローもしている。</p> <p>今後も、地域づくり活動に参画する人材を増やすための様々な手法を検討していきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
25. 地域づくり基金への積立金	
① 基金の運用について（監査意見）	
<p>佐賀県地域づくり基金の運用状況を確認したところ、令和5年度は定期預金に1,300百万円が預け入れられていた。期間は令和5年9月29日から令和6年3月29日である。半年の大口定期となるので、年利0.003%程度の計算となる。</p> <p>半年定期となる理由についてヒアリングしたところ、補正などの可能性もあることを考慮し、当該年度は9月末の預け入れになったとのことであった。</p> <p>また、令和4年度と令和5年度は運用益からの積立がない理由についてヒアリングしたところ、該当する年度において、定期預金等での運用を行っておらず、運用益自体がないため積み立てていないとのことであった。</p> <p>令和4年度と令和5年度においても、補正の可能性のあることを考慮して運用を行わなかったとのことであったが、令和3年度の基金残高は2,111百万円に対して取り崩しは85百万円であり、令和4年度の基金残高は1,939百万円に対して取り崩しは171百万円と十分に余剰資金はあった。</p> <p>当該基金は、「地域の特性を生かした快適で活力ある地域づくりを長期的かつ安定的に推進するため」に設けられた基金であり、その財産は効率的に運用することが求められる。</p> <p>よって、すべての基金を一年間で取崩すことが想定されている基金ではないので、毎年度何らかの運用を行うことが望ましい。</p> <p>また、現状では、定期預金の運用を行っているとのことであるが、預金保険法に基づき、公金預金についても、万一、預入金融機関が破綻した場合には、元本10百万円とその利息を越えた部分の保護措置はないので、国債などによる運用も検討されたい。なお、日本銀行の政策変更により、国内の市場金利は上昇傾向となっており、基金運用に際してのポートフォリオ決定の重要性が増していることにも留意が必要である。</p> <p>定期預金で運用しているのは、半年の短期間での運用のみを想定しており、対応できる資金の運用先が定期預金に限定されるとのことであったが、ある程度の資金については一年超の運用が出来ないかについて検討し、より多くの運用益を得ることに務められたい。</p>	<p>（さが創生推進課 移住支援室）※回答は財政課</p> <p>令和6年度以降においては、定期預金による運用を行っており、引き続き効果的な運用に務める。一年超の運用については、引き続き検討していく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
26. 歩くライフスタイル推進事業	
① 路線バス運賃無料DAYについて（監査意見）	
<p><現状></p> <p>「路線バス運賃無料DAY」の実施に係る業務は、佐賀県内で公共交通の利用促進と、県民や訪問者にバスの利便性を体験してもらうことを目的として実施している。具体的には、指定日に佐賀市内を運行する全ての路線バスの運賃を無料とし、イベントや観光需要に応じた利用のきっかけ作りを図っている。この取り組みは、佐賀市内で開催されるイベント等に合わせて実施され、多くの利用者に公共交通の利便性を体験してもらう場となっているものの、現在の「無料DAY」に依存する形でのプロモーションには限界があると見られる。</p> <p><意見></p> <p>当該業務は一時的な利用増加に効果を発揮しているものの、長期的な観点で見ると、公共交通の持続可能な利用促進策としては限定的であると考えられる。無料化に依存せず、今後は利用者がサービスの対価を支払いつつも利用したくなる仕組みを整備することが必要である。例えば、利用回数に応じたポイント制度や定期割引の導入など、利用者が対価を支払いながら継続的に利用する仕組みを構築したり、無料DAYの実施後、実際の利用定着度や認知度の向上効果について定量的な指標を用いた検証を行うことで、事業の効果と課題を明確化し、次年度以降の施策にフィードバックする等、効果測定を強化することが必要と考える。このような様々な施策を講じ、持続可能な公共交通利用の促進を見据えた施策転換を進められたい。</p>	<p>(交通政策課 地域交通システム室)</p> <p>無料でバスの良さに気付いていただくきっかけづくりを目的とした取組から、今後は、サービスに対して必要な対価を払っていただくという原則を踏まえた上で、利用者がオンラインで複数事業者の路線を最適に組み合わせて検索したり決済等を行うMaaS（Mobility as a Service）の活用など利用者のさらなる利便性向上に向けて取り組んでいる。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
27. SAGAアリーナコンベンション等誘致推進事業	
① SAGAアリーナの今後の在り方について（監査意見）	
<p><現状></p> <p>SAGAアリーナのオープン初年度は、広報事業、MICE（学会や大会など）開催支援補助金、イベント推進負担金を活用し、県内外からの多彩なイベント誘致とアリーナの多目的利用を推進した効果として、プロスポーツや音楽イベントを含む67件の開催と、432,544人の来場者数を記録し、目標を大きく上回る成果を達成している。しかし、全国的なアリーナ増加に伴う競争もあり、今後、さらなる認知度向上と集客力強化が課題となっている。</p> <p><意見></p> <p>SAGAアリーナ広報事業においては、今後の持続可能な発展に向けたいくつかの改善が望まれる。現状、ノベルティ制作や展示会出展、雑誌広告を通じた広報が実施されているが、各施策の効果が明確に測定されておらず、費用対効果の確認が困難となっているため、数値目標を設け、特定ターゲットへの影響力を数値化することで、広報活動の精度を高めることが重要である。</p> <p>また、全国的にアリーナ施設が増える中、SAGAアリーナの独自性を打ち出すことが必要である。地元観光と連携したパッケージツアーや、企業向けのインセンティブツアー、イベントごとの特別プランを開発し、SAGAアリーナならではの体験価値を提供することが、誘致の競争力を高める一助となると考える。</p> <p>これら様々な施策を行うことで、SAGAアリーナがさらに多くの利用者を引きつけ、競争の中で持続的な成長を遂げることを期待したい。</p>	<p>（SSP推進グループコンベンションチーム）</p> <p>令和6年度は約43.8万人、令和7年度は2月末時点で約38万人と来場者数も順調に推移している。全国的にアリーナが建設される中でも指定管理者と連携し、多様なイベントが開催されており多目的アリーナとしての真価が発揮されている。</p> <p>令和5年度は、アリーナオープン初年度ということもあり、SAGAアリーナの認知度を高めることを目的に大規模な展示会出展（EVENT総合エキスポ）や海外プロモーション、雑誌等への広告掲載を実施。令和6年度以降は出展する展示会（JAPAN MICE EXPO、国際MICE EXPO）や広告掲載の数を絞ったり、マスコミ等からの取材の機会を活用しながら費用を削減しつつも、認知度向上に資する、質の高い広報を展開。また、学会での利用頻度が高い地元の佐賀大学医学部に対しても、SAGAアリーナでの開催実績、参加者や主催者の評価、SAGAアリーナのスペックや支援制度等の説明を実施。</p> <p>MICE誘致においては、定形の支援メニューに加え、様々な主催者ニーズに応じた、きめ細やかな伴走支援が重要と認識。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学系学会では、主催者からバルーンの係留飛行の要望があったため、関係者間の調整を行い、実施したところ、参加者から好評だった。 ・コンサートでは、全国に様々な会場がある中で、SAGAアリーナを選んでもらえるよう、佐賀公演の周知やチケット販促の広報を実施。 ・その他、ファンに対しては県・市町・民間事業者で連携して、コンサート前後にフォトスポットやバナーフラッグ、ポスター等を掲示するなど街中の装飾を展開。佐賀公演に訪れたファンがSNSなどで、佐賀のおもてなしが拡散。「次のコンサートでも、また佐賀に来たい」などのコメントも多く、今後の全国のコンサート会場からSAGAアリーナを選ぶ人が増加することが期待される。 <p>今後も効果的な広報や主催者のニーズに応じた伴走支援に努めるとともに、県・市町・民間事業者と連携した取組を行うことで、多様なイベントの誘致を目指していく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容												
第4 個別の監査結果及び監査意見													
29. SAGA サンライズパーク整備事業（ソフト）													
① プロポーザル方式の運用について（監査意見）													
<p><現状></p> <p>SAGAサンライズパーク広報・PR委託業務については、プロポーザル方式で業者を選定し、契約を締結した後、当初の仕様書にない新たな業務を変更契約で追加している。委託料の推移は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="153 347 703 421"> <thead> <tr> <th></th> <th>初回契約</th> <th>変更契約（1回目）</th> <th>変更契約（2回目）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約日</td> <td>令和5年4月3日</td> <td>令和5年6月16日</td> <td>令和6年3月22日</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>29,700千円</td> <td>41,530千円</td> <td>41,193千円</td> </tr> </tbody> </table> <p><意見></p> <p>プロポーザル方式による契約は、高度に専門的な技術や創造性、経験等を必要とする業務について、価格競争によらず優れた企画提案を競わせることによって、より効果的な成果を期待するものであり、民間事業者の能力やノウハウを引き出し、業務委託における品質の確保、向上及び業務履行の確実性を図る上で有効な手法であるといえる。そのため、仕様書の協議により契約金額が変更することもあり得るであろう。</p> <p>しかしながら、業務開始後、仕様書の変更を理由に早々に契約金額を大幅に増額することは、当初のプロポーザル評価の公平性が失われ、競争の正当性に疑念を生じさせる可能性がある。そのため、履行中の業務と関連性が深く他の事業者に新たな業務を実施させることが不利になるなど、相当の理由がある場合を除けば、変更契約ではなく入札等により別途契約すべきであったと考えられる。</p> <p>また、当該事業は1者応募となっているが、県のホームページへの公示だけでは複数の競争参加者を得ることが困難と思われる場合には、今後、業界紙や外部のホームページで周知するなど、可能な限り多くの参加者が得られるよう努められたい。</p>		初回契約	変更契約（1回目）	変更契約（2回目）	契約日	令和5年4月3日	令和5年6月16日	令和6年3月22日	委託料	29,700千円	41,530千円	41,193千円	<p>(SAGAサンライズパーク整備推進課→コンベンションチーム)</p> <p>ご指摘のとおり、業務開始後、仕様書の変更を理由に早々に契約金額を大幅に増額することは、当初のプロポーザル評価の公平性が失われ、競争の正当性に疑念を生じさせる可能性があると考えられる。今後は、こうした疑念が生じることのないよう、相当の理由がある場合を除き、変更契約ではなく入札等により別途契約することとしたい。</p> <p>また、複数の競争参加者を得ることが困難な場合は、周知方法の工夫により多くの参加者を得られるよう努めていきたい。</p>
	初回契約	変更契約（1回目）	変更契約（2回目）										
契約日	令和5年4月3日	令和5年6月16日	令和6年3月22日										
委託料	29,700千円	41,530千円	41,193千円										
② SAGAサンライズパークの今後の運用について（監査意見）													
<p><現状></p> <p>現在、SAGAサンライズパークではアリーナやアクアの利用者は増加しているが、パークテラスなど他施設の利用は伸び悩んでいる。また、イベント開催時には近隣店舗への迷惑駐車が発生し、地域社会に負担が掛かっている。さらに、令和6年に佐賀で開催された国民スポーツ大会が終了したことで、今後、施設利用者が減少することが懸念されている。</p> <p><意見></p> <p>これらの課題を解決するためには、パークテラスをはじめとする各施設の魅力を高め、アリーナ利用者以外にも足を運んでもらえる工夫が必要と考える。例えば、季節毎のイベントや家族向けの体験企画を増やし、カフェやショップの利用促進に繋げる。また、地域の商業施設や住民と協力して迷惑駐車の対策を進めていくことも検討頂きたい。そして、国民スポーツ大会後も利用者が減らないよう、家族連れや観光客、高齢者やスポーツ愛好者など、特定層をターゲットにしたプログラムを企画し、日常的に楽しめる場として活用されたい。SNSや広告でパークの魅力を継続的に発信し、県内外から多くの来場者が訪れる場となるよう広報戦略も求められる。</p> <p>これら様々な施策を行うことで、サンライズパークが地域の魅力を高め、長く愛される施設として発展していくことを期待したい。</p>	<p>(SAGAサンライズパーク整備推進課→コンベンションチーム)</p> <p>SAGAサンライズパークの利用者数はグランドオープンした令和5年度に108万人、令和6年度に106万人、令和7年度は102万人を見込んでおり、国民スポーツ大会終了後も施設利用者は大きく減少することなく運営されている。</p> <p>ご意見にある様々な課題解決のため、引き続き、指定管理者とも連携し、四季を感じるイベントの開催や交通対策も意識した歩きや公共交通での来場促進施策、周辺商業施設や住民と協力した交通円滑化の取組、日常利用を訴求する広報などを行っていきたい。</p>												

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
30. 誘致CSO進出支援・地域連携事業	
① 補助金交付先の審査結果の補助金額について（監査結果）	
<p>当該事業における、佐賀県誘致CSO等協働環境整備費補助金の交付先は、当該事業担当課の審査によって決定される。</p> <p>審査結果は、令和5年5月16日に県協第334号「令和5年度佐賀県誘致CSO等協働環境整備費補助金の審査結果について（通知）」で申請者に通知されている。</p> <p>しかしながら、当該補助金の上限額は5,000,000円であるにも関わらず、当該通知の交付申請金額が、「交付申請金額は、応募書類の別紙1-1誘致CSO等協働環境事業【実施計画】の経費の項目中「うち県補助金[補助率3/4、上限5,000円]」の欄の金額を上限とします。」と記載され、上限5,000円で通知されていた。</p> <p>審査結果を受けて、交付申請者は令和5年6月1日に交付申請書を「5,000千円」で提出しており、令和5年6月30日の県からの交付決定も「5,000,000円」であった。</p> <p>単純に「令和5年度佐賀県誘致CSO等協働環境整備費補助金の審査結果について（通知）」の金額単位の記載誤りであると思われるが、補助金交付申請者に提出された県の公文書であり、正しい金額で通知を行うべきであった。</p> <p>現在の審査結果に基づくならば、交付申請の段階で審査結果通知と異なる金額で申請が行われたことになるため、正しい通知を作成し交付しなおすなど、県の規則等に基づいて適切に処理されたい。</p>	<p>(県民協働課)</p> <p>覚知(令和6年度包括外部監査報告書受領日 R6.11.14)後、通知先に事情説明と謝罪をし、文書の差し替えを行った。</p>
② 実績報告書の確認結果の報告時期について（監査意見）	
<p>佐賀県誘致CSO等協働環境整備費補助金については、補助金交付先より、令和5年12月15日付で実績報告書が提出されている。</p> <p>それに対して、担当課職員による現地検査確認が令和6年2月16日に実施され、現地検査確認の結果をもって「令和5年度佐賀県誘致CSO等協働環境整備費補助金の実績報告書の確認について(伺)」が令和6年2月29日に発議されており、その決裁が令和6年3月14日であった。</p> <p>実績報告書が提出されてから、その結果が担当課の上司に決裁を受けるまでに3か月が経過しており、速やかに行政手続が実施されているとは言い難い状況にあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則や佐賀県誘致CSO等協働環境整備費補助金交付要綱等には、補助金交付先から実績報告書が提出されてから、その検査結果を上司に報告する期限については規定されていない。</p> <p>担当者によれば、実績報告書の不備に関する修正手続き、交付先の現地検査受入日程の調整に時間を要したとのことであったが、今後は、補助事業完了後の速やかな実績報告書完成、現地検査受入を交付先に求める必要がある。そして、実績報告書受領後は、速やかに現地検査確認等を実施し、その結果について、担当課の上司に報告し、決裁を受けるのが望ましい。</p>	<p>(県民協働課)</p> <p>今後は、補助事業完了後の速やかな実績報告書完成、現地検査受入を交付先に求め、実績報告書受領後は、速やかに現地検査確認等を実施し適切に対応する。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
31. 女性の活躍推進佐賀県会議	
① 「女性の活躍佐賀県会議」の設置や運用に関する規程等の整備について（監査意見）	
<p>監査対象である「女性の活躍推進佐賀県会議（地方創生交付金）事業」は、「女性の活躍佐賀県会議」（組織団体）とともに、女性の管理職の数や比率、また女性育成支援についての宣言を各事業所に促す活動や、女性の活躍しやすい職場環境の整備などの活動に取り組む事業とのことであったため、まず、女性活躍佐賀県会議の設置や運営に関する規程等の有無を質問したところ、それらの規程等はないとの回答であった。</p> <p>「女性の活躍佐賀県会議」は民間企業や団体の代表者を委員とする団体であり、佐賀県は事務局を担当しているのみであるため、設置や運営に関する規程等は県が策定するものではないとのことであったが、「女性の活躍佐賀県会議」には佐賀県知事、九州経済産業局長、佐賀労働局長、市長会・町村会長が顧問として名を連ねていること、その会議等に係る費用は佐賀県が負担していることなどから、佐賀県は、事務局として「女性の活躍佐賀県会議」の設置や運営に関する規程等の整備を促進することが必要である。</p>	<p>（男女参画・女性の活躍推進課）</p> <p>監査でご指摘をいただき、その後速やかに「女性の活躍推進佐賀県会議設置要綱」を制定した。（令和7年3月17日施行）</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
32. 緑カウンターさが事業	
① さが出会いサポートセンターの認知度向上等について（監査意見）	
<p><会員数、拠点の状況></p> <p>緑カウンターさが事業（委託事業）で運営する「さが出会いサポートセンター」（以下、「本センター」と言う。）の令和5年9月末の会員数は690人である。内訳は、年齢別は20代77人、30代351人、40代以上262人であり、性別は男性402人、女性288人である。</p> <p>県は、本事業の課題として、20代～30代（特に20代）の会員数を増やすことを掲げて、会員の増加策を検討している。また、参考値として、本センターの「潜在的な利用者数」を「佐賀県対象人口×佐賀県未婚率×将来結婚したい人の割合×結婚相談所利用率」により2,490人と算出し、会員増加可能性を検証している。</p> <p>拠点に関しては、本センターは佐賀市内にあり、出張所が鳥栖市と唐津市にある。本センターは毎週火曜日と年末年始以外は開所（午後）しているが、出張所は毎月1日間（午後）のみの開所である。会員の住所地別では、佐賀市約35%、唐津市約10%、小城市約7%、鳥栖市約5%であり、佐賀市近郊と出張所地域が多い。</p> <p><唐津市の調査報告書></p> <p>本包括外部監査の対象事業として抽出した「35. 地域少子化対策重点推進事業」では、唐津市が「唐津市民の結婚に関するアンケート 調査報告書」（令和5年9月）を作成していた。当該報告書には「さが出会いサポートセンターの認知」という調査項目があったが、認知割合は22.6%（25歳～39歳、独身者以外も含む）に過ぎなかった。一方、本センターの利用意向に関しては、独身者（非認知者も含む）の「利用したい」は18.5%（男性28.1%、女性12.5%）であった。これは、上記の「結婚相談所利用率」（婚活実態調査2022プライダル総研）の男性4.7%～6.7%、女性1.8%～5.4%よりもかなり高いが、プライダル総研のデータは日常生活での出会いが多いであろう都市部の利用実績率であり、地方都市の方が利用可能性は高いかもしれない。</p> <p><本センターの認知度向上等></p> <p>会員数の増加に向けては、まずは、本センター及び出張所の認知度を高めることも必要と考えられる。唐津市には毎月1日のみ開所する出張所しかないため、認知割合が低いのもかもしれないが、まずは、本センター及び出張所の近隣地域での認知度を高める必要がある。そのうえで、出張所の開所日の増加等の検討も必要と考える。</p> <p>また、唐津市の調査報告書のデータなども参考にして、より効率的、効果的に事業を推進する必要がある。</p>	<p>（こども未来課）</p> <p>センターの認知度向上については、ネットやSNS広告、Instagram投稿など、若年層への波及を意識した方法で広報に取り組んでいる。</p> <p>次年度は、県主催の婚活イベントを企画するとともに、センターの婚活支援システムを改修（オンライン化）し利便性の向上を図ることで、県内どこにお住まいの方でも利用しやすい環境を整える。そのタイミングに合わせて広報を強化する予定。</p> <p>若年層のニーズを捉え、国や市町の調査結果も参考にしながら、引き続き、センターの認知度向上、会員数の増加に向けてより効率的、効果的に事業を推進していく。</p>
② 会員向けセミナーについて（監査意見）	
<p>本事業では、会員向けの婚活セミナーを年間12回開催しているが、会員へのアンケート結果では、「参加したことがない」との回答が81%を占めていた。非参加の理由としては、「時間が合わない」が60%を占めている。今後の改善が必要と考える。</p>	<p>（こども未来課）</p> <p>会員向けセミナーについては、対面開催に加え、動画によるオンデマンド受講を可能とした。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
33. 子育てし大県“さが”推進事業	
① 本質的な事業効果の測定について（監査意見）	
<p>本事業の目的は、子育てし大県“さが”プロジェクトで実施する様々な支援制度や各種事業を周知することにより、結婚、出産、子育てに関して夢や希望が持てる様にするともに、県民、企業、行政など社会全体で子育てを応援する気運を醸成することである。また、事業効果としては、LINE登録者数により測定されている。</p> <p>本事業単独の事業効果測定としてはLINE登録者数でも良いものと考えるが、子育てし大県“さが”プロジェクト全体の効果測定としては、県民、県外の住民が、本質的に佐賀県が子育てし大県に値するものと認識しているか否かを判別できる様な指標が必要である。</p> <p>令和4年度佐賀県県民意識調査報告書（令和4年8月）によれば、県の取組「安心して子どもを産み、育てることができる」への満足度調査は、平成30年度は、満足派45.8%、どちらとも言えない36.5%、不満派14.7%であり、令和4年度は、満足派44.7%、どちらとも言えない40.2%、不満派13.6%となっており、他の取組よりも相対的に満足度は高い傾向にあるが、当該期間では満足度はやや低下している。</p> <p>また、同調査での「安心して子どもを産み、子育てができる環境づくりのために県に取り組んでほしいと思うものを教えてください。」との問いに対しては、「病児・病後児保育、一時預かり、障害児への対応等の保育サービスの充実」、「保育所や放課後児童クラブなど受入施設の整備」、「妊娠を望む時期から妊娠、出産、育児への切れ目ない支援」が満足派、不満派の何れにおいても上位を占めている。</p> <p>今後は、県民、企業、行政など社会全体で子育てを応援する機運醸成に向けた情報発信のみに留まらず、上記の様な取り組みや経済的支援（監査意見②参照）などの推進が必要と考える。そのうえで、県民意識調査結果の分析、又は、福岡県等の県外住民へのアンケート実施、更には他県からの子育て移住件数の把握等により得られる一定の指標を事業効果として設定して、本質的に佐賀県が子育てし大県に値するものと認識されているか否かについて検証する必要があると考える。</p>	<p>（こども未来課）</p> <p>「子育てし大県“さが”」プロジェクトでは、全庁的に様々な事業に取り組んでおり、それぞれの事業において、利用者の声や事業の必要性、効果を総合的に判断し、見直しながら事業を行っている。副知事をトップに推進本部を設置し、県民アンケートの分析に加え、出生数や、移住者の状況、国の調査結果等の動向もみながら、佐賀県を「子育てしたい県」と認識いただけるよう、引き続き全庁一丸となって取り組んでいく。</p>

② 県内自治体の経済的支援策等について（監査意見）

子育てしたい県(自治体)の定義は、人によって異なるものと思われる。保育施設・教育環境の充実、教育水準の高さ、小児医療施設の充実、自然が豊富、住宅環境の充実(広い住居に居し易い)、物価水準、自治体の経済的支援策の充実、刑犯罪・交通事故が少ない、などといった子育て分野の観点に加えて、親自身の労働環境(賃金水準、通勤条件等)なども含めた総合的から観点から、子育てしたいと思う自治体を選ばれて行くものと考えられる。

佐賀県は自県の特徴として、合計特殊出生率が高い(全国6位)、出生児に占める第3子以降の割合が高い(全国5位)などを掲げているが、当該数値の上位の多くは、九州地区の自治体である(合計特殊出生率の上位5県は全て九州地区内)。これは、九州地区は、他地区に比べて相対的に住宅環境、物価が良好な水準にあること等が要因と推測され、近隣自治体と比較した場合は、子育てしたい県としての独自の強みにはなり辛い状況である。

一方、昨今、超高齢化社会による若年層の社会保障費負担の増加懸念、物価高騰等による子育て費用増大などもあり、若年層の将来不安は大きくなっており、日本の出生率低下の一要因になっているものとも考えられており、やはり子育て世帯にとって、国・自治体の経済的支援策は重要なテーマである。

その様な中、メディア等では、経済面・健康面支援を主な評価基準として、全国の市町に関して「子育てしやすい自治体ランキング」などが公表されているが、佐賀県内の市町が含まれているケースは確認できなかった。経済的支援のためにはもちろん財源が必要となるが、子育てし大県としての認知度、実質的評価を上げるためには、経済的支援の側面も不可欠と考えられる。まずは、佐賀県独自の支援、そして佐賀県から県内市町への補助等支援の充実などが必要と考える。また、市町が既に行っている特徴的な経済的支援策を県の本事業内で集約して情報発信を行うことなども必要と考える。

佐賀県によれば、或る民間保険会社が実施した47都道府県別生活意識調査2023では、子育てのしやすさ自慢(県民による自慢度調査)では第1位とのことであった。一方、佐賀県では様々な要因により、若年層の県外流出が長年の問題となっている。県内で子育てを行う世代にとっては、佐賀県は良好な環境であるものと言えるが、重要なのは県外へ流出する層、更には県外住民にその良さを伝えることと思われる。その際に、これまでのアピールポイント(自然が豊富、良好な住環境等)に加えて、経済的支援策の充実、支援策の情報発信等も必要になる。佐賀県内の市町には、小中学校の給食費無償化、高校生までの医療費無償化、学習塾等の経費助成などを行っている自治体もあり、子育て世代に向けた重要な情報と考えられる。

(こども未来課)

個別の経済的支援は多くの人、家庭が望むものではあるが、貴重な財源をどのように子育て施策に活かしていくのか、負担と給付のバランスを考慮し、国、県、市町など社会全体で制度の在り方を考えていく必要がある。本質的には子育て環境の整備、「これなら安心して子育てできる」と思える環境をつくっていくことが大事と考える。

また、市町の支援策等については、子育てし大県のポータルサイトに市町の子育て支援制度のリンクを貼ることで、情報発信を行っている。

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
35. 地域少子化対策重点推進事業	
① 各市町の満足度データの活用について（監査意見）	
<p>本事業において補助金支給を受けた各市町から提出された実績報告書には、各市町が設定している少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標が記載されている（財源には国庫が含まれているため、国が共通様式を定めている）。各市町のKPIとしては、それぞれ「妊娠・出産に関する支援への満足度」、「子育ての感じ方満足割合」、「安心して子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合」、「子育てのしやすさの割合」などが設定されている。</p> <p>このうち「安心して子どもを産み育てる環境が整っていると感じる人の割合」と設定している或る市町は、比較的に経済的支援策が充実していることもあり、KPIは目標値55%に対して、現状値は70%(令和5年度)と大きく上回っている。当該市町は、県の取組「安心して子どもを産み、育てることができる」をベースにKPIを設定しているものと思われるが、県全体の満足度調査結果(令和4年度)における当該取組への満足派割合は44.7%に留まっている。</p> <p>また、「子育てのしやすさの割合」と設定している或る市町は、就学前児童保護者83.2%(令和元年)、小学生児童保護者76.1%(同年)と高い。</p> <p>県は「子育てし大県さがプロジェクト」として様々な施策を実行しているが、より実効的な施策を実施するためには、県全体と当該市町の満足度の差異要因等を分析する必要があるものとする。もしかし、差異要因は市町間の経済的支援策の充実度の違いにあるかもしれない。県の財源、予算配分の問題もあるために、県による子育て経済的支援策が最優先になされるべきであるとばかりは言えないが、「子育てし大県さが」であるためには、まずは、現実的な状況を十分に分析したうえで、より実効的な施策がなされる必要があるものとする。</p>	<p>(こども未来課)</p> <p>市町においては、給食費無償化や医療費助成など地域ごとに様々な経済的支援を行っている。県は、市町単独では実施が難しい取組について、広域自治体として積極的に取り組むとともに、市町の支援内容を共有し、好事例の横展開を促すなど、広域的な立場で環境整備に取り組んでいる。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
37. 子育てし大県“さが”魅力発掘事業	
① 地域おこし協力隊員の選定について（監査意見）	
<p>本事業は、佐賀の子育て環境の魅力を県外出身者の新鮮な視点で紹介することで、県内の子育て環境の充実を目指すものとしている。そのため、県外人材を地域おこし協力隊員として選任している。</p> <p>地域おこし協力隊員の要件としては、県外からの移住者であることのみで、その他には特に設定されていないが、佐賀の子育て環境の魅力を発信する事業である以上は、本来は、移住後に県内で子育てを行う等の要件設定が必要であったのではないだろうか。子育て世代からのダイレクトな情報発信を行うことにより、共感を持ってより多くの人々に浸透するものと考えられる。今後の事業において検討頂きたい。</p>	<p>（こども未来課）</p> <p>地域おこし協力隊の採用にあたっては、業務に対する意欲のほか、コミュニケーション力や業務遂行に必要な能力（文章力、伝達力・理解力、SNSの発信スキル）等総合的に評価したうえで決定しており、業務の目的に照らして適切な人材であったと考えている。</p>
② 1者応募による企画コンペについて（監査意見）	
<p>本事業は事業初年度である令和3年度に企画コンペにより事業者を選定し、以降、地域おこし協力隊員の着任期間（3年間）となる令和4年度、令和5年度は、同事業者との単一随意契約によっている。</p> <p>2年目、3年目の単一随意契約に関しては特に問題ないものと考えているが、初年度の1者応募による企画コンペという状況は、望ましくない。</p> <p>今後は、外部ホームページ、対象事業の業界団体の情報公開ツールなども含めた周知等により、複数応募者を得ることで、コンペの審査基準である企画提案能力、業務遂行能力に関する競争性を確保するための改善が必要と考える。</p>	<p>（こども未来課）</p> <p>公募にあたっては、複数事業者が提案できるよう、募集期間や仕様等について検討していきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
38. 佐賀での子育てさいこう事業	
① 事業目的に応じた応募条件設定について（監査意見）	
<p>福岡県の子育て世代をターゲットとし、佐賀の子育て環境の魅力を体感する企画として、「よくばり！トップリーグたいけん隊inSAGA」を実施している。これは、サッカー、バレー、バスケット各チームの本拠地をバスで巡り、本物の指導を体験することで、本物の才能や本物の好きに会ってもらう企画である。</p> <p>参加者は抽選により選ばれ、最終的な参加者は、福岡県22名、佐賀県23名であった。当該事業は、移住促進を目的として福岡県の子育て世代をターゲットとして企画されたものである以上、応募条件は福岡県在住者のみにするべきではなかったのか。今後の事業では検討を要する。</p>	<p>（こども未来課）</p> <p>佐賀在住者と福岡在住者の交流を通して、佐賀の子育て環境のよさを伝える目的で開催した。今後も、目的に応じたより効果的な取組ができるよう検討していく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容						
第4 個別の監査結果及び監査意見							
39. こどもが育つ県“さが”事業							
① 当初事業計画内容の大幅変更について（監査意見）							
<p>本事業のスケジュールは、以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="167 280 694 448"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月14日：業務委託契約書締結 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 仕様書では、SAGA アクア 100～200名（1日間、4部制）、SAGA アリーナ 100～200名（2日間、各4部制）、SAGA スタジアム 100～200名（3日間、各4部制）、計300～600名（累計6日間、24部制）の園児参加を想定。 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年8月17日：業務内容変更協議実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> SAGA アクアでの1日間実施のみに変更。 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年9月21日：1日のみに集約し計7部制で実施。1,147名の園児参加。 </td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の通り、当初計画内容を大幅に変更している。3施設、累計6日間、24部制の当初計画から、1施設、1日間、7部制への大幅な変更である。変更理由については、県は、令和5年度夏に福岡県や滋賀県等で子どもが亡くなる痛ましい水の事故が相次いで起きており、SAGAアクアでの唐津海上保安部による水難講習受講プログラムの追加により、心に残る体験会の提供と同時に命を守ることに繋げてもらうため、としている。</p> <p>変更の趣旨は理解できないものではないが、累計6日間、24部制の計画を1日間、7部制にまで集約するのは、かなりの無理があるであろう。事業遂行上の安全性確保、各園児の十分な体験時間確保等を考慮すれば、複数日程を確保すべきであっただろう。引率者へのアンケート回答においても、「たくさんの園を回すために時間的に詰め込まれていたため、遊ぶ時間が短かった」、「5分くらいでは物足りない」、「時間割の部分だけ改善されたいと思う」等の時間制約に関する意見が多かった。また、「急な日程、行事変更は適当ではない」といったそもそもの大幅な計画変更に対する意見もあった。</p> <p>SAGAアクアでの1日間のみ実施に関しては、今年度はアクアや海上保安部の日程確保等が難しかったのかもしれないが、「心に残る体験会の提供」という観点からより実効性のある事業にするために、次年度以降は改善が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月14日：業務委託契約書締結 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書では、SAGA アクア 100～200名（1日間、4部制）、SAGA アリーナ 100～200名（2日間、各4部制）、SAGA スタジアム 100～200名（3日間、各4部制）、計300～600名（累計6日間、24部制）の園児参加を想定。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年8月17日：業務内容変更協議実施 	<ul style="list-style-type: none"> SAGA アクアでの1日間実施のみに変更。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年9月21日：1日のみに集約し計7部制で実施。1,147名の園児参加。 		<p>（こども未来課）</p> <p>令和5年度実施結果を踏まえ、令和6年度は11月5日～8日の4日間で実施し約2,200名の園児が参加した。また、唐津海上保安部やSAGAアクアスタッフによる水難講習も実施した。</p> <p>令和7年度は、10月21日～24日の4日間で実施し約2,500名の園児が参加、令和6年度に引き続き唐津海上保安部やSAGAアクアスタッフによる水難講習に加えて、日本赤十字佐賀支部にも水難講習を実施いただいた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月14日：業務委託契約書締結 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書では、SAGA アクア 100～200名（1日間、4部制）、SAGA アリーナ 100～200名（2日間、各4部制）、SAGA スタジアム 100～200名（3日間、各4部制）、計300～600名（累計6日間、24部制）の園児参加を想定。 						
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年8月17日：業務内容変更協議実施 	<ul style="list-style-type: none"> SAGA アクアでの1日間実施のみに変更。 						
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年9月21日：1日のみに集約し計7部制で実施。1,147名の園児参加。 							
② プロポーザル方式による契約者選定の妥当性について（監査意見）							
<p>本事業の予定価格18,597千円の内訳は、（A）イベント運営費6,237千円（主に人件費）、（B）輸送業務費4,769千円（主にバス代）、（C）施設利用料2,500千円、（D）事務局費及び業務管理費5,090千円（主に人件費）となっていた。このうち、（C）は県有施設の所定利用料であり競争による減額余地はないが、（B）は一般競争入札等での価格競争による減額余地があったのではないだろうか。次年度以降は、（B）の契約を分離することの検討が必要と考える。</p> <p>プロポーザル方式は、「会計課通知」によれば、一般競争入札の例外として価格競争によらずに、「県にとって最も適切な想像力、技術力、経験などを持つ事業者を選定する方法」であり、「県側において詳細な仕様書を作成することが困難なもの（民間企業等が有しているノウハウ・企画等を競争させることにより、要求するサービスの調達をはじめ実現されるもの）」と定義されている。輸送事務費に関しては、プロポーザルに抛らず、分離して原則的な価格競争の実現が可能と考えられる。今後は、このような事業費は分離することの検討が必要と考える。</p>	<p>（こども未来課）</p> <p>（B）の輸送事務費とは、事業に参加する園とSAGAアクア間の貸切バスの手配業務を指すが、本事業においては、対象が年長児であることから当日の突発的なトラブル（体調不良等）が発生しやすく、バスが園を出発する時間が遅れるなどし、それに応じた体験時間の調整を行う状況を想定しなければならない。その際に、貸切バスの運行も柔軟に対応しなければならず、イベント運営と輸送（バス）手配の間で緊密に連携をとることが本事業の根幹ともいえ、同一事業者で行うことはこの緊密な連携を大いに担保しているため、検討のうえ分離は難しいものと判断した。</p>						
③ 1者応募によるプロポーザルについて（監査意見）							
<p>本事業はプロポーザル方式により事業者を選定しているが、1者応募による契約者選定は望ましくない。</p> <p>今後は、外部ホームページ、対象事業の業界団体の情報公開ツールなども含めた周知等により、複数応募者を得ることで、プロポーザルの審査基準である企画提案能力、業務遂行能力に関する競争性を確保するための改善が必要と考える。</p>	<p>（こども未来課）</p> <p>令和6年度は募集期間を17日間（令和6年5月7日～5月29日）、GWを避けるなど事業者が十分に検討できる期間を確保した。令和7年度の募集期間は、23日間とさらに十分な期間を確保した。</p>						

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
40. 幸せの情報発信事業	
① 事業効果の測定について（監査意見）	
<p>本事業の事業効果は、アンケート結果による「子育てし大県"さが"プロジェクト」への理解度等により測定されているが、本事業の目的は、情報不足を解消し、最終的には、佐賀での子育て満足度向上につなげることとされている。</p> <p>今後は、「子育てし大県"さが"プロジェクト」への理解度等のみではなく、県民意識調査の県取組「安心して子どもを産み、育てることができる」への満足度等の実質的な効果を測れる指標により測定するべきと考える。</p>	<p>（こども未来課）</p> <p>本事業は、「子育てし大県"さが"プロジェクト」の情報発信事業のひとつとして行っているものであり、「子育てし大県"さが"プロジェクト」への理解度等を指標として設定した。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
4.1. ビジネス確立支援事業	
① 県が支援する「スタートアップ」の定義について（監査意見）	
<p><スタートアップ支援の全国的動向> スタートアップとは、経済産業省の調査報告資料によれば、「新しいビジネスモデルを考へて、新たな市場を開拓し、社会に新しい価値を提供したり、社会に貢献することによって事業の価値を短期間で飛躍的に高め、株式上場や事業売却を目指す企業や組織」とされている。重視すべきは、先ずはビジネスの革新性であり、革新性があるが故の社会貢献可能性であり、一定の市場規模を前提とした短期間での飛躍可能性である。有名な事例としては、世界的にはグーグルやAmazon、国内ではメルカリ等である。</p> <p>国は、令和4年を「スタートアップ創出元年」と位置付け、「スタートアップ育成5か年計画」を策定している。各自治体も地域活性化、雇用創出等の効果を期待して注力している状況である。</p> <p><革新性の要件> 佐賀県の「Startup Connect SAGA」事業における採択事業者は6者であったが、その中には革新性、飛躍可能性の観点で、スタートアップ支援事業の対象者にするべきものか疑問が生じる様な事業者が数件あった。スタートアップ支援は、単なるスモールビジネスや既存商品・サービスの延長線上にある事業とは、明らかに一線を画されるべきである。県は、支援対象となる事業の革新性、想定する市場規模、飛躍可能性等について、その判定根拠を明確に示す必要があると考える。</p> <p>なお、本事業の採択事業者6者のうち4者は、マッチング(共同開発、協業、実証実験、一定期間の売買契約、テストマーケティング等)の成立件数がゼロであった。スタートアップは、簡単に事業拡大できるものではないが、拡大可能性を探るために重要となるマッチングができなかったということは、当該事業の革新性、飛躍可能性等に関して、何らかの否定的なシグナルを示しているものと思われる。この様な状況も踏まえて、より革新性のある事業者、マッチングが見込める事業者の採択がなされ、今後の地域活性化、雇用創出等に繋げる必要があるものと考えられる。</p> <p><短期間での飛躍可能性> 本事業では、設立10年未満の事業者を支援対象とされている。</p> <p>一方、スタートアップの創業10年後の存続率は3割を下回る水準とも言われており、また、そもそもの定義として創業後5年内の事業者と言われることも多い。これは、事業に真の革新性があれば、当該期間内には既に事業拡大を遂げているためと思われる。また、既に10年程継続しているのであれば、革新性があり事業拡大を遂げたか、若しくは、革新性はなかったが低リスクの安定的事業を一定規模内で継続しているケースと思われる。</p> <p>佐賀県のスタートアップ事業において、支援対象を設立10年未満の企業とすることの是非について、再検討が必要と考える。</p>	<p>(産業DX・スタートアップ推進グループ→産業政策課)</p> <p>本事業では、スタートアップ枠の対象を「設立10年未満」としていたが、スタートアップの対象像や、革新性・市場性・成長可能性といった観点を踏まえ、要件の再検討を行った。</p> <p>その結果、地方においては、短期間で急成長を目指す事業者に加え、地域課題の解決と事業成長の両立を図る事業者も重要であり、こうした事業は成長までに一定の期間を要する場合が多いことから、年数による一律の要件は適切でないと判断した。この見直しにより、より幅広いスタートアップの掘り起こしにつなげていく。</p> <p>また、創業後一定期間を経た事業者であっても、次の成長局面で大きな飛躍が期待できる場合があるため、従前の「設立10年未満」要件を撤廃し、新規性・独創性、市場性、発展性・将来性等を総合的に確認する運用へと改めた。</p> <p>今後は、採択後のマッチング件数、資金調達状況、事業成長の進捗なども踏まえながら、成長可能性の高い事業者への支援効果の向上に取り組むとともに、国の政策動向も踏まえつつ、本県の地域特性に応じたスタートアップ支援を進めていく。</p>
② 1者応募による企画コンペについて（監査意見）	
<p>「Startup Promote SAGA」（委託事業）、「Startup Connect SAGA」（委託事業）は、企画コンペ方式により事業者を選定しているが、1者応募による契約者選定であり望ましくない。</p> <p>今後は、外部ホームページ、対象事業の業界団体の情報公開ツールなども含めた周知等により、複数応募者を得ることで、企画コンペの審査基準である企画提案能力、業務遂行能力に関する競争性を確保するための改善が必要と考える。</p>	<p>(産業DX・スタートアップ推進グループ→産業政策課)</p> <p>事業者公募に当たっては、ホームページによる公表に加え、関係団体や関係機関への情報提供等を行うなど周知方法の工夫を行い、より多くの事業者から応募が得られるよう取り組んでいく。</p> <p>また、事業内容の説明機会を設けるなど、応募を検討する事業者が事業内容を理解しやすい環境整備を行うなど、今後も、可能な限り複数事業者からの応募が得られるよう周知方法の工夫を行い、企画コンペにおける競争性の確保に努めていく。</p>
③ 「Startup Connect SAGA」の支援対象決定の審査手続きについて（監査意見）	
<p>「Startup Connect SAGA」（県内スタートアップ等のうち、スケールアウトの可能性のあるシードを公募、大手企業との協業などへ向けたハンズオン支援を行う事業）の支援対象決定に係る審査要領では、「『評価基準』により各審査員が評定を行う」とことになっており、各審査員の評定による「審査の結果、原則評価点の合計が50%以上のもののみを選定の対象とするが、最終的な採否については応募企業のビジネスのスケール可能性等を総合的に検討し、審査員の協議で決定する。」と定められている。</p> <p>令和4年度事業の審査では、当該審査要領に基づき、50%以上の事業者3者、50%未満の事業者2者、計5者が支援対象に選定されていた。</p> <p>そこで、50%未満の事業者選定の妥当性を確認するために、審査会の議事録、審査の「評価基準」を閲覧したが、審査会の議事録によれば、50%未満の2者は、「現時点ではビジネスモデル等に課題があるものの、今後の事業ブラッシュアップやビジネスマッチングによって飛躍的な成長の可能性があり」との考えに基づき、採択されている。一方、各審査員が準拠する「評価基準」には評価項目が5項目あるが、そのうちの2項目として、「発展性・将来性（スケールが期待できる内容であること）」、「発展性・将来性（ビジネスマッチングによって新規事業の創出や事業拡大が見込まれる内容であること）」が含まれていた。</p> <p>よって、各審査委員が「評価基準」に基づきスケール可能性を一度審査した後に、最終的な採否段階において、再度、スケール可能性等を総合的に検討して2者の採否を決定しているということになるが、議事録には上記の記載があるのみで、審査要領で定める「総合的に検討」した過程が記されておらず、選定手続きに問題があると考えられる。総合的な検討が行われたのであれば、その結果を議事録に残す必要がある。</p> <p>また、そもそも「評価基準」に基づき各審査委員がスケール可能性を既に評価している訳であるから、最終的な採否段階で再度スケール可能性を検討する余地はないものと考えられる。スケール可能性を審査において重視するのであれば、各審査員の評価における記点変更等を検討するべきと考える。</p>	<p>(産業DX・スタートアップ推進グループ→産業政策課)</p> <p>「Startup Connect SAGA」の審査においては、審査要領に基づき評価基準による採点を行った上で、応募企業のビジネスのスケール可能性等を総合的に勘案し、審査員の協議により採否を決定していたが、最終的な採否判断に至る協議内容及び判断理由について議事録への記録が十分ではなかった。</p> <p>審査手続きの公正性及び透明性を確保するためには、評価基準による採点結果に加え、審査員による協議内容や総合判断の過程についても記録を残し、採択判断の根拠を明確にしておく必要がある。</p> <p>このため、審査員による協議内容及び最終判断に至った理由について議事録等により詳細に記録を残す運用とするとともに、審査結果の整理に当たっては評価基準による採点結果と審査員の協議内容を併せて整理し、採択判断の経緯が分かる形で記録することとした。今後も審査手続きの透明性及び客観性の確保に努めていく。</p>

<p>④ 「Startup Assign SAGA」の支援対象について（監査意見）</p> <p>本事業は、県内スタートアップ等に対して、事業拡大に向けて、佐賀県内では獲得が困難なCxO人材（高度な経営知見・スキルを持った人材）を全国からアサインして支援するものである。本年度では3者が支援対象として選定されているが、そのうち1者への支援成果は、経理業務の効率化、業績を元にした事業計画策定といった内容であった。</p> <p>経理業務効率化、事業計画策定といった支援は、スタートアップに限らず全ての事業者に生じる得る共通項の多い課題であり、それ故に県内土業（税理士、中小企業診断士等）によるサポートでも十分に解消可能な課題と思われる。</p> <p>支援対象者が、真のスタートアップであるのならば、革新的事業の拡大に向けた本質的な課題解決（解決により事業拡大を想像し得るような状況）に対して、全国からの専門家をアサインするべきものとする。</p>	<p>（産業DX・スタートアップ推進グループ-産業政策課）</p> <p>本事業では、全国からCxO人材をアサインし、スタートアップの事業拡大を見据えた経営支援を行っているが、これまでの成果整理では、経理業務の効率化や事業計画策定といった個別の成果にとどまり、CxO人材が持つ経験に基づいた経営助言や、将来的な協業を見据えた関係構築といった本質的な支援の意義が十分に評価・分析できていなかった。</p> <p>CxO人材による支援には、結果として土業でも対応可能な業務が含まれる場合があるものの、単なる業務改善にとどまらず、成長を見据えた経営戦略の検討や継続的な関係構築など、土業支援とは性質の異なる価値を提供している場合もあり、今後は、経営管理体制整備や事業計画策定だけでなく、経営助言や戦略検討、外部人材との関係構築といった支援の全体像を整理し、事業成長との関係が分かる形で成果を評価・分析しながら事業を進めていく。</p>
<p>⑤ 委託先事業者が実績報告書で掲げる課題認識等について（監査意見）</p> <p>「Startup Assign SAGA」の委託先事業者が県に提出した実績報告書では、当年度の事業推進実績に基づき、以下の3つの課題認識及び次年度に向けた改善案が示されていた。</p> <p>(1)【課題】より適切なCxO人材をマッチングするためのゆとりある選定期間が設けられていない、 【改善案】全体スケジュールを1ヶ月前倒しする。</p> <p>(2)【課題】支援合意前にスタートアップとCxO人材の相互理解が十分ではない、【改善案】支援確定前に現地で最終面談を実施。</p> <p>(3)【課題】企業によって本事業の成果度合いにばらつき発生、【改善案】CxO人材の支援期間を6ヶ月とする。</p> <p>本事業の所轄部署は、産業労働部の産業DX・スタートアップ推進グループであったが、当該グループの委託事業に関しては、本事業に限らず、委託先から次年度事業に向けた改善施策の提案がなされているケースが多かった。これは、一つは、委託事業の契約者選定が企画コンペ方式で行われていることに起因しているものと考えられる。企画コンペ方式は、県側において詳細な仕様書を作成することが困難な事業、民間企業等が有しているノウハウ・企画等を競争させることにより、要求するサービスの調達がはじめて実現される事業に対して採用される契約者選定方式である。そのため、事業に対する一定のノウハウを有する民間企業等が、より専門的な見地から事業期間等の基礎的な事業仕様に関する課題認識を持ち易いものと考えられる。</p> <p>企画コンペ方式では、事業者公募時に仕様書案が公表されるが、今後は、次年度の仕様書案の作成に際して、前年度の委託先事業者が提示した課題認識・改善案、それに対する県の方針（県として同様の課題認識を有するか否か、改善策の必要性、仕様書への反映結果等）を整理した管理資料を作成してはどうだろうか。</p> <p>企画コンペ方式は、前述の通り、民間企業等が有するノウハウ・企画等を活用しようとするものであり、民間企業等から提示された課題認識・改善案を踏まえて、次年度以降、より効果的・効率的な事業運営がなされるべきものとする。他部署の事業も含めて検討頂きたい。</p>	<p>（産業DX・スタートアップ推進グループ-産業政策課）</p> <p>企画コンペ方式による委託事業では、民間事業者の専門的知見や実務上の課題認識に基づく改善提案を次年度事業の仕様や運用の見直しに活用していくことが、事業の効果的・効率的な運営に資すると考えられる。このため、委託事業者から提出された課題認識及び改善提案については、内容を確認の上、対応の要否を判断し、必要なものについて仕様や運用の見直しに反映するよう取り組んでいく。</p> <p>本事業において受託事業者から提案のあった、事業スケジュールの前倒し、支援確定前におけるスタートアップとCxO人材の事前面談の実施、支援期間の見直しについても、受託事業者からの課題認識及び改善提案を踏まえ、次年度事業の仕様・運用に反映した。</p> <p>今後も、委託事業者の提案内容を踏まえつつ、県としての対応方針や反映状況を整理しながら、事業の効果的・効率的な実施に努めるとともに、他の企画コンペ方式による委託事業についても、同様の考え方により整理・活用を図っていく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
42. 資金調達支援事業	
① スタートアップの資金調達実績について（監査意見）	
<p>県が支援した県内スタートアップの過去5年間（県による支援期間中）の資金調達実績は148百万円であるが、全てクラウドファンディングであり、ベンチャーキャピタル等（以下「VC等」と言う。）からの出資実績はない。</p> <p>一方、令和2年度から実施されている「Startup Boost SAGA」事業は、スタートアップに対して、VC等からの資金調達を受けるための個別指導プログラム(事業計画のブラッシュアップ等)を実施するものである。「Startup Boost SAGA」事業を始めとする佐賀県のスタートアップ支援事業が最終的に目指しているものは、不特定多数、不特定額のクラウドファンディング調達ではなく、ビジネスパートナーとしてのVC等からの一定規模額の中長期的な安定資金調達（出資調達）であり、その結果として、飛躍的成長の実績（売上額拡大、雇用拡大、地域活性化等）を得ることと考えられる。クラウドファンディングからの年平均30百万円程度の資金調達では、地域の雇用拡大、活性化を見込むことはできない。</p> <p>過去5年内ではVC等からの調達実績がないが、当該状況の十分な要因分析が必要と考える。本事業の個別指導プログラムによる改善を積み重ねることにより調達可能性が見込めるものなのか、そうではなく、VC等の目線から見た場合に事業革新性、飛躍可能性、市場規模等が見込み辛いものなのか。</p> <p>スタートアップは、創業10年後の存続率は3割未満と言われている様に事業拡大の厳しさがある。ある意味、事業拡大が出来なくても仕方がないとの考え方に陥ってしまえば、資金調達ができない様な状況が一定期間継続しても許容されかねない。</p> <p>公費による県の事業である以上、支援継続の必要性、その判断根拠（革新性、飛躍可能性、市場規模等）を明確にしておくことが求められる。そして、その判断は、創業後長期化するほど慎重さが求められる。場合によっては、出資に至らない理由についてVC等にヒアリングを実施し、プロから見た問題解消可能性等に基づき県が判断すること等も必要と考える。</p>	<p>（産業DX・スタートアップ推進グループ-産業政策課）</p> <p>スタートアップにおいてベンチャーキャピタル等からの出資を受けることは、資金面のみならず事業成長に不可欠な支援やネットワークの獲得につながるため重要であると認識している。</p> <p>一方で、実際に出資に結びつけることには課題も多く、出資先となるベンチャーキャピタル等へのヒアリングを含め幅広い視点を取り入れながら事業を進めていく方針である。</p> <p>今後は、「Startup Boost SAGA」等を通じて投資家との接点づくりや事業計画の磨き上げを支援するとともに出資側の考えも分析しながら、成長段階に応じた資金調達の実現に向けた支援を強化していく。</p>
② 本質的効果の測定（KPI設定）について（監査意見）	
<p>スタートアップ支援で重視されるべきは、まずはビジネスの革新性であり、革新性があるが故の社会貢献可能性であり、一定の市場規模を前提とした短期間での飛躍可能性（規模拡大）である。スタートアップ支援は、単なるスモールビジネスや既存商品・サービスの延長線上にある事業とは、明らかに一線を画されるべきものである。</p> <p>国の「スタートアップ育成5か年計画」においても、支援事業者の規模拡大を重視しており、「目標については、創業の「数」（開業数）のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。」としている。</p> <p>現状、県が設定するKPIは、「資金調達支援事業で支援した資金調達案件のうち、調達に成功した件数」とされている。当該件数の実績は、令和4年度29件、令和5年度22件であるが、全てクラウドファンディングによるものであり、VC等からの資金調達の実績はない。そのため、調達額は、令和4年度16百万円、令和5年度13百万円といった水準に留まっている。</p> <p>スモールビジネス支援ではなく、スタートアップ支援である以上は、規模拡大の指標は必須と考える。設定するKPIについて再検討を要する。</p>	<p>（産業DX・スタートアップ推進グループ-産業政策課）</p> <p>資金調達支援事業では資金調達成功件数をKPIとしてきたが、調達額や企業成長など、規模拡大の観点における指標整理が十分ではなかった。</p> <p>このため、資金調達件数に加え、資金調達額や売上規模など企業の成長状況も踏まえ支援成果の評価を行うこととした。</p> <p>中長期的には、DX・スタートアップ支援を通じて「10年後に100億円規模の売上を生み出す企業の輩出」を目標としており、支援企業の売上規模を継続的に把握していく。</p> <p>今後は「Startup Boost SAGA」等を通じて、事業計画の高度化や投資家との接点づくりを進め、成長段階に応じた資金調達と事業規模の拡大につながる支援を強化していく。</p>
③ 1者応募による企画コンペについて（監査意見）	
<p>「Startup Boost SAGA」（委託事業）は、企画コンペ方式により事業者を選定しているが、1者応募による契約者選定であり望ましくない。</p> <p>今後は、外部ホームページ、対象事業の業界団体の情報公開ツールなども含めた周知等により、複数応募者を得ることで、企画コンペの審査基準である企画提案能力、業務遂行能力に関する競争性を確保するための改善が必要と考える。</p>	<p>（産業DX・スタートアップ推進グループ-産業政策課）</p> <p>事業者公募に当たっては、ホームページによる公表に加え、関係団体や関係機関への情報提供等を行うなど周知方法の工夫を行い、より多くの事業者から応募が得られるよう取り組んでいく。</p> <p>また、事業内容の説明機会を設けるなど、応募を検討する事業者が事業内容を理解しやすい環境整備を行うなど、今後も、可能な限り複数事業者からの応募が得られるよう周知方法の工夫を行い、企画コンペにおける競争性の確保に努めていく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
43. DX人材拡大推進事業	
① 企画コンペへの参加資格要件について（監査意見）	
<p>プログラミング事業とDX即戦力事業は、それぞれ企画コンペにより委託先が選定されているが、コンペ参加資格要件としては、単独提案の場合は県内企業であること、共同提案の場合は構成員の何れかが県内企業であること、と定められている。</p> <p>企画コンペでは、何れの事業も応募者3者の中から、プログラミング事業は、単独提案の県内企業が選定され、DX即戦力事業は、共同提案の事業体(県内企業1者、県外企業1者)が選定された。</p> <p>佐賀県以外の企画コンペ方式、プロポーザル方式では、単独提案であっても県内企業に限定しないケースがほとんどである。それに対して、上記の両事業では、県内企業に限定している一方で、審査結果では県外企業の業務遂行能力等が評価されている部分がある。具体的には、DX即戦力事業の講義の企画・講師派遣等の事業の核となる部分は、共同提案者である県外企業側が担当する方針で提案され、審査上、当該方針が選定されている。</p> <p>企画コンペ方式、プロポーザル方式の様に、「高度な創造性及び専門的な技術や経験を必要とする委託業務について、価格競争によらず、複数の事業者から企画又は技術提案を求めて受託者を決定する契約形態」においては、県外企業も含めて幅広く募集がなされる方が効果的なケースも多いと考えられ、原則的には、県内企業に限定するべきではないと考える。もし本事業の様に企画コンペ方式等において県内企業に限定するのであれば、その合理的理由を示す必要があると考える。</p>	<p>(産業DX・スタートアップ推進グループ産業政策課)</p> <p>本事業においては、県内企業の参画促進及び県内へのノウハウ蓄積等を目的として、企画コンペへの参加資格要件として、単独提案の場合は県内企業、共同提案の場合は構成員のいずれかが県内企業であることとしていたが、本事業の企画コンペにおいては、専門性の高い事業者から幅広く提案を得ることが、事業効果や競争性の確保につながることから、従前の県内企業に限定した参加資格要件を見直した。</p> <p>今後は、企画提案内容や専門性、業務遂行能力等を適切に確認し、最も効果的な事業実施につながる事業者の選定に取り組んでいく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
4.4 産業DX啓発推進事業	
① 本質的効果の測定（KPI設定）について（監査意見）	
<p>DX人材拡大推進事業及び産業DX啓発推進事業に関連するKPIとしては、下記指標が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業スマート化センターによる各種サービス（マッチングや技術導入支援、相談対応、シヨールーム見学、セミナー・イベントなど）についての自発的な利用者数 プログラミング人材拡大推進事業によるDX人材の講座受講者数 <p>上記指標は、事業開始当初の指標としては合理性があると思われるが、事業の最終目的を達成するために必要となる本質的効果は測定できない。両事業が次のステージに進み、早期に事業目的を達成するためには、本質的効果が測定できる指標が必要である。</p> <p>DX人材拡大推進の事業目的は、『本県IT産業のビジネス創出や製造業などの非IT産業のテクノロジー活用を促し県内産業のDX推進』であり、産業DX啓発推進の事業目的は、『都市部や大手を中心に産業DXが推進・浸透される昨今、県内企業がその潮流をリードする存在となるよう、…』である。このような目的の達成のためには、下記の様な指標設定が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内のDX取組事業者数の割合、取組の推進度指数（監査意見②参照） 労働生産性(産業別等)の他県との相对比较、県内時系列比較(監査意見③) 講座受講者の進路状況データ、ITスキルの「地産地消」指数(県内のIT系への就職者数、IT系起業家数等) 県内IT産業規模データ(情報通信産業の事業者数・GDP等) <p>DXコミュニケーター事業で行っている県内企業へのアンケート結果によれば、第1区(佐賀市等)では、DXを知っている割合は54%、DXに取り組んでいる割合は25%に過ぎない。第3区(西部等)では、DXへの関心ありの割合は23%程度に留まっている。また、労働生産性で福岡県及び長崎県の何れにも勝っている県内産業区分は、全12区分のうち3区分(機械工業、金属・化学、その他)のみである。</p> <p>このような状況を見る限り、残念ながら県内企業がその潮流をリードする存在となるような「DX推進県」に相応しい結果は現状では得られていない。今後は、上記の様な指標を設定し、早期に目的が達成できる様に、施策の横上げ、改善を実施する必要があると考える。</p>	<p>(産業DX・スタートアップ推進グループ→産業政策課)</p> <p>DX推進施策においては、事業利用者数等の活動指標に加え、県内企業のDX取組状況など成果に関する状況も把握しながら施策を推進していく必要があるため、現行のKPIであるサービス利用者数及び講座受講者数に加え、県内企業のDX取組状況を把握する指標としてDX認定取得件数をKPIとして設定した。</p> <p>また、県内企業のDX取組状況やDX人材の活用状況についてアンケート結果や各種統計データを活用しながら把握するとともに、県内の労働生産性等についても動向を把握していくこととした。</p> <p>今後も、県内産業のDX推進状況を確実しながら施策の改善を図っていく。</p>
② 3地区の業務完了報告書様式(アンケート項目等)の統一について（監査意見）	
<p><様式統一の必要性></p> <p>令和4年度から実施されている県のDXコミュニケーター事業は、県内企業等を訪問し、ヒアリングを通じてデジタル技術で解決可能な潜在的課題を抽出し、解決策の提案や助言を行うとともに、DXの一步を進ませるための一手段として、スマート化センターへの相談を促す事業である。令和5年度においては、1,160社(第1区503社、第2区324社、第3区333社)を訪問している。</p> <p>訪問時のヒアリング、アンケート等により、現状の様々なデータが得られているが、3地区をそれぞれ別の受託者が訪問しているため、ヒアリング、アンケート等の結果集計に統一性がない。</p> <p>そもそもDXの代表的な技術の一つとして、「ビッグデータ」というものがある。ビッグデータ(大量、多様性、頻度)を収集、蓄積、分析することで、様々な成果を生み出そうとするものである。県事業のアンケート等のデータは、ビッグデータと言うほどの規模ではないが、3地区統一のアンケート項目等を設けることにより、よりビッグなデータになり活用性が広がる筈である。また、地区別、産業区分別、企業規模別等の分析を効率的に実施するためには、業務完了報告書様式のベースとなる部分は、可能な限り統一する必要があると考える。DXの推進主体として検討が必要である。</p> <p><アンケート項目、結果のバラつき></p> <p>第2区の業務完了報告書には、訪問・アンケート結果として、市町別の業種別訪問数、訪問先企業の従業員数分布、訪問先企業の直近売上高分布、DXに対する理解度、DXに対する関心度、DXに対する取組企業数割合、デジタル活用にあたっての課題、経営に対する課題、などが纏められている。</p> <p>一方、第1区と同報告書には、産業スマート化センターの認知度、DXの認知度、DXへの取組企業数割合、DXの効果(取組企業のみ)、DXに対するイメージ(非取組企業のみ)、経営課題、などが纏められている。第3区には、アンケート結果としてはDXに対する関心度のみが記載されている。</p> <p>上記のうち、第2区と第3区の同一項目である「DXに対する関心度」は、第3区23%に対して、第2区は81%と極めて高い。また、第1区と第2区の同一項目である「DXに対する取組」については、第1区25%に対して、第2区は75%と極めて高い。</p> <p>DX推進の観点では、第2区が高い数値を示しているが、これが実態を示すのであれば、その要因分析が必要である。一方、実態を示しておらず、アンケート方法の違い、定義の違い等によるものであれば、3地区で統一的方法を採用する必要がある。何れにしても、県内のビッグデータとして有効活用できる様に改善する必要がある。</p>	<p>(産業DX・スタートアップ推進グループ→産業政策課)</p> <p>DXコミュニケーター事業においては、地区ごとに異なる受託者が企業訪問を実施していたことから、ヒアリング及びアンケート項目や業務完了報告書の様式について統一的な整理が十分ではなかったが、DXコミュニケーター事業については、一定の役割を終えたことから令和6年度で事業を終了している。</p> <p>今後、県内企業のDX推進に関する調査や企業訪問等を実施する際には、共通項目の設定や様式の整理を行い、データの比較・分析が可能となるよう事業の中で取り組んでいく。</p>

<p>③ 企画コンペへの参加資格要件について（監査意見）</p> <p>DXコミュニケーター事業は、企画コンペにより委託先が選定されているが、コンペ参加資格要件としては、単独提案の場合は県内企業であること、共同提案の場合は構成員の何れかが県内企業であること、と定められている。</p> <p>企画コンペでは、4者（A社、B社、C社、D社）が応募し、3地区での重複応募が可能であるため、3地区累計で7者が応募している。審査の結果、A社（単独提案の県内企業、同種業務実績なし）、B社（単独提案の県内企業（県内に50人以上の支店を有する）、同実績あり）、C社（単独提案の県内企業（県が誘致した支店を有する）、同実績あり）が選定された。</p> <p>佐賀県他の企画コンペ方式、プロポーザル方式では、単独提案であっても県内企業に限定しないケースがほとんどである。それに対して、本事業では、県内企業に限定しているが、企画コンペ方式、プロポーザル方式の様に、「高度な創造性及び専門的な技術や経験を必要とする委託業務について、価格競争によらず、複数の事業者から企画又は技術提案を求めて受託者を決定する契約形態」においては、県外企業も含めて幅広く募集がなされる方が効果的なケースも多いと考えられる。</p> <p>本事業では、B社及びC社が一定要件の支社を県内に有していたために、県内企業として単独提案が可能であったが、支社を有していなかった場合は単独提案ができなかった。両社の全国的な同種業務実績、コンペ審査会で得た評価点数、業務完了報告書の内容等からすると、本事業の様に専門的要素が必要となる事業では、県外企業にも応募資格を上げた方が、より効果的な事業遂行が可能になると思われる。特に、C社の業務完了報告書には、「次年度の本事業をより良いものにするための提案事項」が熱量を持って記載されており、内容的にも自社が有する全国的なビッグデータとの比較分析などの有益な情報が記載されていた。DX推進に向けて年間で1,000社を超える企業を訪問し、潜在的課題を抽出して解決策の提案や助言を行うという重要事業である。全国における幅広い業務実績、知見を有する応募希望者が排除されない様な参加資格要件が必要である。</p> <p>よって、企画コンペ方式、プロポーザル方式では、原則的には、県内企業に限定するべきではないと考える。もし本事業の様に企画コンペ方式等において県内企業に限定するのであれば、その合理的理由を示す必要がある。</p>	<p>（産業DX・スタートアップ推進グループ産業政策課）</p> <p>DXコミュニケーター事業においては、県内企業の参画促進及び県内へのノウハウ蓄積等を目的として、企画コンペ参加資格を県内企業又は県内企業を含む共同提案に限定していたが、DXコミュニケーター事業については、一定の役割を終えたことから令和6年度で事業を終了している。</p> <p>専門的知見を必要とする事業については県外企業の知見を活用することも有効であることから、今後、類似事業を実施する際には、事業目的や必要な専門性等を踏まえ、参加資格要件の設定について適切に検討していく。</p>
<p>④ DXアクセラレータ事業(ハンズオン型)の支援対象企業について（監査意見）</p> <p>DXアクセラレータ事業(ナビゲート型)は、DXを進めたい県内企業をセミナー等により50社以上集め、その中からDXアクセラレータ事業(ハンズオン型)の支援対象となる県内企業20社（ハンズオン支援を受けてDX推進を図る企業）を選定するとともに、選定されなかった県内企業30社程度に対して簡易ITツール体験や導入支援、DX啓発活動を行う事業である。</p> <p>ナビゲート型事業は、企画コンペにより応募者6者の中から受託者が選定されている。コンペの審査では、受託者の有する県内ネットワークによる集客力等が評価された部分があるが、集客結果は大幅に未達となっていた。受託者は、提案書においてセミナー6回により計90社を集客するという目標を掲げていたが、集客結果は48社であった。また、セミナー参加者と県が想定するハンズオン型支援対象企業のDX推進目標レベルにギャップがあったために、別途、受託者が個別訪問を行いハンズオン型支援対象企業の集客を行っている。</p> <p><ハンズオン型支援対象企業の集客について></p> <p>ナビゲート型事業による集客数は、単なるセミナー集客とは異なり、ハンズオン型事業の対象となる20社を選定する母集団集めとの位置付けにあり、重要な事業である。また、ハンズオン型事業の対象企業は、前年度の10社から令和5年度は20社に増枠されており、県がDX推進モデル事例の拡大に注力していることを示している。</p> <p>セミナー集客が大幅未達となった要因(集客ターゲット・セミナー内容の設定のズレ、コンペ審査会の評価基準（ネットワーク力評価など）等の検証、更には、セミナー以外のハンズオン型支援対象企業の集客方法を検討し、次年度以降の事業において改善する必要がある。</p>	<p>（産業DX・スタートアップ推進グループ産業政策課）</p> <p>DXアクセラレータ事業（ナビゲート型）については、セミナーを通じた企業集客によりハンズオン支援対象企業の母集団形成を図ってきたが、事業の見直しを行い、令和6年度をもって終了することとした。</p> <p>DXアクセラレータ事業（ハンズオン型）支援企業の掘り起こしに当たっては、セミナー開催だけでなく、企業訪問や関係機関との連携など多様な方法を組み合わせて母集団形成に取り組んでいく。</p> <p>また、今後類似の支援事業を実施する際には、対象企業の設定や集客手法について検証を行い、事業目的に沿った企業の掘り起こしが適切に行われるよう取り組んでいく。</p>
<p>⑤ DX推進の注力産業設定等について（監査意見）</p> <p>佐賀県の産業DX啓発推進においては、特に注力すべき産業は設定されていない。</p> <p>一方、県作成資料によれば、佐賀県の産業別実質GDPの上位4産業は、卸・小売・飲食・宿泊、金融保険・不動産、機械工業、専門・学術となっている。また、近隣自治体（福岡県、長崎県）及び東京都と比較して相対的に労働生産性が低い産業は、専門・学術、金融保健・不動産、生活関連サービスであった。</p> <p>今後は、産業規模等を勘案した注力産業設定や産業別労働生産性の時系列データなどを整備し、より効果的かつ効率的な事業推進を実施することの検討も必要と考える。</p>	<p>（産業DX・スタートアップ推進グループ産業政策課）</p> <p>産業DX啓発推進事業では、県内企業のDXを幅広く促進する方針としており、注力産業の設定などは行っていない状況であるが、効果的かつ効率的な事業推進に繋がる産業規模や生産性等の観点からの整理も必要である。</p> <p>産業DXの推進に当たっては、産業規模や生産性に加え、産業間の取引関係や地域雇用への影響なども踏まえ、県内産業全体の発展につながる施策を検討することが重要であり、今後は、産業全体への波及効果を踏まえつつ、必要に応じて注力分野の検討もを行いながら、より効果的・効率的な施策推進に取り組んでいく。</p>
<p>⑥ 1者応募によるプロポーザル方式について（監査意見）</p> <p>佐賀県産業スマート化センター運営業務（委託事業）は、プロポーザル方式により事業者を選定しているが、1者応募による契約者選定であり望ましくない。</p> <p>今後は、外部ホームページ、対象事業の業界団体の情報公開ツールなども含めた周知等により、複数応募者を得ることで、プロポーザルの審査基準である企画提案能力に関する競争性を確保するための改善が必要と考える。</p>	<p>（産業DX・スタートアップ推進グループ産業政策課）</p> <p>事業者公募に当たっては、ホームページによる公表に加え、関係団体や関係機関への情報提供等を行うなど周知方法の工夫を行い、より多くの事業者から応募が得られるよう取り組んでいく。</p> <p>また、事業内容の説明機会を設けるなど、応募を検討する事業者が事業内容を理解しやすい環境整備を行うなど、今後も、可能な限り複数事業者からの応募が得られるよう周知方法の工夫を行い、企画コンペにおける競争性の確保に努めていく。</p>
<p>⑦ 次なるステージに向けたモデル事例について（監査意見）</p> <p>DX技術の代表的なものは、IoT、ビッグデータ、AI、ICT、RPA、クラウド、XRと言われている。そして、DXの効果は、生産性向上（効率化、自動化等）、データ活用による戦略性向上（顧客ニーズ分析、トレンド分析等）などであろう。</p> <p>県内企業にはDXに対して無関心層、様子見層が多いとのことであるが、成功事例として、DX推進で労働生産性が向上することにより生じた余剰時間を既存事業の営業活動強化、多角化等に充当して、更には、ビッグデータを活用して、売上及び利益増加、賃金上昇に繋げた事例を見せることができれば、理想的である。DX推進は、企業内部の活性化であると同時に、成功事例が波及することにより、県内産業の競争力強化、活性化に繋がる。この様な好循環を生むことが、県の最終的な目標であろう。</p> <p>県内は中小企業も多いため、まずは、バックオフィス等を中心とした事務効率向上、人手不足解消に主眼が置かれているものと思われるが、次なるステージでは、利益増加、賃金上昇等に繋がっている成功事例も必要と考えられる。企業現場ではDX推進に対して、各従業員単位の仕事なくなる、残業代が減る等の懸念が生じたり、そもそもの業務変革への抵抗と言ったマイナスの反応が阻害するケースもあるであろう。その様な状況に対しては、特に賃金上昇に繋がる様な事例は効果的であろう。今後の事業推進に期待したい。</p>	<p>（産業DX・スタートアップ推進グループ産業政策課）</p> <p>DXの推進に当たっては、業務効率化や省力化といった守りの効果に加え、データ活用や業務変革を通じた売上向上、利益拡大、新規事業創出等の攻めの効果につなげていくことが重要であると認識している。県内企業においては、中小企業・小規模事業者が多く、人手不足対応やバックオフィスの効率化に対するニーズが大きいことから、これらの支援も重要であるが、県としては、こうした取組にとどまらず、販路拡大、営業力強化、顧客分析、データ活用等を通じて売上向上や収益力強化につながる「攻めのDX」についても支援を実施している。</p> <p>また、佐賀県産業スマート化センターのWebサイトにおいては、これまでの支援事例についても継続的に情報発信している。DXの成功事例をわかりやすく示すことは、県内企業の無関心層や様子見層に対する有効な働きかけになると考えており、特に、業務効率化の先にある付加価値向上や収益向上、賃上げ等につながる事例の発信は重要である。</p> <p>今後も、バックオフィスDXと攻めのDXの両面から県内企業の取組を支援するとともに、DXの効果が県内企業に伝わりやすいよう、売上向上や収益力強化につながる事例の発信・横展開を一層強化し、県内産業の競争力強化につなげていく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
45. Startupの聖地SAGA推進事業	
① 聖地を目指すための革新的施策の必要性について（監査意見）	
<p>「Startupの聖地SAGA推進事業」の目的は、スタートアップの発掘から育成、スケールアウトまで一貫した支援の仕組みを設け、資金調達支援事業とあわせて実施することで、「佐賀から全国や世界をねらうシード」を次々と輩出する「スタートアップの聖地」を目指すことである。</p> <p>スタートアップ支援により地域活性化、雇用創出等を目指すためには、先ずは既存の県内事業者支援が重要であるが、加えて「スタートアップ聖地」を目指すに当たっては、県外から佐賀県への進出者も含めた革新的事業者による飛躍的成長の実績拡大（売上額拡大、資金調達額拡大）が絶対的に求められる。</p> <p>スタートアップ聖地・都市として全国的に有名な自治体には、浜松市や福岡市がある。浜松市は、「ファンドサポート事業」と「実証実験フルサポート事業」を開始したことにより、市内へのスタートアップ進出数、資金調達額が劇的に増加したと言われている。「ファンドサポート事業」とは、浜松市が認定したVC等から出資を受けたスタートアップ（市内での拠点登記と人材雇用が条件）に対して、一定規模の交付金を市が追加支給する仕組みである。「実証実験フルサポート事業」とは、浜松市で1年間実証実験を行う際に、補助金支給の他に、市が実証実験サポート（モニター・フィールド等を探すサポート）を行うものである。実証実験フルサポート事業は、市外事業者も利用可能であり、実証実験を経て次のステージで資金調達が必要となる際にファンドサポート事業を利用して市内に拠点を構える流れが理想とされている。浜松市のスタートアップ政策の最終的な狙いは、市内に集まったスタートアップが持つ革新的なアイデア・技術と市内既存企業の技術等を融合させて、新しい基幹産業を生み出すこととされている。事業の費用水準は定かではないが、正に聖地と呼ばれるに相応しい革新的施策である。</p> <p>スタートアップは、それまでのスタンダードを否定しかねないことから、国の中心地域からは生まれ難く、地方こそスタートアップを推進すべきとの意見もある。また、スタートアップの聖地とされる米国シリコンバレーも誘致施策の発端は、西海岸から東海岸への人材流出回避、雇用創出であったと言われている。</p> <p>佐賀県は、若者の県外流出が長年の重要課題となっている。佐賀県が「スタートアップ聖地」を目指す方向性は、若者の県外流出回避、地域活性化、雇用創出の観点からしても、決して否定されるものではないが、「聖地」を目指すのであれば、佐賀県独自の革新的施策が不可欠と考える。そして、その結果として、革新的事業者による飛躍的成長の実績（売上額拡大、資金調達額拡大、雇用拡大等）が求められ、実績に関する中長期的なモニタリングが必要と考える。</p>	<p>（産業DX・スタートアップ推進グループ→産業政策課）</p> <p>スタートアップ支援については、支援企業の成長状況や資金調達状況等を把握しながら施策の効果を確認していくことが重要であるため、起業家の状況に応じた4段階の個別指導プログラムやコンシェルジュによる伴走支援、民間資金の調達支援など、創業初期から成長段階までの成長フェーズに応じたきめ細かな個別伴走支援に取り組むこととしている。</p> <p>今後も、支援企業の資金調達や事業状況について中長期的な視点で実績把握に努め、必要に応じた支援が展開できるよう取り組んでいく。</p>
② 1者応募による企画コンペについて（監査意見）	
<p>Startupの聖地SAGA推進事業（委託事業）及び「SAGA DX・Startup FES」企画運営等業務（委託事業）は、企画コンペ方式により事業者を選定しているが、1者応募による契約者選定であり望ましくない。</p> <p>今後は、外部ホームページ、対象事業の業界団体の情報公開ツールなども含めた周知等により、複数応募者を得ることで、企画コンペの審査基準である企画提案能力、業務遂行能力に関する競争性を確保するための改善が必要と考える。</p>	<p>（産業DX・スタートアップ推進グループ→産業政策課）</p> <p>事業者公募に当たっては、ホームページによる公表に加え、関係団体や関係機関への情報提供等を行うなど周知方法の工夫を行い、より多くの事業者から応募が得られるよう取り組んでいく。</p> <p>また、事業内容の説明機会を設けるなど、応募を検討する事業者が事業内容を理解しやすい環境整備を行うなど、今後も、可能な限り複数事業者からの応募が得られるよう周知方法の工夫を行い、企画コンペにおける競争性の確保に努めていく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
46・47. 佐賀型賃金UP支援事業	
① 中小事業者における賃金引上げ原資の持続的な確保について（監査意見）	
（「49. 佐賀型賃金UP応援事業費」の監査意見①を参照頂きたい。）	（産業政策課→産業人材課） ※「49. 佐賀型賃金UP応援事業費」にて記載
②佐賀型賃金UPプロジェクトの中長期的なモニタリングについて（監査意見）	
（「49. 佐賀型賃金UP応援事業費」の監査意見②を参照頂きたい。）	（産業政策課→産業人材課） ※「49. 佐賀型賃金UP応援事業費」にて記載
③ 補助金の応募受付期間について（監査意見）	
<p><事業目的、補助対象></p> <p>佐賀型賃金UP支援事業の目的は、原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、小規模事業者等の生産性向上を支援することで賃金の引上げを促進することである。</p> <p>補助対象者は、佐賀県内に店舗や事業所を有し、事業所内最低賃金を令和5年4月1日から実績報告日までに3%以上引き上げた又は引き上げる小規模事業者（中小事業者より対象範囲は狭い）である。補助対象となる取り組みは、生産性向上・売上向上（デジタル技術等活用、生産効率化等、新商品開発、販路開拓等）であり、補助率は補助対象経費の3分の2以内、補助上限額は法人の場合は1事業所に付き120万円、個人の場合は1事業所に付き60万円である。</p> <p><審議会による答申等、補助金の応募受付期間></p> <p>令和5年度の最低賃金引上げに関しては、佐賀地方最低賃金審議会（以下「審議会」と言う。）による令和5年8月18日の答申を受けて、佐賀県労働局が9月14日に決定した。それまでの853円から10月14日以降は900円（+47円、+5.51%、引上げ額及び引上げ率は何れも全国最高）に引上げられた。なお、佐賀県から審議会への要請書の提出は7月13日であった。</p> <p>一方、本事業の補助金の応募受付期間は、10月5日～11月30日（当初11月6日から延長）であった。</p> <p><補助金の当初予算及び実績の状況></p> <p>本事業の当初予算は435万円であった。積算額内訳は、補助金420万円（法人240万円（＝120万円×200者）、個人180万円（＝60万円×300者）、計400者）、その他経費15万円であった。</p> <p>一方、実績額は168万円（うち補助金161万円、計204者）であった。小規模事業者への補助金支給の実績率対予算は、金額ベースで40%、事業者数ベースで51%に留まっている。</p> <p><補助金支給実績が低調となった要因></p> <p>本事業の補助対象となる取組要件は、かなり緩和的なものである。最低賃金の引上げ率5.51%に対して、取組要件としては3%の賃金引上げである。また、各事業所等単位の要件充足判定であるため、各事業所等内で最低賃金適用の労働者が仮に1名であっても改定後の最低賃金が適用されれば、当該1事業所に付き法人120万円、個人60万円を上限として補助金が支給される。</p> <p>それにも関わらず実績率対予算が40%に留まった要因は、補助金の公募要領の公示時期が10月上旬と遅く、応募受付期間も10月5日から11月30日までと短かったことであろう。その結果、小規模事業者が補助金受給の前提となる取組（設備投資、新商品開発、販路開拓等）を検討できる期間は、2ヶ月弱であった。県は審議会に要請書を7月13日に提出し、審議会は8月18日に答申したが、予算決議（9月定例県議会、9月13日～10月4日）及び公募要領公示が10月4日となったものである。また、応募受付の締切日については、国庫予算のうち年度繰越ができない予算を財源としていたために、小規模事業者からの実績報告の取り纏め、県から国への実績報告の取り纏めの時間を確保するために11月30日とされた。</p> <p>国の新政権は、更なる最低賃金の引上げを目指している。最低賃金の全国平均は、2024年度で1,055円であるが、2020年代に1,500円まで引き上げることを目指している。また、佐賀県に関しても最低賃金が更に引き上げられる可能性がある。従って、佐賀型賃金UPプロジェクトは、地域経済にとって極めて重要性の高い中長期的事業になると見込まれるため、小規模事業者による補助事業の活用促進を最優先事項とした財源確保、応募受付期間とされるべきであり、今後は、年度当初予算等による継続事業として推進することが求められる。更に、本事業の周知（セミナー開催等）などの問題もあったのであれば、その他の事項も含めて、次年度以降の事業では改善が必要と考える。</p>	<p>（産業政策課→産業人材課）</p> <p>いただいたご意見のように令和7年度事業の実施にあたっては、賃上げ原資の確保に向けて生産性向上に取り組み県内事業者が事業期間を十分に確保できるよう、令和6年度2月補正予算で速やかに予算措置を行い、令和7年3月より公募を開始し、同年11月までの事業期間の確保を実施した。令和8年度事業実施にあたっては、同様の予算措置を行ったところ。</p>
④ 補助対象者拡大（中小事業者まで拡大）について（監査意見）	
<p>本事業の補助対象者は小規模事業者であり、中小事業者よりも対象範囲は狭い。最低賃金水準の適用事業者は、より小規模な事業者の方が多いため、補助対象者が中小事業者ではなく小規模事業者に限定されたものと考えられる。</p> <p>しかし、昨今の全国的な賃金上昇の傾向は、基本的には少子高齢化により生産年齢人口割合が低下し、それにより生じた人手不足を主要因としている。そのため、中小事業者にとっても賃金引上げによる人材確保が重要課題となっている。地域経済を支えている小規模事業者以外の中中小事業者にも対象範囲を広げて、地域経済が持続・成長することが望まれる。</p> <p>なお、次年度事業では対象範囲を中小事業者全体にまで拡大しているが、以降も地域経済の好循環に向けて中小事業者全体への継続的な支援を検討頂きたい。</p>	<p>（産業政策課→産業人材課）</p> <p>いただいたご意見のように、中小事業者を含めた県内企業（中小・小規模事業者）の収益力向上に向けた取組を支援することで、持続的な賃金の引上げや人材確保、企業の成長といった好循環を生み出すことが大切だと考えている。</p> <p>令和6年度実施事業より対象範囲を中小事業者や従業員がいない単身事業者へ拡大し、実態に応じた制度に見直した。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
48. さが半導体魅力発信事業	
① 取引拡大支援業務の支援先選定について（監査意見）	
<p>取引拡大支援業務の委託先には、業務の目的として、下記趣旨の記載がある。首都圏における県内企業の認知度は低く、首都圏で開催される展示会に県内企業が独自で出展しても、販路拡大や取引先拡大等を図ることが非常に困難であるため、本業務では、展示会に出展する県内企業のPR効果を高め、販路開拓や取引拡大等に繋げるための支援を行い、県内産業の活性化と振興を図ることを目的としている。</p> <p>令和5年度の本事業の支援先には7社が選定されている。製造拠点、本社機能、営業拠点といった観点から7社を見た場合、7社の共通点は佐賀県内に製造拠点があることであったが、本社機能や営業拠点が首都圏や福岡県に所在する企業が複数あり、中には上場企業も含まれていた。そのため、佐賀県内の製造拠点に加えて、東京都内の本社等で委託先と支援先が本業務の打合せを実施しているケースもあった。</p> <p>佐賀県内に製造拠点がある半導体メーカーを支援することは理解できるが、本業務のそもそもの目的は、首都圏における認知度の低い佐賀県関連企業を支援するものである。首都圏に本社機能、営業拠点を有するメーカーが地方に製造拠点を構えているケースは数多くあるが、その様なメーカーは首都圏での認知度は低くはなく、首都圏での営業活動は佐賀県内に本社がある企業ほどの苦労はないものと思われる。</p> <p>本業務の目的からすれば、首都圏に本社機能、営業拠点を有していない企業が優先的に支援先として選定されるべきものと考えられる。今後の事業において検討頂きたい。</p>	<p>(ものづくり産業課)</p> <p>取引拡大支援の企業7社は佐賀県内に製造拠点や本社機能等を有する地場企業及び誘致企業である。主たる目的は県内立地企業の販路開拓や取引拡大等に繋げることであり、その手段として大都市圏で開催される大規模展示会に佐賀県に立地する企業群として共同出展している。</p> <p>首都圏での知名度も一定程度ある誘致企業も含め共同出展を図ることで、誘致企業のブースを訪問される企業が他の企業ブースにも立ち寄られるなど、PRするうえでの相乗効果も図ることができていることでもあるため、監査人の意見も参考にし今後の事業について検討していく。</p>
② 同一企業グループ内の2者からの見積り合わせについて（監査意見）	
<p>さが半導体フォーラム総会等運営業務（委託事業）の契約者選定方法は、見積り合わせであったが、見積書の提出依頼先2者は同一企業グループであった。</p> <p>見積り合わせとは、複数の業者から見積書を取得し、その内容を比較して最適な業者を選定する手続きである。見積りの依頼先が同一企業グループ内である場合は、選定手続きの絶対的要素として求められる競争性（価格面、サービス面等）の確保が阻害される可能性がある。一般論で考えたとしても、両社の役員が同一であるケース等は、両社間で見積価格等の情報が事前に漏洩してしまう恐れもある。また、同一企業グループ内であれば、価格水準、サービス水準が均質化していて、そもそも競争性が働いていないケースも想定される。</p> <p>従って、仮に、両社間でファイアーウォールを確立して厳格な情報統制を行っているとしても、基本的には同一企業グループ内の複数業者からの見積り合わせは望ましくないと考えられる。なお、これは見積り合わせに限った問題ではなく、競争性を絶対的要素とするプロポーザル方式、企画コンペ方式等にも共通する問題であることを申し添える。</p>	<p>(ものづくり産業課)</p> <p>ご指摘の2者は同一グループ内ではあるものの組織としては別であるため、一定の競争性は確保できていると考える。</p> <p>一方で、ご指摘のようなケースも想定されることから、ご意見を踏まえ、今後は適切に対処していきたい。</p>
③ 1者応募の企画コンペ方式について（監査意見）	
<p>取引拡大支援業務（委託事業）は、企画コンペ方式により事業者を選定しているが、1者応募による契約者選定であり望ましくない。</p> <p>今後は、外部ホームページ、対象事業の業界団体の情報公開ツールなども含めた周知等により、複数応募者を得ることで、企画コンペ方式の審査基準である企画提案能力、業務遂行能力に関する競争性を確保するための改善が必要と考える。</p>	<p>(ものづくり産業課)</p> <p>監査意見を踏まえ、今後、企画コンペ方式により公募を行う場合は、外部ホームページ、対象事業の業界団体の情報公開ツールなども含めた周知等により、複数応募者を得ることで、競争性を確保できるよう工夫していきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
49. 佐賀型貸金UP応援事業（令和4年度国2次補正）	
① 中小事業者における貸金引上げ原資の持続的な確保について（監査意見）	
<p><世界の状況、物価高騰の要因></p> <p>コロナ禍やウクライナ侵攻以降は、世界的な物価高騰が生じた。コロナ禍による製造拠点休止や物流遮断による半導体、自動車等の供給不足、資源国であるロシアからの輸入制限による天然ガス・石油等の需要逼迫、穀物生産大国（小麦、トウモロコシ等）であるウクライナの輸出減など、様々なもので需要逼迫が生じた。需要逼迫は世界中の様々な品目で物価高騰をもたらした。更に、日本がゼロ金利政策を維持してきた中で、海外主要国は物価高騰対策（経済活動引締め策）として政策金利を引き上げたため、急激な円安が生じて、日本国内の物価高騰に拍車を掛けることとなった。その他には、新興国人口増加に伴う需要増加見込、気候変動による農作物への悪影響、また、直近では米国の新政権による大幅な関税引上げ見込や米中関係悪化等もあり、今後の更なる物価上昇の懸念もある。出生率の低下に歯止めが掛からない日本は、既に超高齢化社会に突入しているが、これから更に高齢化率が上昇することが見込まれている。そのため、大きな経済成長は見込み辛い状況であり、世界的な物価上昇について行けるのか懸念されている。世界的な物価上昇の中で国内経済、地域経済が成長できなければ、貸金引上げの限界が訪れることになる。</p> <p><人手不足による貸金上昇></p> <p>日本は少子高齢化により生産年齢人口割合が低下し、それが経済界における人手不足に繋がっている。人手不足は自然と貸金上昇を生じさせ、先ずは海外売上比率が高く円安効果等を享受できる大手企業を中心に貸金上昇が拡がり、その後、内需企業に拡がり、更には、全国の都道府県で最低貸金が引き上げられる中で、徐々に中小事業者にも貸金上昇が生じている。</p> <p><中小事業者特有の問題></p> <p>人手不足状況下で中小事業者が人材を確保するためには貸金引上げを行う必要があるが、貸金引上げ原資を持続的に確保できるかが大きな問題となる。</p> <p>中小事業者は生産効率が低い。また、中小事業者には下請け企業等も多く売価コントロール（値上げ）が難しく、内需企業も多いため円安による仕入コスト上昇の負担が大きい。また、昨今、社会保険加入対象者を制度的に増やす方向に進んでおり、社会保険料の企業負担額も増大している。このような状況は、中小事業者が貸金引上げの原資を持続的に確保することのハードルが極めて高いことを示している。</p> <p><県の佐賀型貸金UPプロジェクトによる支援の重要性></p> <p>上記の通り、貸金上昇は、国内の人手不足や世界的な物価高騰に端を発している側面があるものの、全国的な最低貸金の引上げは、本質的には、物価と貸金の上昇による経済の好循環・成長を期待して政策的に実施されている。</p> <p>一方で、断続的に貸金が引上げられる中で、仮に国内経済、地域経済が低迷に向かえば、中小事業者の業績が悪化し、財務的基盤が脆弱な企業の連鎖的倒産を懸念する学者等も存在する。</p> <p>佐賀県の最低貸金の引上げは、県から佐賀地方最低貸金審議会への要請内容（福岡県等の県外への労働力流出という地域課題を踏まえたうえで、最低貸金改定に向けた議論を盛り込む旨の要請）にも沿った引上げ水準となっており、直近の佐賀県の最低貸金956円は、九州内では福岡県992円に次ぐ2番目の水準にまで上昇している。引上げ率、引上げ額の何れも全国トップレベルの水準となっている。このような急激な貸金引上げの状況下で、県内中小事業者が貸金引上げの原資を確保して持続・成長するためには、佐賀型貸金UPプロジェクトの様な中小事業者支援事業が極めて重要となる。</p> <p>「佐賀型貸金UP応援事業」（産業人材課）、「佐賀型貸金UP支援事業」（産業政策課）、更には「産業DX啓発推進事業」（産業DX・スタートアップ推進グループ）などの事業は、価格転嫁支援、業務効率改善支援（生産性向上のための設備投資補助金、DX推進支援等）、経営改善支援などの支援業務により、「貸金引上げ」と「中小事業者を中心とした県内経済の持続・成長」の両立を図るという極めて重要性が高い事業であるとの決意のもとに事業を推進し、着実に成果を残すことが求められる。</p>	<p>（産業人材課）</p> <p>いただいたご意見のように、企業（中小・小規模事業者）の収益力向上に向けた取組を継続的に支援することで、持続的な貸金の引上げや人材確保、企業の成長といった好循環を生み出すことが大切だと考えている。</p> <p>令和7年2月からは「NEXT貸金UPプロジェクト」として、10%以上の大幅な貸上げを行う事業者への補助率や上限額を拡充するなど生産性、付加価値の向上を後押ししている。</p> <p>また、佐賀型貸金UPプロジェクトの一環として、佐賀型貸金UP支援チームの取組を行っている。中小企業診断士などの専門家が貸上げに必要となる業務改善や経営改革、県や国の補助金、助成金の申請手続きの支援など、企業に寄り添った支援を行っている。</p> <p>さらに、国の業務改善助成金の上乗せ支援として、「業務改善サポート補助金」を創設し、貸金引上げを行う事業者への支援を強化している。</p> <p>価格転嫁に関しては、令和6年度より「価格転嫁伴走支援プロジェクト」を実施しており、県内中小企業へ中小企業診断士を派遣して、価格転嫁・価格交渉力の向上を支援している。</p> <p>DX推進に関しては、令和6年8月より事業を（公財）佐賀県産業振興機構のRYO-FU BASEへ移管し、より機動的かつ柔軟に対応できる支援体制を構築している。</p> <p>今後も、関係機関と連携しながら、持続的な貸金アップと県内経済の発展・成長に向け、効果的な取組を実施していく。</p>
② 佐賀型貸金UPプロジェクトの中長期的なモニタリングについて（監査意見）	
<p>国の新政権は、更なる最低貸金の引上げを目指している。最低貸金の全国平均は、2024年度で1,055円であるが、2020年代に1,500円まで引き上げることを目指している。これは、物価と貸金の双方の上昇を大前提にしたものであり、その結果として、経済の好循環の持続を中長期的に目指すものである。</p> <p>佐賀県に関しても最低貸金が更に引き上げられる可能性があるが、それは、佐賀県内経済の持続・成長、そして地域経済を支える中小事業者が貸金引上げの原資を確保できることが大前提となる。中小事業者が原資を確保できなければ、物価高騰に伴う仕入コスト上昇等の中で、貸金引上げが更に重荷となり、中小事業者は事業継続ができずに倒産してしまう恐れもある。</p> <p>また、県外への労働力流出減少、技能実習生等の外国人労働者増加、更には、「103万円の壁」等のいわゆる「年収の壁」が見直しとなれば、県内労働量の増加要因になるが、一方で、高齢化率の更なる上昇により、今後の県内総労働量は低減すると見込まれている。これは、中小事業者が貸金を引上げても、相対的に貸金水準が低い事業者ほど人手不足が更に深刻化する恐れがあることを示している。中小事業者は、貸金引上げの原資確保に加えて、人手不足による事業縮小・停止を回避するために、労働生産性（生産量÷労働量）を高めて、より少ない労働量で事業運営を行うことも必要になる。</p> <p>従って、佐賀型貸金UPプロジェクトは、地域経済にとって極めて重要性の高い中長期的事業になると見込まれるため、本質的な事業効果を測定できる成果指標（中小事業者の価格転嫁状況、労働生産性、業務効率化投資実績、DX推進状況などを表す指数等）を設定し、継続的にモニタリングを行うことが求められる。</p> <p>なお、業種によっては法制度等により容易に価格転嫁ができない業種（医療・介護・福祉等）もあるため、業種別の指数等も把握することが必要となる。</p>	<p>（産業人材課）</p> <p>いただいたご意見のように、貸上げに取り組み県内事業者の状況を継続的にモニタリングし、事業者の課題に対応した事業の見直しが重要だと考えている。</p> <p>佐賀型貸金UPプロジェクトの一環として実施している佐賀型貸金UP支援チームの取組では、中小企業診断士などの専門家が貸上げに必要となる業務改善や経営改革、県や国の補助金、助成金の申請手続きの支援などを通して、企業に寄り添った支援やヒアリングを行い、商工会等多様な関係者で定期的に課題の共有を実施している。</p> <p>また、県内企業を対象として実施するアンケート調査「県内企業経営状況調査」を年4回実施しており、貸上げや価格転嫁の状況を含む、県内企業の最新の状況を継続的にモニタリングしている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
51. 園芸888マーケティング推進事業	
① 数値目標設定の必要性について（監査意見）	
<p><現状></p> <p>さが園芸888新品種ブランド力向上推進事業においては、明確な数値目標が設定されていないため、目標に向けた活動の進捗や効果を定期的に把握することができず、「いちごさん」及び「にじゅうまる」のブランド力強化という本来の目的達成のためのタイムリーな修正や対応が遅れる可能性がある。</p> <p><意見></p> <p>当該事業は首都圏を中心とした消費者や市場・流通関係者をターゲットとした情報発信やプロモーションイベントを実施しているため、例えば、ソーシャルメディアでの投稿数、キャンペーンでの参加数等の目標数値等を設定すべきである。これにより、進捗管理や行動計画の具体化が進み、組織全体が効果的に目的達成に向かって取り組めるようになる。</p> <p>その上で、数値目標の達成率の低下に対して、アンケートや満足度調査による原因分析を行い、適時に改善策を実施し全体の質の向上に努められたい。</p>	<p>(流通・貿易課)</p> <p>監査時点において、明確な数値目標を設定していなかったため指摘となった。</p> <p>全体的なブランド強化に関する数値目標については複合的な要因により成り立つため設定していないが、例えば、いちごさんの情報発信においてメディアでの露出件数等を達成目標とするなど、事業毎で実施目標を定めながら進めているところである。</p> <p>事業実施にあたっては、アンケート調査や認知度調査などにも取り組み、事業の最適化を図っている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容									
第4 個別の監査結果及び監査意見										
52. 佐賀ん酒体感空間「SAGA BAR」推進事業										
① 数値目標設定の必要性について（監査意見）										
<p><現状></p> <p>本事業においては、明確な数値目標が設定されていないため、目標に向けた活動の進捗や効果を定期的に把握することができず、「佐賀酒の認知度向上及び販売促進を図る」という本来の目的達成のためのタイムリーな修正や対応が遅れる可能性がある。</p> <p><意見></p> <p>本事業は佐賀県内だけでなく、首都圏や福岡県などでSAGA BARを展開しており、例えば、イベント開催件数や佐賀酒提供数、動画の閲覧数等についての目標数値等を設定すべきである。直近の実績データは以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="156 465 678 539"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イベント開催件数</td> <td>9</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>佐賀酒の提供数（杯）</td> <td>約2,000</td> <td>6,867</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらを数値目標として設定することにより、進捗管理や行動計画の具体化が進み、組織全体が効果的に目的達成に向かって取り組めるようになる。</p> <p>その上で、数値目標の達成率の低下に対して、アンケートや満足度調査による原因分析を行い、適時に改善策を実施し全体の質の向上に努められたい。</p>		令和4年度	令和5年度	イベント開催件数	9	16	佐賀酒の提供数（杯）	約2,000	6,867	<p>（流通・貿易課）</p> <p>監査時点において、明確な数値目標を設定していなかったため指摘となった。</p> <p>イベント開催件数や佐賀酒提供数等を数値目標として設定した場合、プロセスが事業実施の目的となってしまうおそれがあるため、飲食店等における「佐賀酒の新規取扱件数」を目標数値とする。事業実施に当たっては、アンケート調査や認知度調査などにも取り組み、事業の最適化を図っている。</p>
	令和4年度	令和5年度								
イベント開催件数	9	16								
佐賀酒の提供数（杯）	約2,000	6,867								

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
55. みんなの中山間チャレンジ事業	
① チャレンジ中山間選定数の継続的な確保について（監査意見）	
<p>チャレンジ中山間選定数目標は令和8年度末において60地区とされている。これに対し、令和5年度の選定数は12市町37地区であるが、本事業の前身事業で既に選定された地区が本事業の選定数にも含まれており、その数を除外した令和5年度の選定数は13地区である。このことを踏まえると、令和8年度末に目標を達成するためには、令和5年度の新規選定数に近い数を今後も毎年度確保していく必要があるが、おのずと選定が進むほど相対的に次の候補地域が減少していくことになると考えられる。</p> <p>これに対応するには、既に取り組みされている事例を候補地域にフィードバックすることでどのような取り組みをしていけば良いのかイメージし易くしたり、既選定地域と候補地域の交流を促したりすることを通じて、候補地域からの新たな認定を確実に確保していくことが望まれる。また、その後も継続的に選定数を確保していくためには、補助事業の周知やチャレンジする機運の醸成等の取り組みの重要性が増してくるものと考えられる。</p> <p>目標達成に向けて、チャレンジ中山間の選定を進めるとともに、将来の選定を確保するための取り組みにも更に力を入れて貰うことを期待したい。</p>	<p>（農政企画課→農山村課）</p> <p>事業の数値目標であるチャレンジ中山間の数は、県内の中山間地域での取組を選定する仕組みとなっているため、選定数が増えるに連れて県内の新たな候補が減少する恐れがある。将来の選定数を確保するために、未来につなぐさが中山間プロジェクト会議（市町やJAの関係機関や農業者等で構成）において、既に取り組みされている組織の代表者等を招き事例紹介をしていただき、県内市町内での横展開が図られるような機会を設けたり、県のHPやSNSなどで事例の紹介を行った。</p> <p>引き続き、市町等の関係機関と連携し、先進事例の横展開などを通じて、チャレンジ中山間の新規選定が確保できるよう取組を行っていく。</p>
② チャレンジ中山間への補助事業の事業評価について（監査意見）	
<p>チャレンジ中山間への補助事業は、未来につなぐさが中山間プロジェクト推進要綱の別表に該当する、「農業者所得の向上」、「農業・農地の維持」、「地域の活性化」に取り組む集落等の申請者を選定しており、これら3つの目的に繋がる取り組みを支援しようとするものである。選定にあたっては、それぞれの市町から選定理由書を提出してもらおう等、多面的な検討が行われている。</p> <p>この点、チャレンジ中山間の選定数が重要な数値目標として機能するのは、選定数が増えるほど事業全体として農業者所得等の向上度合いが高まる関係にあることが前提となる。</p> <p>担当者によると、各地域での取り組みの成果については、単年で評価することは難しく、複数年での取り組みを行った後（プロジェクト期間を終了年）に各主体での実績の取り纏めなどにより事業評価を行う予定とのことで、事業評価はこれからである。</p> <p>新しいチャレンジである以上、必ずしも全ての取り組みが成果を出せるものとは限らないが、その精度を高めるためにも、事業評価を通じて、どのような取り組みを選定した方が成果に繋がり易いのか、そのためにはどのような取り組み内容を支援した方が良いのかなど、事業評価において次に繋がる分析が行われることを期待したい。</p>	<p>（農政企画課→農山村課）</p> <p>事業の精度を高めるためには事業評価を行う必要があるが、本事業は単年で評価することが難しいため、補助事業に関する取組成果の事業評価については、プロジェクト期間の最終年である令和8年度に実施することとしている。</p> <p>「成果に繋がりやすい取組」を見極め、選定や支援の質を高めていくためにも、補助金採択の前に関係者による審査を実施しているところであり、今後も継続して見極めを行い、県内の中山間地域の課題解決につながる取組の創出につなげていきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
57. 経営発展支援事業	
① 成果目標について（監査意見）	
<p>事業の概要では、数値目標等は該当なしとなっているが、歳出予算細事見積書等では新規就農者数年間180名以上を成果目標として記載されている。</p> <p>担当者によると、本事業に限らず、複数の事業全体で新規就農者数年間180名を達成することを念頭に、関連するどの事業でも同様の目標設定としているとのことであった。</p> <p>複数の事業全体で、より大きな目標を達成するために取り組んでいくという狙いは理解できるものの、その反面、個別の事業と大きな目標との間に距離があり、個別の事業の効果測定や大きな目標を達成するために個別の事業がどう貢献しているのかといった評価が難しいのではないかと考えられる。</p> <p>この点、担当課内では、公表はしていないものの事業計画等においては具体的な数値計画を定めて目標に向けて取り組んでいるとのことであった。これにより、事業の個別の取り組み内容に応じた効果測定は行われていると考えられるが、その数値目標自体が大きな目標との間に相関関係があるかを検証することにより、大きな目標に対して貢献度が高い重要な指標に狙いを定めたより効果的・効率的な事業運営となることを期待したい。</p> <p>なお、同課内の他の同じ目標に対しての事業についても同様の意見であるため、集約してここに記載している。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>歳出予算細事見積書等の成果目標に記載している新規就農者数180名については、単独の事業で達成を目指すのではなく、新規就農に係る複数の関連事業を通じて、県全体として達成を目指す共通の目標として設定している。</p> <p>各事業は、就農希望者の掘り起こし、研修、経営開始、定着支援など、就農までの異なる段階に対してそれぞれ役割を持って取り組んでおり、これらの事業が相互に補完し合うことで、新規就農者の確保につながるものと考えている。</p> <p>このため、事業概要等においては、個別事業ごとに新規就農者数などの数値目標を一律に設定せず、事業計画等に基づき、各事業の内容や進捗状況を把握しながら事業を実施しており、事業の実施状況や取組内容については、既存の枠組みの中で確認・整理を行っている。</p> <p>ご指摘のとおり、大きな目標と個別事業との関係性を分かりやすく示すことは重要であると認識しているが、現時点では、各事業の特性や役割を踏まえ、現在の事業運営や進捗管理の枠組みの中で対応していくことが適当であると考えている。</p> <p>引き続き、各事業がそれぞれの段階において役割を果たすことにより、関連事業全体として新規就農者の確保につながるよう、適切な事業運営に努めていきたいと考えている。</p>
② 若年就農者の確保対策について（監査意見）	
<p>本事業では、次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、経営発展のための機械・施設等の導入を支援する資金を交付するものである。</p> <p>既に一定の年齢以下が要件となっているが、県としてもより若い層（例えば、20代や30代）の就農の方がより望ましいのであれば、より若い層の就農予定者には支援を上乗せもしくは要件を緩和するなどにより、若年層の就農をより手厚く支援することも検討されてはどうか。</p> <p>地元の農業関係の青年団体への参加を条件に支援を上乗せするなど、より積極的に次世代の農業者として地域の活性化に貢献したいという意欲がある者の就農を促しやすい状況となることを期待したい。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>若年層の就農は、将来にわたる農業経営の継続や地域活性化の観点から重要であると認識している。一方で、近年は、他産業からの転職やUターン・Iターンなど、多様な経緯で就農するケースが増えており、就農時の年齢も様々であることから、県としては幅広い層の就農希望者が安定的に経営発展を図れるよう支援することが重要であると考えている。</p> <p>また、本事業は国の制度に基づくものであり、支援内容や要件については制度の趣旨を踏まえて運用している。県独自の上乗せ支援については、年齢による線引きを行うことで、多様な担い手の確保や定着に影響を及ぼすおそれもあることから、年齢で差をつけることなく意欲ある就農者を幅広く対象とし、事業を実施している。</p> <p>引き続き、国の制度を活用しながら、就農者一人ひとりの状況や地域の実情を踏まえた支援に努め、将来にわたり地域農業を支える多様な担い手の確保・育成につなげていきたいと考えている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
58. 就農準備・経営開始資金事業	
① 若年就農者の確保対策について（監査意見）	
<p>本事業では、次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農前の研修期間及び就農直後の収入が不安定な期間を支援する資金を交付するものである。</p> <p>既に一定の年齢以下が要件となっているが、県としてもより若い層（例えば、20代や30代）の就農の方がより望ましいのであれば、より若い層の就農予定者には県独自に支援を上乗せもしくは要件を緩和するなどにより、若年層の就農をより手厚く支援することも検討されてはどうか。</p> <p>地元の農業関係の青年団体への参加を条件に支援を上乗せするなど、より積極的に次世代の農業者として地域の活性化に貢献したいという意欲がある者の就農を促しやすい状況となることが望まれる。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>ご指摘のとおり、若年層の就農は、将来にわたる地域農業の継続や活性化の観点から重要であると認識している。一方で、近年は、他産業からの転職やUターン・Iターンなど、多様な背景を持つ就農者が増加しており、就農時の年齢や置かれている生活状況も様々であることから、県としては年齢のみを基準として支援内容に差を設けるのではなく、就農初期の不安定な時期を幅広い層の就農者に対して支えることが重要であると考えている。</p> <p>引き続き、関係機関等と連携しながら、就農者一人ひとりの状況に応じた支援や助言に努めていきたいと考えている。</p>
② 環境変化に応じた弾力的な支援の検討について（監査意見）	
<p>経営開始資金等の各資金の支援額の算定根拠を担当者に尋ねたところ、国によって定められた金額とのことであった。当該金額は、収入が不安定な就農初期の状況にあっても、就農者の最低限の生活を確保できるような水準で決定されているものと思われる。</p> <p>ただ、最近では、物価水準や為替相場の急激な変動、資材価格の高騰等、支援額を決定した当初には想定されていなかった急激な変化が生じている状況を踏まえると、その変化の影響が著しい場合は、一時的に支援額が不足する可能性も考えられる。就農希望者の中には、当該事業による支援を知ってはいても、このような環境変化がある状況から、漠然とした不安により就農に踏み切れない者がいる可能性も考えられる。</p> <p>そこで、その様な著しい状況変化があった場合の緊急支援策として、臨時的に支援金を支給することができる様な県独自の追加支援策を検討されてはどうか。また、緊急的な追加支援が必要になる事態が生じた場合、事態が発生してから検討を始めては適時な支援に間に合わない可能性もあり、その運用も弾力的な対応が可能な様にしておくことが必要である。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>県は国に対して交付金額の引き上げについて要望を行ってきており、令和8年度から165万円/年に引き上げられたところである。（令和7年度 150万円/年）</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
59. 園芸888担い手確保・育成整備事業（投資的経費）	
① トレーナー制の整備が進んでいない地区について（監査意見）	
<p>令和5年度では、アスパラガスやいちごの研修施設が、佐賀市や唐津市などで既に稼働しており、新たな研修施設の取り組みが、なすやシャインマスカット、たまねぎなどの品目に関して、吉野ヶ里町や西松浦郡、鹿島市、杵島郡などの地区で進められている。</p> <p>研修施設を稼働させるためには、トレーナーの確保（トレーナー制）が前提となるが、いちごなど多くの地区で生産される品目の場合、既にトレーナー制の整備が進んでいる地区に新規就農者が流れ易くなる可能性があり、新規就農者の就農地区に偏りが出してしまう恐れもある。</p> <p>産地の維持拡大や地域活性化などの観点からは、新規就農者が偏りなく各地域で就農することが望ましいため、トレーナー制の整備が進んでいない地区においてもトレーナーの早期確保に向けて更なる取り組みが望まれる。</p> <p>また、トレーナー制が整備されている地区が増えることは、新規就農者にとっては就農場所の選択肢が増えることでもあり、佐賀県全体として、新規就農者にとって魅力ある土地になることに繋がるのではないだろうか。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>新たな研修施設が、令和6年度に3か所、令和7年度に2か所整備され、県内全域において研修施設の整備が行われることとなった。各地域における研修体制の整備は、産地の状況等に応じて進められているものであり、地域ごとの取組の進捗には一定の違いが生じている。</p> <p>県域のトレーナー研修を年1回実施しており、トレーナーの資質向上や課題共有を図りながら、研修体制全体の充実に取り組んでいる。</p> <p>引き続き、関係機関と連携しながら、各地域の実情や取組状況を踏まえ、新規就農者にとって就農しやすい環境づくりを進めることで、県全体として魅力ある農業地域の形成につなげていきたいと考えている。</p>
② トレーナー制の継続に向けた生産部会等の役割について（監査意見）	
<p>新規就農者を継続的に確保するためには、研修施設が整備されるだけでなく、そこで指導役となるトレーナーも継続的に確保されることが必要である。トレーナーを継続的に確保するためには、個人が指導できる間は指導するといった個人の活動に依存したのではなく、生産部会が組織的に受入れ体制を整えることが望ましく、トレーナーも生産部会での役割の一つとして位置付けられることが望ましい。</p> <p>この点、トレーナーには経験豊富で栽培技術や経営ノウハウなどを新規就農者にアドバイスできる、いわゆるベテラン農家が選ばれる可能性が高いと考え、農業者における高齢化に伴う後継者不足の問題は、トレーナー制にもそのまま当てはまる。</p> <p>したがって、トレーナー制を継続的に機能させるためには、トレーナーを役職として位置付けている生産部会数を増やすとともに、トレーナーの後継者を育成していく必要があり、そのための育成支援やトレーナーの必要性及びトレーナーになることのメリット等の啓蒙活動など、トレーナーを継続的に確保していくための取り組みの更なる充実が望まれる。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>ご指摘のとおり、新規就農者を継続的に確保していくためには、トレーナーの確保を含めた体制整備が重要であり、トレーナーについても、安定的に確保されることが重要であると認識している。</p> <p>トレーナーは、技術力や指導力を有し、地域内で信頼されている農業者を各地域の生産部会等を通して選出しているケースが多く、一定の継続性が確保されているものと考えている。</p> <p>また、県においては、トレーナーの指導力や資質の向上を図るとともに、指導上の課題や悩みを共有・解決する機会として、定期的にトレーナー研修やトレーナー交流会を実施しており、研修体制の質の向上に取り組んでいる。</p> <p>引き続き、地域の実情を踏まえながら、関係市町や関係機関と連携し、生産部会等へのトレーナー制の啓蒙・普及に努め、県内各地域において新規就農者が円滑に就農・定着できる環境づくりを進めていきたいと考えている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
60. 園芸888担い手確保・育成推進事業（2023特定推進）	
① 中古ハウス等資産継承システムの早期構築について（監査意見）	
<p>上記概要に記載の通り、新規就農者の初期投資負担を抑え、資産の有効活用を図る目的で、中古ハウス等資産の移譲可能者と就農希望者の情報を地域で一元的に把握し、マッチングを行うシステムの整備、各種調整が行われているが、現時点では運用開始には至っていない。</p> <p>最近では、資材価格の急激な高騰もあって新規就農者の初期投資負担は大きくなっており、中古ハウス等資産を新規就農者が利用できることの必要性・重要性は高まってきている。また、農業全般の課題でもある高齢化に伴い、離農する農家が使用していた資産が未利用のまま残されるというケースが増えてくることも想定される。</p> <p>当該資産継承システムは、これらの問題解決を図るうえで非常に重要な意味を持つものであり、新規就農者確保と農家高齢化への対応という喫緊の課題からすると、できる限り早期に当該システムの整備完了が実現し、運用開始されることが望ましい。</p> <p>当該システム構築にあたっては、生産部会やJA、市町の農業委員会、地域農業振興センターや公益社団法人佐賀県農業公社など、様々な関係機関と連携・役割分担をしながら取り組む必要があり、その調整は大変であることは想像に難くないが、それに見合う効果が期待できるものであり、県のリーダーシップが発揮され、早期に実現されることが望まれる。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>ご指摘のとおり、新規就農者の初期投資負担の軽減や、離農に伴い未利用となる農業用資産の有効活用を図ることは重要であり、中古ハウス等の資産継承を円滑に進める仕組みの必要性は高まっているものと認識しており、マッチング支援アプリ（kintoneを利用した県独自アプリ）を作成するなどの取組を進めている。</p> <p>一方で、マッチングを進めるにあたっては、離農と就農のタイミングが必ずしも一致しないという課題があり、離農後一定期間を経過すると、ハウスが解体・処分されてしまうケースも見られる。このため、単にシステムを整備するだけでなく、離農を見据えた段階から、農家や生産部会等に対して資産の有効活用に関する理解を深めていくことも重要であると考えている。</p> <p>引き続き、関係機関と連携しながら、農家や生産部会への働きかけを含め、資産継承に対する理解の促進を図るとともに、中古ハウス等資産継承システムの構築に向けて取組を進めていきたいと考えている。</p>
② 未利用の中古ハウス等資産の有効活用について（監査意見）	
<p>中古ハウス等資産継承システムの整備過程において、継承対象となりうる中古ハウス等資産の情報は集約が進むものと考えられる。当該システムの本格的な運用開始前あるいは開始後であっても新規就農者とのマッチング状況によっては、これらの資産が未利用の状態が続く可能性もある。</p> <p>この点、継承候補として待機状態であるとはいえ、利用可能な資産が未利用のままになることは望ましくないため、マッチングに大きな影響を及ぼさない範囲で、未利用資産の有効活用が行われることが望ましい。</p> <p>例えば、一時的にミニトレーニングファームの研修施設として使用できれば、研修施設の整備費用を抑えつつ未利用資産の暫定的な有効活用もできるかもしれない（本来のミニトレーニングファームとは異なり、トレーナーの圃場に隣接した研修施設になるとは限らないため、トレーナーの負担が増える等の新たな問題も想定はされる）。</p> <p>何れにしても、新規就農者の農業利用に耐えうる価値ある資産の未利用期間がなるべく短くなるよう、本来の目的に支障が出ない範囲で様々な角度から有効活用を検討されることを期待したい。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>ご指摘のとおり、中古ハウス等資産継承システムの整備が進む中で、マッチングの状況によっては、一定期間未利用となる資産が生じる可能性がある。</p> <p>一方で、これらの資産は、本来、新規就農者への継承を目的としたものであることから、その取扱いにあたっては、継承の円滑化やマッチングへの影響、資産の管理主体や維持管理の負担等を十分に考慮する必要があると考えている。</p> <p>暫定的な活用については、様々な考え方があり、本来の資産継承の目的に支障が生じるおそれや、新たな管理・運営上の課題が生じる可能性もあることから、慎重な対応が求められるものと認識している。</p> <p>このため、県としては、関係機関と連携しながら、マッチングの円滑化に重点を置き、未利用期間の短縮に努めていきたいと考えている。</p>
③ 成果目標（KPI）について（監査意見）	
<p>上記事業の概要では、KPI（Key Performance Indicator、重要業績評価指標）として他都道府県からの移住者数としごと相談室を通じたUターン就職者数が記載されているが、主要予算説明書等では新規就農者数年間190名以上を成果目標として記載されている。</p> <p>一般的に、KPIは目標の達成に向けた進捗状況を測定するための定量的な指標のことを意味する。したがって、KPIが適切に機能するためには、KPIと目標との間にある程度の相関関係がある必要がある。しかし、他都道府県からの移住者数が増えたからといって必ずしも就農者数が増えるとは限らないため、新規就農者数との関連性が薄く、本事業のKPIとしてはあまり適切ではないと考えられる。</p> <p>本事業の場合、トレーナーやコーディネーターの設置、中古ハウス等継承システムの構築などによる新規就農者の受入体制を整備するとともに、その受入体制の整備状況を就農希望者に周知すること等が行われている。</p> <p>したがって、例えば、トレーナー等の設置人数や就農相談件数など、様々な活動状況を示す数値の中から、その時の課題に合わせた対策の進捗状況を示す指標をKPIとして設定することにより、事業の取組が進んでいるか、その取組が進むことによって目標に貢献できているかを測定・評価できるようにすることが望ましいと考える。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>ご指摘のとおり、KPIは目標達成に向けた進捗状況を把握するための重要な指標であり、目標との一定の関連性が求められるものと認識している。</p> <p>本事業において設定しているKPIについては、新規就農者数そのものを直接測定する指標ではなく、就農につながる可能性のある層の動向や、就農を含む移住・定着の状況といった、外部環境の変化を把握するための指標として位置付けている。</p> <p>本事業の取り組みであるトレーナーやコーディネーターの設置、中古ハウス等資産継承など、新規就農者の受入体制の整備については、他の関連施策と相互に作用することで、最終的に新規就農者の確保につながるものと考えている。</p> <p>このため、県としては、KPIや新規就農者数といった成果指標を踏まえつつ、本事業の進捗や実施状況については、既存の事業管理の枠組みの中で把握・確認を行いながら、目標達成に貢献できるよう取り組んでいきたいと考えている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
61. 園芸888担い手確保・育成推進事業	
① 親元就農の離脱防止対策の検討について（監査意見）	
<p>若者の就農意欲を喚起して、地域や佐賀農業を支える次世代の若者を確保・育成するべく、農業系高校、農業大学校等との連携を強化し、連携推進会議の開催や未来さが農業塾など様々な取り組みが行われている。</p> <p>通常、非農家出身者が新たに独立して就農しようとする場合は、農地の確保などから準備する必要があり、親元就農に比べると比較的就農のハードルが高くなる。そのため、上記取組は、親元就農が可能な者には親元就農を促すことが新規就農者の確保にとって効果的であるとの考え方に基づき、親元就農が可能な者が多い農業大学校等との連携を強化しようとするものであり、当該方針は理に当たっていると考えられる。</p> <p>毎年度の新規就農者数のうち、半数近くは親元就農であり、その成果は現れているものと考えられるが、就農希望者で親元就農ができるにもかかわらず親元には就農しなかった者がいれば、その理由等を収集・共有していくことで、親元就農の流れから離脱しない様にするための対策に有用な知見を得ることができるのではないだろうか。その様な対策を講じることができれば、独立就農での新規就農者を確保することよりも、親元就農からの離脱者を減らす様な取り組みの方が、費用対効果が高くなる場合も考えられる。</p> <p>農業大学校等の生徒で親元就農が可能な者のうち、実際に親元就農した者の割合などを把握することで、親元就農が促されていることを可視化しながら、親元就農の離脱防止対策にも更に取り組みされることを期待したい。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>農業系高校や農業大学校等においては、生徒の進路先について把握しているため、親元就農の状況を含め、一定の情報は関係機関を通じて確認できるものと認識している。</p> <p>一方で、親元就農が可能であるにもかかわらず別の進路を選択する理由については、経営内容や家族の状況、本人の志向など、個々の事情が大きく影響するものであり、その内容を一律に整理・分析することは難しい側面がある。</p> <p>このため、県としては、数値的な指標として可視化することよりも、農業大学校等や関係機関との連携の中で、進路相談や就農相談の場を通じて、個別の状況に応じた助言や支援を行うことが重要であると考えている。</p> <p>引き続き、農業系高校や農業大学校等との連携を通じて、親元就農を含めた多様な就農の選択肢について丁寧な情報提供や相談対応を行い、地域農業を支える次世代の担い手の確保・育成につなげていきたいと考えている。</p>
② 多様なPR手法の検討について（監査意見）	
<p>本事業では、さが農業の魅力を発信するために、県内で活躍する若手農家を取り上げた動画やパンフレットの制作、これらの素材をSNSやホームページで周知する等、様々なPR手法が行われている。</p> <p>担当者によると、内部的に目標としていた特設ホームページのPV数は確保できており、これらのPR活動の取り組みは一定の成果が出ているものと考えられるが、取り組まれているPR手法が、就農意向のある方からの問い合わせを待つようなタイプ（いわゆるプル型）の手法が多い印象がある。</p> <p>この点、上記課題でも移住希望者に対する就農支援情報の提供が十分ではなかったと記載されているように、就農の可能性がある方に対して、こちらからダイレクトにアプローチするタイプ（いわゆるプッシュ型）のPR手法も検討されてはどうか。</p> <p>例えば、移住者向けの説明会等に参加された方に、就農やさが農業の魅力に関する情報を提供する等により、漠然と移住だけを考えていた方でも就農という選択肢があることに気付いてもらえる可能性もあり、そもそも就農まで視野に入れていた方であれば相手方の情報収集に先んじて県から情報提供できることで、新規就農につながり易いという即効性が見込めると考えられる。</p> <p>従来のPR手法の効果が出ているため、それを継続するという考え方もあるが、そこから更に成果を出すとなると相対的に費用対効果が低くなる可能性もあり、これまであまり採用してこなかったPR手法があれば、違った側面から成果が期待できる分、相対的に費用対効果が高まりやすいのではないだろうか。</p> <p>もっとも、こちらから能動的に情報を提供するタイプのPR手法は、受動的に問い合わせを待つタイプのPR手法に比べ、実施者に負担が掛かることも想定されるため、PR全体を見渡しながら、適切な対象に対して適切なアプローチがかけられるようにバランス良く多様なPR手法が検討されることが必要と考える。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>本事業では、若手農業者を取り上げた動画やパンフレットの制作、SNSやホームページを活用した情報発信など、さが農業の魅力を広く周知するためのPRに取り組んでおり、特設ホームページの閲覧数等から、一定の成果が出ているものと認識している。</p> <p>ご指摘のとおり、就農の可能性がある層に対して、より直接的に情報を届ける手法についても重要な視点であると考えている。このため、県や振興センターが実施する就農啓発セミナー等においては、参加者の意向を確認した上で次回のセミナーの案内を行うなど、継続的な情報提供に取り組んでいる。また、今年度は初開催となる就農応援フェアへの参加呼びかけを行うなど、就農につながる機会の創出にも努めている。</p> <p>能動的な情報発信については、実施にあたっての人的負担や費用対効果も考慮する必要があることから、プル型・プッシュ型のいずれかに偏るのではなく、対象や場面に応じた適切な手法を組み合わせPR効果が高まるよう検討を行う。</p> <p>引き続き、既存のPR手法による効果をアンケート等で測定しつつ、佐賀農業の魅力や就農支援情報が適切に届くよう、バランスの取れた情報発信に努めていきたいと考えている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
62. 園芸888企業・法人等参入推進事業	
① 成果目標について（監査意見）	
<p>事業の概要では、数値目標として、（1）農業への企業の参入（目標：令和8年までに30事例）、（2）園芸団地や企業・法人等の参入・拡大、優良園地の継承や担い手間の利用権の交換など、地域ぐるみで農地の集積・集約化に取り組む地区数（目標：令和8年までに46地区）、が記載されているが、単年度での数値目標までは記載されていない。</p> <p>この点、本事業では、企業等の参入が可能な農地情報の把握から始まっており、参入企業とのマッチングまである程度時間が掛かることが想定されるため、年度ごとに均等に割り振った目標設定（例えば、毎年度10事例ずつ企業の参入を確保する等）はあまり適していないと考えられる。</p> <p>ただ、複数年にわたる事業の進捗を測るという観点からは、単年度ごとの数値目標設定があった方が望ましいと考える。例えば、当初年度では、マッチング事業が軌道に乗ったと言える様な水準の農地件数や企業数があれば当該数値の確保を目標とし、以降の年度で本格的にマッチングに取り組むのであれば単年度毎の企業参入数を目標とするなど、複数年に渡る事業全体において、単年度でどこまで進みたいかを予め定めておくことで、単年度毎の事業評価と其後の事業設計に繋がると考えられる。</p> <p>なお、事業進捗を測るための数値目標設定であるため、内部的に管理されれば十分であり、必ずしも数値目標が公表されることまでを求めるものではない。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>ご指摘のとおり、企業等の農業参入は、まず参入が可能な農地情報の把握から始まるため、企業とのマッチングに至るまでには一定の時間を要する。このため、企業の参入数を対象とした目標設定だけでは事業の進捗を測ることは難しいと考える。</p> <p>そこで県では、公表はしていないものの、単年度毎の企業参入数に加えて、企業等への訪問・相談件数、農地集約候補地の掘り起こし地区数など多様な数値目標を掲げ、事業の着実な推進を図っている。</p>
② 上場地区のモデルケースの展開への取り組みについて（監査意見）	
<p>担当者によると、本事業の取り組みを上場地区でモデルケースとして確立し、他地区にも拡げて行く方針であるが、まだ具体的な次の候補地区がある訳ではないとのことであった。モデルケース事例の確立後にその成果を他地区にもスピーディーに波及させるためにも、本事業の次の候補地区の選定もより強化して同時並行的に進めていくことが望ましいと考える。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>上場地区のモデルケースを他地区へ展開するため、市町巡回等を行い、次期候補地区の選定を同時並行的に進めた。その結果、令和7年度には嬉野市、みやき町、有田町など複数の市町において、モデルケースと同様にまとまった農地を確保することができ、横展開は順調に進んでいる。</p> <p>今後も引き続き、関係機関と連携しながら、モデルケースのさらなる展開を図るとともに、企業参入に向けた農地の確保に努めていく。</p>
③ 農地集約コーディネーター業務の引継ぎ対策について（監査意見）	
<p>本事業は農地集約コーディネーター業務を業務委託することにより行われており、農地集約コーディネーターには、地域との信頼関係が構築し易い対象地区在住者であり、かつ、農地集積・集約等に関する豊富な経験を有している者が選ばれている。</p> <p>現在所有する土地に対する強い思い入れを持つ農業者も多く、当該業務を進めるに当たっては慎重さが求められることを踏まえ、求められる業務水準は高く、その水準は仕様書において適切に設定されていると考えられるが、その反面、そのような豊富な経験を有する人物は比較的高齢である可能性が高く、長期に渡って継続的に委託を引き受けて頂けるとは限らない。また、当該業務をモデル化して他地区にも展開していく場合にも同様の問題は起こり得る。</p> <p>そこで、日常的な業務においても当該業務を引き継ぐことを念頭に置いて記録を残したり、ノウハウを言語化して共有できる様にする等、多少なりともコーディネーター本人の能力に依存する要素を減らし、コーディネーターが交代しても円滑に業務が進められる様な対策を検討されてはどうか。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>農地集約コーディネーターの業務については、他地区でも展開できるよう、業務日誌により活動内容を詳細に把握している。また、県（農業振興センター等）においては、コーディネーターとの打合せや現地調査を随時、実施し、業務遂行上のノウハウも把握している。</p> <p>これらのノウハウについては、マニュアルとして明文化してはいないものの、市町との意見交換の場において適宜説明を行っている。その結果、令和7年度は農地集約コーディネーターを配置していないものの、複数の市町において企業等向けの農地を確保することができている。</p> <p>このような取組を通じて、コーディネーターが蓄積してきた知見や業務内容については、県を通じて、市町や農業委員会へ引き継ぐことができている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
63・64. "磨き輝く"さが農村イノベーション推進事業	
① 県内農村ビジネスの拡大について（監査意見）	
<p>近年は円安に伴い訪日外国人が増加しており、従来の「モノ消費」に対して、欧米人を中心とした「コト消費」への注目が高まっている。農泊・食・絶景等をテーマに活況となっている地区もあり、農村ビジネスの大きなチャンスが到来しているとも考えられる。</p> <p>佐賀県では、嬉野茶の「ティーツーリズム」が県外でも広く知られる様になり、嬉野茶の生産農家の収入は大きく改善したとも言われているが、その他では県外でも注目される様な農村ビジネスはまだ少ない。しかし、県内には嬉野茶以外にも、さがびより等、全国的にも認知度、評価が高い農産物がある。</p> <p>県外でも注目される多くのビジネスが県の関連事業等を通じて確立され、生産者の所得向上、地域活性化に繋がることが望まれる。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>県では、農林漁業者の所得向上と農山漁村の活性化を図るため、①ホームページやSNS等を活用した情報の発信及び生産者や農山漁村地域の魅力を発信する冊子の作成、②農村ビジネスの人材を育成するための研修会の開催及び農家レストランや体験・観光農園、農家民宿などの施設整備への助成及びプランナーの派遣③県内外に広く知られるような農村ビジネスの成功事例（トップランナー）を創出するため、デザインなどのクリエイティブ手法を積極的に導入した支援及び情報発信④農泊実践者の育成・創出のための意見交換会・体験会・研修会・交流会の開催、などを実施している。</p> <p>今後とも、関係機関等とこうした取組を継続することで、県外でも注目される農村ビジネスの創出に取り組んでいく。</p>
② プロポーザル方式における1者応募について（監査意見）	
<p>農泊研修会及びさが農村モニターツアー業務の委託先はプロポーザル方式によって選定しているが、令和5年度のプロポーザル方式への応募者は1者のみであった。</p> <p>担当者によると、一部事業内容の変更はあったものの過去にも同様の事業をプロポーザル方式で公募しており、その際には複数の応募者があったが、令和5年度では1者のみの応募に留まったとのことであった。</p> <p>当該事業のプロポーザル実施要領では、説明会を実施しないことになっており、結果論ではあるが、このことが影響している可能性もあると考えられる。なお、県としてもその影響があった可能性を考慮し、令和6年度の同種事業では説明会を実施する様に変更したとのことであった。</p> <p>プロポーザル方式は、創造性や技術力が問われる企画提案において、良質な提案を採択するべく行われるものであるが、十分な競争参加者が確保され、その中で競われた提案者に委託するからこそ、その方式を採用した意味がより高まるものと考えられる。</p> <p>説明会の実施のみならず、公募周知方法の検討、所定の提案書等提出期限（公告から期限まで最低15日間以上）よりも余裕を持たせたスケジュールにする等、複数の応募者が確保できる様に多様な角度から検討が必要と考える。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>令和7年度において、プロポーザルの実施はなかったが、今後当該募集をする際は、県としても多くの業者に応募いただき優秀な業者を選定をしたいため、余裕を持った募集スケジュールや事業説明会等を行い、複数業者からの応募がなされるようにしたいと考えている。</p>
③ さがアグリヒーローズインターンシップでの独自アンケートの実施について（監査意見）	
<p>就業体験実施に伴う必要経費への助成が行われるさがアグリヒーローズインターンシップ事業では、就業体験後、農業インターンシップ生に体験報告書を提出して貰うようになっており、その中では、今後の就業意向に関するアンケートが含まれている（当該体験報告書は、本インターンシップ事業の実施主体である公益財団法人日本農業法人協会がインターンシップ生に記載を求めているものである）。</p> <p>農業インターンシップ生の感想を収集する機会は、大変貴重と言える。そこで、今後の県内新規就業確保に向けた情報収集として、農業インターンシップ生に県独自のアンケートを実施することを検討してはどうか。</p> <p>今後の就業意向確認だけでなく、農業に興味を持ったきっかけ、本インターンシップ事業を知ったきっかけ、参加しようと思った理由など、アンケート項目を工夫することによって今後の事業展開に有用な情報が得られる可能性がある。</p> <p>体験報告書とは別に県独自のアンケートを実施することで、県が知りたいことをダイレクトに尋ねることができ、県にとっての有効度も高まると考えられる。アンケートを通じて効果的・効率的な事業運営に繋がることが期待したい。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>当事業においてアンケートなどの様式を定める予定だったが、（公益財団法人）日本農業法人協会が実施する農業インターンシップ事業が令和6年度で終了したため、県の事業も終了となった。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
65. さが農村ビジネス総合支援事業	
① さが農村ビジネス総合支援事業への申請者数確保に向けた取り組みについて（監査意見）	
<p>上記事業の概要の課題等に記載の通り、本事業への申請者数は減少しており、申請・審査を経て採択されたものについて支援が行われるため、申請数減少の影響が事業費の推移（減少傾向）にも現れている。</p> <p>この点、数値目標に定める農村ビジネスへの新たな取組件数は、他の事業（"磨き輝く"さが農村イノベーション推進事業）とあわせて達成を目指すものであり、当該数値目標は達成できているが、本補助事業の申請者数・採択者数を伸ばすことが、更なる取組件数増加に繋がるのではないだろうか。</p> <p>既に複数回の追加募集を行うなどの取り組みは行われているところであるが、支援内容の見直し等による申請者の誘因確保等、引き続き本事業の申請者確保に向けた取り組みが必要と考える。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>農村ビジネスの新たな取組数増加に向けては、専門機関であり支援機関でもある農村ビジネスサポートセンターや行政の担当窓口である市町や県の現地機関とも情報を密にし、些細な情報から可能性のある事業者に対してヒアリングなどを実施するなどして、掘り起こしをしていきたい。</p> <p>また、県内の優良事例の周知・波及に向けたPR活動や農村ビジネスを学ぶ研修などの折りに、事業の周知を図るなどして、取組者を増やせるよう工夫していきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容															
第4 個別の監査結果及び監査意見																
66. さがの稼げる水田農業推進事業																
① スマート技術等の技術革新に対する支援拡充について（監査意見）																
<p>低コスト・高品質化条件整備事業について、令和5年度の各タイプ別の実施状況は以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="172 297 710 488"> <thead> <tr> <th>タイプ名</th> <th>事業内容</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超省力・低コスト化タイプ</td> <td>レーザーレベラー、農業用機械倉庫、大豆コンバイン、自動操舵システム、トラクターカルチ、水稲直播用機械、コンバイン、田植機、トラクター</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>環境保全タイプ</td> <td>乗用管理機、排水対策用機械</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>888推進タイプ</td> <td>ー</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等担い手育成タイプ</td> <td>コンバイン、トラクター、田植機</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※888推進タイプは令和5年度から新設されており、事業要望は複数挙がっている。</p> <p>超省力・低コスト化タイプの利用が多く、技術革新による新たな機械施設の導入が進んだものと考えられる。特に、令和5年度から追加された自動操舵システムは、農業未熟者でも熟練者並みの精度、速度で作業可能となるものであり、それが導入された事例もあることから、担い手減少や農家高齢化などの課題に対して、作業省力化を図る効果は発揮されていると言える。</p> <p>一方、中山間地域等担い手育成タイプにおいても、令和5年度から農作業受託型の組織等においてはドローンの導入も対象となったが、導入事例はまだない。中山間地域はそれぞれ地形等の状況が異なり、平坦地域とは異なる対策が必要となる難しさがあるが、ドローンはその様な地形の違いを問題としない運用が可能であるため、中山間地域におけるドローンの活用は大きな可能性を秘めていると思われる。</p> <p>既に事業要望の収集等の取り組みは行われているが、スマート技術等の活用による作業の省力化に向けた積極的な取り組みが望まれる。</p>	タイプ名	事業内容	台数	超省力・低コスト化タイプ	レーザーレベラー、農業用機械倉庫、大豆コンバイン、自動操舵システム、トラクターカルチ、水稲直播用機械、コンバイン、田植機、トラクター	14	環境保全タイプ	乗用管理機、排水対策用機械	3	888推進タイプ	ー	0	中山間地域等担い手育成タイプ	コンバイン、トラクター、田植機	5	<p>（園芸農産課）</p> <p>中山間地域においては、地域に適合したスマート農機が少なくその導入が進んでいない中で、薬剤散布用ドローンについては中山間地域においても普及の可能性があるが、小規模農家が多いため積極的な積極的な導入の動きは少ない。このため、中山間地域でのドローンの利用について、地域農業振興センターと共に先進事例を紹介するなどして導入を後押しする。また、ドローン以外のスマート機械についても、中山間地域を管轄する農業振興センターとも情報交換等を行い、中山間地域に適合するスマート農機を見極め、国においてもスマート農機導入の補助事業（「スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業」）が創設されていることから、それも活用し、引き続きスマート農機の導入を図り、省力化につなげていく。</p>
タイプ名	事業内容	台数														
超省力・低コスト化タイプ	レーザーレベラー、農業用機械倉庫、大豆コンバイン、自動操舵システム、トラクターカルチ、水稲直播用機械、コンバイン、田植機、トラクター	14														
環境保全タイプ	乗用管理機、排水対策用機械	3														
888推進タイプ	ー	0														
中山間地域等担い手育成タイプ	コンバイン、トラクター、田植機	5														

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
67. 園芸888調査研究事業	
① トンネル栽培を活用した「いちごさん」早期どり技術の早期実現について（監査意見）	
<p>佐賀県の新たないちごブランドである「いちごさん」は、一般的な栽培方法である平坦地域でのハウス栽培では、9月頃定植し、12月から翌年5月頃に収穫となる。いちごはクリスマスシーズンに向けて需要が高まるが、ハウス栽培の収穫開始時期では、需要が高まり始めた後に出荷することになり、他品種の供給も増えてきた状況の中で価格競争にさらされることになる。</p> <p>これに対し、本事業で研究開発している中山間地域でのトンネル栽培は、7～10月の高温期において、平坦地域に比べ気温が2～4℃程度低いという中山間地域の特性を活かし、8月頃定植し、10～12月頃に収穫となる。これにより、年末の需要が高まり始める前の出荷が可能となり、高単価な時期の出荷を狙うことができる。</p> <p>加えて、トンネル栽培は、露地に定植した作物をトンネルの枠組みで囲い被覆することで行うものであるため、ハウスが設置できない様な比較的狭い土地でも利用可能であり、広い土地が少ない中山間地域においても十分運用が可能である。また、ハウス設備の建設に比べると、トンネル被覆は非常に低コストで生産できるメリットもある。</p> <p>広大な土地を活用した大規模農業が難しい中山間地域では、農機等の活用が難しいところもあって作業の省力化がなかなか進まず、平坦地域に比べると耕作放棄地が多い等、中山間地域特有の問題を抱えている。</p> <p>本事業の研究開発は、この様な中山間地域の課題に対応しつつ、高所得・低コストの生産を目指すという取り組みであり、これが実用化されることは非常に大きな意味があると考えられる。</p> <p>既に研究開発に取り組み、上記概要にも記載の通り一定の成果が出ており、また、園芸888いちご産地活性化対策費においても実証試験が行われているところであるが、当該技術の早期実現・運用開始が望まれる。</p>	<p>（園芸農産課）</p> <p>「いちごさん」のトンネル栽培技術の確立は、中山間地域の園芸農業の振興に資する重要な取組であり、当該技術の早期実現及び運用開始が必要であると考えている。</p> <p>このため、試験研究機関を中心に研究開発を進めるとともに、現地実証試験にも取り組んでいるところである。一方、運用開始に向けては、育苗の省力化や栽培管理の簡素化に加え、気候変動の影響を踏まえた定植時期及び収穫始期における高温対策など新たな課題が明らかとなっている。</p> <p>これらの課題に対応し、安定的かつ実用性の高い技術として確立するため、試験期間を2年間延長し、必要な技術対策検討及び検証を行っているところである。</p> <p>これまでに得られた成果を踏まえつつ、引き続き技術確立に向けた取組を進めていく。</p>
② 環境データ自動分析システムの業務委託契約に係る個人情報管理体制報告書の管理について（監査意見）	
<p>本業務に係る業務委託契約書では、別記個人情報取扱特記事項に基づき、「個人情報の管理体制等報告書」を入手することになっている。</p> <p>この点、契約書に綴じ込まれているのは氏名等が白紙の様式のみであり、監査手続時に閲覧した簿冊資料のファイルには個人情報の管理体制等報告書は確認できなかった。</p> <p>担当者に確認したところ、契約にあたり個人情報の管理体制等報告書を入手していたが、データのみ保存で、簿冊資料のファイルには入れていなかったとのことであった。</p> <p>個人情報の管理体制等報告書は契約にあたり入手が必要な書類であり、契約書と一連の書類として契約書とセットで保管・管理することが必要ではないか。個人情報の管理体制等報告書を契約書とは別に保管・管理する特段の事情がないのであれば、書類の散逸防止・紛失防止の観点から、契約書とともに簿冊資料のファイルに入れて保管・管理することが望ましい。</p>	<p>（園芸農産課）</p> <p>個人情報の管理体制等報告書については、入手はしていたが、データのみでの保存としていた。ご指摘のとおり、書類の散逸防止・紛失防止の観点から、契約書と一連の書類として保管・管理する必要があるため、業務委託先に対し本報告書の原本を提出させ、契約書と併せて簿冊に綴じ込んだ。今後も適正に管理していく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
68. 園芸888団地等推進事業	
① 大規模園芸農家の育成の成果目標について（監査意見）	
<p>事業の概要等では、成果目標の具体的な記載はない。</p> <p>本事業としては、大規模園芸農家の数を確保することが大きな目標ではあるが、複数年かけて育成していくことを踏まえ、取組開始当初から大規模園芸農家数を数値目標とすることは実態に合わない部分もあると考えられる。</p> <p>本事業では、大規模園芸農家を志向する農家のネットワーク構築や他県先進地派遣などが行われており、当該ネットワーク参加農家数や先進地派遣者数などが増えることは大規模園芸農家数に影響を与えるであろうことを考えると、事業の段階やそれぞれの活動に応じた成果を測定できる数値を数値目標として設定するとともに、その数値目標自体が大きな目標との間に相関関係があるかを検証することが望ましいと考える。</p>	<p>（園芸農産課）</p> <p>本事業においては、大規模園芸農家の育成・確保を最終的な目標とし、「佐賀さいこうモデル」農家計6名の育成を目標として取組を進めてきた。本事業に係る予算上の取組は終了したが、今後、事業内容や支援手法の見直しを行う際には、研修会参加農家数や先進地派遣者数など、事業の段階や活動内容に応じた数値目標の設定について検討することとしたい。</p>
② 加工業務用野菜の生産拡大の成果目標について（監査意見）	
<p>事業の概要等では、成果目標の具体的な記載はない。</p> <p>本事業としては、加工業務用野菜の生産数を確保することが大きな目標ではあるが、複数年かけて取り組んでいくことを踏まえ、取組開始当初から当該生産数を数値目標とすることは実態に合わない部分もあると考えられる。</p> <p>本事業では、生産サイド、実需サイドそれぞれでマッチングに向けての支援が行われており、生産サイドではGAP研修会開催等への参加者数、実需サイドでは県内外の協業候補企業への訪問数などが増えることは、両者のマッチングの機会を確保することにつながるであろうことを考えると、それぞれの活動に応じた成果を測定できる数値を数値目標として設定するとともに、その数値目標自体が大きな目標との間に相関関係があるかを検証することが望ましいと考える。</p>	<p>（園芸農産課）</p> <p>加工業務用野菜については、マッチングアドバイザー等と連携し、たまねぎやれんこん、ブロッコリー等の重点品目を中心に実需者と生産者のマッチングに取り組み、販路拡大につながった。今後も引き続き、加工業務用野菜の拡大に向け、GAPや契約取引に関する研修会等を開催するとともに、安定した出荷数量を確保するための気候変動に対応した生産技術の確立・普及に取り組んでいくこととしている。数値目標の設定については、活動の見直しのタイミングで検討していきたい。</p>
③ 佐賀さいこうモデル農家の育成について（監査意見）	
<p>大規模園芸農家は、第一義的には、自身が野菜や果樹等の相当規模の生産者であり、効率化による生産性向上、所得向上が期待されている。そして、離農者が耕作していた農地の受け皿としての役割も期待されることである。規模拡大が進めば、自ずと新たな働き手も必要となり雇用創出にも繋がり、就農希望者が独立就農する前に経験を積み機会として活用される可能性も高まる。また、そこまでの規模はないが大規模化を目指す農家にとっては、大規模園芸農家の存在自体が、自らが目指すべき姿を具現化したものであるとも言え、農家間の交流等を通じて地域農業全体の更なる成長・発展を促すインキュベーション機能を果たすことも期待される。</p> <p>この点、佐賀県では、そこまでの機能を有した大規模園芸農家はないため、そのような大規模園芸農家を「佐賀さいこうモデル」と位置づけ、育成目標6名（県内6か所の地域農業振興センターごとに1名を想定）を掲げて、取り組みが始められたところである。</p> <p>その取組内容は、上記概要にある通り、販売額1億円以上または経営発展を目指す農業者のネットワーク構築の場づくり、全国の先進的な取り組みを行う農業経営者が参集した「次世代農業サミット」や他県の先進地等への派遣、露地野菜や花きなど品目に応じた研修会などである。取り組みにより、大規模志向農家自身の成長・発展に繋がるだけでなく、農家間の交流を促す場を作ることで、その影響を地域に波及させようとする狙いがある。</p> <p>今後、実際に「佐賀さいこうモデル」に認定される様な農家が誕生すれば、成長・発展の道筋などがより鮮明化できるようになり、次の佐賀さいこうモデル農家の育成が加速されることも期待できる。先ずは1名の佐賀さいこうモデル農家を着実に育成し、本事業の成果が発揮されることが望まれる。</p>	<p>（園芸農産課）</p> <p>佐賀さいこうモデル農家の育成については、経営発展を目指す農業者を対象とした研修会の開催や先進地派遣研修の実施により、経営発展に必要なノウハウの習得を支援した。また、大規模園芸農家の取組として、各地域農業振興センターでは、「佐賀さいこう農業経営体プロジェクト（令和3年度～7年度）」において、経営発展に向けたプランの策定、戦略会議の開催、専門家派遣などにより、38経営体に対して濃密な伴走支援が実施された。その結果、園芸品目においても「佐賀さいこうモデル」に該当する農家が複数育成された。本事業に係る予算上の取組は終了したものの、今後も関係機関と連携し、規模拡大に向けた施設・機械整備支援等を通じて、優良なモデル事例の波及に取り組んでいく。</p>
④ 公益社団法人佐賀県農業公社の園芸団地整備・運営業務の自立に向けた取組について（監査意見）	
<p>団地整備に関する本事業は、各市町や各JAが行うべき農地の賃借や施設整備、施設運営等の業務負担、財政的負担を公益社団法人佐賀県農業公社（以下、公社という）が県下全域について纏めて担うことで、園芸団地の取り組みを加速化できる様にするものであり、公社が当該支援業務を行うために必要な経費の一部を県が支援している。2026年に累計21件の整備数目標に対し、既に2023年累計実績で11件整備され、毎年3団地を目安に整備を進めているところである。</p> <p>本事業の補助金の使途内訳は、公社が団地整備・運営支援業務を行うための人員配置等に必要経費である。この点、候補地選定や施設整備などの団地整備業務は、毎年概ね3団地進めていくとしても、該当年度で整備業務は完了し、業務量が累積的に増加していくわけではない。これに対し、入植者への転賃施設の管理やリース料徴収などの団地運営業務は、団地整備が進むにつれて累積的に増加する。県担当者によると、公社より、業務量増大に伴う人員増加の要望があったことを受け、令和5年度には2名体制であったところ、令和6年度には3名体制に増員したとのことであった。</p> <p>一方で、公社は団地運営業務において、ハウスのリース料徴収等に関して手数料を徴収しており、団地の累計整備数の増加に応じて自主財源の充実が図られることで、将来的に補助金による支援の必要性が低下することを想定しているとのことであった。</p> <p>そして、団地整備業務についても、各地で団地整備が進むことによって市町の受け入れ体制・推進体制が整ってくれば、公社による支援がなくても団地整備が進むようになることが期待できると考えているとのことであった。</p> <p>園芸団地は、団地に関わる様々な関係者（入植者、市町、JA）が恩恵を受けるという特性からすれば、団地への入植者が増加することでその団地の魅力が高まり、更なる入植者増加と団地拡大が促されることは十分に考えられる。</p> <p>このような状況から、園芸団地整備が進むほど、公社の団地整備業務も相対的に縮小していくことができる可能性はあり、リース料徴収の手数料収入等により自主財源の確保が進みつつ、団地整備業務の縮小に伴うコスト減が重なっていけば、何れは公社の自主財源のみで当該団地整備・運営支援が賄われるようになることも十分想定される。</p> <p>これら想定される状況が実現していけば、それに伴い補助金による支援も順次縮小していくことが可能と考えられる。補助金の縮小によって団地整備推進の流れを抑制してしまうことがあれば本末転倒であるため、縮小の程度やタイミングは慎重に検討することが必要ではあるが、団地整備・運営のための支援と並行して、公社の園芸団地整備・運営業務の自立に向けた取組も検討していくことが望ましいと考える。</p>	<p>（園芸農産課）</p> <p>本事業による公社が行う園芸団地への支援は、園芸農業の振興に資する重要な取組であり、その安定的な運営体制を確保するため、県では、公社と定期的に検討会を開催し、園芸団地の推進、リース事業の運営状況について把握し、サポートしているところ。</p> <p>これまでの推進の効果もあり、各市町で園芸団地の整備は進んでいるが、本業務にかかる手数料（収入）は、就農者が負担するリース料そのものであることから、その適切な設定により就農者の安定的な農業経営を確保していく必要がある。</p> <p>また、近年、ハウス整備費等も含む物価高騰など、農業を取り巻く情勢は変化していることから、今後の園芸団地整備の推進と安定的な運営のあり方については、引き続き、公社と丁寧な検討をしていく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
69. 園芸888露地野菜振興対策事業	
① スマート農業・機械化の早期実現に向けた取り組みについて（監査意見）	
<p>事業の概要にある通り、露地野菜の生産拡大を可能とするスマート農業体系の開発が行われており、様々な試験研究に取り組まれている。</p> <p>担当者によると、個別の試験内容の成果はそれぞれ把握されているが、具体的な到達目標については令和6年度に集計して取り纏め・評価を行う予定であり、令和5年度では具体的な到達目標の実績検討までは行われていない。</p> <p>研究開発であるため、想定に近い成果が出たもの、思うような結果が出ず別のアプローチを検討することになったもの等、その成果は様々ではある（研究開発においては、思うような結果が出なかったとしても、その方法では上手くいかないということが分かったという意味では研究開発の成果の1つであると考えられる）が、概ねスマート農業・機械化の実用化に向けた一定の成果は出ており、担当者の認識としても、最終的な評価前ではあるものの大きな遅れもなく進んでいるとのことであった。</p> <p>スマート農業の実用化は、就農者の高齢化やそれに伴う離農者の増加などの課題に対して、これまでとは違った角度から突破口を見い出せるものであるため、その早期実現に向けて引き続き積極的な取り組みが行われることを期待したい。</p>	<p>（園芸農産課）</p> <p>露地野菜では、特に本県の主力品目であるたまねぎについて、生産者の高齢化や労働力不足に対応するため、定植・収穫作業を中心に機械化が進んでいるところ。</p> <p>収穫・乾燥から出荷までの作業時間の短縮と軽労化を図るため、大型鉄製コンテナを利用した機械化一貫体系の確立・普及を目指して、機械化体系に適合性のある品種の選定や、たまねぎ貯蔵乾燥条件などの検討や、ドローンを活用した省力的防除技術の確立に取り組んでいる。早期実用化に向け、生産部会や試験研究機関、JAと連携し取組を強化していく。</p>
② 佐賀たまねぎ再興プロジェクトの推進について（監査意見）	
<p>佐賀県のだまねぎは、全国2位の出荷量を誇り、消費地域への供給責任産地として大きな役割を担っているが、高齢化や労働力不足等により生産面積は減少しており、貯蔵中の品質低下による価格低下など新たな問題も発生している。</p> <p>労働力不足等の問題に対しては、大幅な省力化が可能となる大型鉄製コンテナでの収穫・乾燥から出荷までの機械化一貫体系の実証を通じて一定の成果は出ており、作付面積の拡大に向けての期待は高まることである。</p> <p>省力化等により作付面積の拡大の意向が高まったとしても、病害等による被害が発生すれば、面積拡大に応じて被害が大きくなる可能性も高まることに対して、不安を払拭できずに面積拡大をためらう農家がいることも想像に難くない。特に、佐賀県においては近年のべと病被害は記憶に新しく、より面積拡大に踏み切れない農家がいる可能性は高いと考えられる。</p> <p>この点に対しても取り組みは進められている。べと病対策に関しては、既に一定の効果がある薬剤は存在するものの、その散布等に労力が掛かることが課題であり、ドローンをを用いた省力防除技術や感染の危険性が確認できるシステム（感染警告モデル）に基づき適時に散布するなど、いかに労力を掛けず適時に防除するかという方向から新たな技術確立は進んでいるところである。</p> <p>べと病被害から再興し、たまねぎの産地として円滑に作付面積拡大等が進むためには、機械化・労働力補完等により面積拡大を実現できるという技術的な裏付けと、病害等への備えの両面からの取り組みがバランスよく農家を支えていくことが必要であると考えられる。</p> <p>既に両面ともある程度の成果は出ているところであり、できる限り早期に実用化・運用が開始できるよう、その新技術等の成果の周知や指導方法の検討など、運用面でのサポート体制の充実も含めた取り組みが更に進むことを期待したい。</p>	<p>（園芸農産課）</p> <p>佐賀たまねぎ再興プロジェクトでは、機械化・労働力補完等による作付面積の拡大、作型や施肥量等の見直しによる高品質なたまねぎの生産、べと病省力防除体系や貯蔵腐敗に対する効果的な防除技術等の確立・普及による生産安定に取り組んでいるところ。</p> <p>確立された技術の普及にあたっては、試験研究機関によるマニュアルの作成や、関係機関による情報共有と指導方針の検討を行い、早期に生産者が実践できるよう引き続き取り組んでいく。</p>
③ 新たな露地野菜の産地づくりの取組継続について（監査意見）	
<p>露地野菜の生産拡大を図るため、集落営農法人等での作付け定着を進めるべく、モデル集落を対象に栽培実証が行われている。既に令和4年度には、ブロックリーや根深ねぎ、冬どりたまねぎ、葉ニンニクなどの品目が各地で取り組まれている。</p> <p>地域ごとに地形や気温等の条件も異なることから、それぞれのモデル地区に適した品目が見つかるまでには紆余曲折あると思われるが、モデル地区での作付けが定着できれば他地区への波及も期待できる。</p> <p>また、上場地区をはじめとして、かんしょの産地づくりに向けた取組も始まっている。上場地区の土壌はかんしょ栽培に向いていること、高齢化や基腐病により南九州のかんしょ産地が縮小していく中、近年の焼き芋ブーム等によりニーズが高まっていること等から、取り組みが行われているものである。</p> <p>加えて、かんしょは焼酎の原料としても活用が期待されることあり、加工業向けに安定供給できれば、農家所得の向上に繋がることも期待できる。</p> <p>このような新たな露地野菜の産地づくりの取組は、他であまり取り組まれていない品目の産地となれば価格競争にさらされず、価格形成力を持った産地となることができ、露地野菜の導入による農家所得の向上が期待できるため、より多様な品目や地域で様々な可能性を検討できるよう、取り組みが継続されることを期待したい。</p>	<p>（園芸農産課）</p> <p>新たな露地野菜の産地づくりに向けて、令和4年度から6年度の3か年にわたり、JAと県が連携してモデル集落を中心に栽培指導等を行った結果、ブロックリーや根深ねぎ、葉ニンニク等の作付け面積が拡大した。今後は、これらモデル集落の事例に基づき、JAと県が連携して各地区に適した推進品目の選定や栽培指導、新規作付者の確保に向けたセミナー等の開催により、露地野菜面積の拡大を図る。</p> <p>焼酎原料用かんしょについては、酒造メーカーの仲介業者等と連携して令和5年度から作付推進を行っており、機械による省力化が可能なこと、安定した単価での契約取引であることから佐賀平坦地域および東松浦地域（上場地区）で作付面積が拡大しつつある。今後は、研修会の開催や先進産地の情報収集等を行って安定生産技術の普及を図るとともに、効率的な集出荷体制の確立による産地拡大に取り組む。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
70. 園芸888いちご産地活性化対策	
① いちご産地活性化プロジェクトいちごパッケージセンター実証の業務委託契約に係る個人情報管理体制報告書の管理について（監査意見）	
<p>本業務に係る業務委託契約書では、別記個人情報取扱特記事項に基づき、「個人情報の管理体制等報告書」を入手することになっている。</p> <p>この点、契約書に綴じ込まれているのは氏名等が白紙の様式のみであり、監査手続時に閲覧した簿冊資料のファイルには個人情報の管理体制等報告書は確認できなかった。</p> <p>担当者に確認したところ、契約にあたり個人情報の管理体制等報告書を入手していたが、データのみで保存し、簿冊資料のファイルには入れていなかったとのことであった。</p> <p>個人情報の管理体制等報告書は契約にあたり入手が必要な書類であり、契約書と一連の書類として契約書とセットで保管・管理することが必要ではないか。個人情報の管理体制等報告書を契約書とは別に保管・管理する特段の事情がないのであれば、書類の散逸防止・紛失防止の観点から、契約書とともに簿冊資料のファイルに入れて保管・管理することが望ましい。</p>	<p>（園芸農産課）</p> <p>個人情報の管理体制等報告書については、入手はしていたが、データのみでの保存としていた。ご指摘のとおり、書類の散逸防止・紛失防止の観点から、契約書と一連の書類として保管・管理する必要があるため、業務委託先に対し本報告書の原本を提出させ、契約書と併せて簿冊に綴じ込んだ。今後も適正に管理していく。</p>
② いちごの大規模経営体の育成について（監査意見）	
<p>佐賀県のいちご産地は、規模縮小の傾向が継続しているものの、「いちごさん」の導入により収益性が向上し、農家の生産意欲が高まっている。これを契機に、「稼げる農業」を確立すべく、いちご産地の活性化に向けた取組が行われている。</p> <p>取組の1つとして、県内には例がない1ha規模の経営面積を有する大規模経営体を育成すべく、60～70a規模の経営体が存在する東松浦地区をモデル地区として、経営規模拡大を希望する生産者の意向調査、経営規模拡大に向けた研修会開催、先進地視察、労働力確保の調整・支援体制の強化等が行われており、その成果は県内全体へ波及していくことが期待される。</p> <p>この点、いちご栽培における大規模経営体の育成は、園芸888団地等推進事業費事業における大規模園芸農家「佐賀さいこうモデル」農家の育成と同様に、高齢化や担い手不足といった課題に対応する農地の受け皿機能や雇用創出、産地の成長・発展を促すインキュベーション機能なども期待されるところである。</p> <p>品目は異なっても同種の狙いを持った取組が他にも行われているところであり、お互いの取り組みを参照し、一方で効果が出た取り組みを他方でも応用して取り入れてみる等により、相乗効果でさらに取り組みを加速させることができるよう、検討をお願いしたい。</p>	<p>（園芸農産課）</p> <p>いちごの経営規模拡大による栽培面積の確保は、産地振興に資する重要な取組であり、特に、県内には例がない1ha規模の大規模経営体の創出は、モデルケースとして他地区への波及効果が高いものと考えている。</p> <p>このため、東松浦地区をモデル地区として重点的な支援を行うとともに、取組事例等を他地区の研修会で報告し、情報発信にも取り組んでいるところである。</p> <p>引き続き、モデル地区における取組や、その成果の波及を図るとともに、他事業の優良事例も参考にしながら産地振興の取組のさらなる加速化に向けて検討していく。</p>
③ いちごパッケージセンターの定着推進に向けた取組について（監査意見）	
<p>いちごの手作業によるバック詰め作業は多大な労力を要するため、バック詰めに必要な機械が整備されたパッケージセンターが未整備の地区では、当該作業に掛けられる労力がボトルネックとなって栽培面積の増加が妨げられる。</p> <p>本事業は、その課題に対応すべく、パッケージセンター未整備地区（伊万里地区）に省スペース・低コストな選果機をリース導入し、その効果を実証するものである。</p> <p>従来の選果機では、出荷ピーク時における1日の処理量は10.4t/日、そのために必要な雇用人数は120名である。これに対して本事業で導入する選果機では、1日の処理量は3.6t/日、そのために必要な雇用人数は22名とのことで、従来の選果機に比べ省スペースである分、単純な処理量においては及ばないが、従来の選果機では1t処理するのに必要な人数が11.5人/tであったのに対して、実証対象の選果機では6.1人/tと約2分の1の労力でパッケージングを行うことができるとのことであった。</p> <p>このようなパッケージセンターのモデル実証が実用化されれば、相対的に安価なランニングコストでの運用が可能となるため、パッケージングにかかる労力負担がいちごの栽培面積増加に悪影響を与えることを抑えられる。</p> <p>また、比較的省スペースで稼働できる設備であり、設備自体の導入コストも相対的に安価になることで、トータルコストは更に有利になるため、パッケージセンター利用料金の低額化も進むものと考えられる。加えて、省スペース設備により、パッケージセンター整備場所の選定の自由度も高まると考えられる。</p> <p>いちごさん導入による機運を逃さず栽培面積の増加に繋げるためにも、省スペース・低コストという特性を活かし、より機動的に適時・適切な場所にパッケージセンターが整備され定着していくことが求められるところであり、その定着推進に向けた更なる取り組みが望まれる。</p>	<p>（園芸農産課）</p> <p>いちごにおける、省スペース・低コストな選果機を活用したパッケージセンターの導入により、バック詰め作業の省力化が図られ、経営面積の拡大や栽培管理に時間を充てることが可能となることで、出荷量の増加が期待されるなど、産地振興に資する重要な取組であると考えている。</p> <p>このため、伊万里地区をモデル地区として実証試験に取り組んできたところであり、令和7年産までに導入効果を確認することができたことから、当該実証試験については終了することとしている。</p> <p>令和8年産以降は、事業実施主体による運営へ移行し、利用者の増加も見込まれることから、選果レーンの増設も検討されているところである。</p> <p>今後は、円滑な運営やさらなる定着が図られるよう、必要に応じて支援を行っていく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
71. 肉用牛改良効率向上推進事業	
① 成果目標について（監査意見）	
<p>概要の事業効果等の欄では、数値目標として肥育素牛の県内自給率が記載されている。</p> <p>この点、大きな目標として肥育素牛の県内自給率向上のために進めている事業ではあるとしても、上記課題等にも記載されている通り、本事業の成果以外の影響も多分に受ける数値目標となっており、本事業の効果測定のための指標にはあまり適していないと考えられる。大きな目標設定だけでなく、それに向けた進捗を確認できる中間目標があった方が事業評価がしやすいのではないか。</p> <p>種雄牛造成には、基礎雌牛の認定、直接検定、現場後代検定を経て実際に種雄牛として認定されるまでに8年程度の年月を要するため、毎年度、各段階の状況に応じた指標設定を検討する、あるいは今後新たに選抜を開始する際のフィードバックとして重要な特定の段階に着目して指標設定を検討するなど、県が求める成果に向けた進捗が測れる数値指標を検討されてはどうか。</p>	<p>（畜産課）</p> <p>本事業は能力の高い本県独自の種雄牛の造成を目的としており、その種雄牛を県内農家がより多く利用し県内で生産される肥育素牛を増やすことにより、肥育素牛の県内自給率の向上を図ることとしている。県内自給率は重要な目標と考えているため、引き続き大目標として利用しつつ、今後は進捗を確認できる中間目標の設定を検討したい。</p> <p>種雄牛造成については全体で8年程度の年月を要しているが、ほぼ毎年1頭を造成してきているため、今後は、現場後代検定成績の県和牛改良目標に対する達成度合を指標として活用することを検討したい。</p>
② 優良種雄牛の確保に向けた取組について（監査意見）	
<p>佐賀牛ブランドの安定供給・生産拡大のためにも、肥育素牛の県内自給率の目標達成が期待されることとあり、既にそれに向けた様々な取り組みが行われているところである。</p> <p>その1つとして、肉質や枝肉重量に優れた種雄牛の作出にも取り組んでおり、平成30年度からは、より優秀な遺伝的能力を持つ牛から種雄牛候補を生産するべく、従来の評価方法に加え、本牛のゲノム情報から直接産肉能力を推定するゲノム育種評価も併せて用いている。</p> <p>この点、上記の通り種雄牛造成には基礎雌牛の認定に始まり非常に長い期間を要するが、新しく取り組まれたゲノム育種評価により認定された基礎雌牛から選抜された種雄牛候補の産子の現場後代検定が初めて行われるのが令和5年度とのこととあり、ゲノム育種評価を用いた種雄牛造成の成果が評価されるのはこれからということであった。</p> <p>この評価結果は、種雄牛造成に関する新たな知見をもたらすものと考えられるため、その結果の分析・検討を踏まえて、肥育素牛の県内自給率向上の実現が望まれる。</p>	<p>（畜産課）</p> <p>本県でゲノム育種評価を用いて初めて造成した種雄牛「二尺玉」については、現場後代検定において、去勢ではロース芯面積と歩留基準値の2形質、雌では枝肉6形質全てでこれまでの県産種雄牛の中で歴代最高の成績を記録した。「二尺玉」は令和7年6月に県産種雄牛に認定され、現在では多くの農家とその精液を子牛生産に利用している。</p> <p>このように、ゲノム育種評価を用いたことは、より能力の高い本県独自の種雄牛の造成に高い効果があつた。</p> <p>今後とも、ゲノム育種評価を用いて種雄牛を造成することにより、肥育素牛の県内自給率の向上を図っていきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
72・73. 新規漁業就業者支援事業	
① 新規就業者の掘り起こしについて（監査意見）	
<p><現状> 新規漁業就業者支援事業では、年間10名の新規就業者確保を目標に掲げているが、令和5年度までの実績では達成率が55%（11名/20名）に留まっており、目標達成率の低さが課題となっている。現状、就業希望者向けの体験や給付金制度、PR活動が行われているものの、参加者は限定的であり、現行の広報活動が効果的にターゲット層に届いているか不透明な状況である。</p> <p><意見> 漁業の人手不足解消に向け、新規就業者を掘り起こすためには、ターゲット層が漁業に対する理解を深め、就業を現実的な選択肢として検討できる環境づくりが必要と考える。 例えば、移住や漁業就業に興味がある都市部在住者向けの交流イベントを、自治体や移住支援団体等と連携して開催し、関心を持つ層を掘り起こすことが重要である。また、若年層に向けてSNSを活用し、漁業のリアルな体験や成功事例を短い動画で配信する等、職業としての漁業を身近に感じてもらうことが必要だと考える。 今後は、興味やニーズを持つ層を効果的に引き付けるような施策を実施し、漁業に関心を持つ層の掘り起こしを検討されたい。</p>	<p>（水産課） 現行の広報活動ではターゲット層へ十分届いておらず、漁業への興味喚起が不十分であったため、就業希望者の裾野が広がらず、目標とする新規就業者数を確保できなかった。 漁業では就業人口の減少に伴い、新規就業者の確保が定着が目標であることから、目標達成に向け具体的な取組を実施しているところである。 漁業人口の減少要因の1つとして、子弟が後を継ぎにくい環境があることから、令和7年度から、子弟が漁業を継承しやすくなるための支援策を開始している。また、潜在的な関心層へのアプローチを強化するため、都市部や若年層を対象としたフェアの開催を推進し、8月及び12月には移住支援室や農林水産関係課と連携し、東京において「さが移住」関連フェアを実施した。 さらに、SNSや動画を活用した情報発信にも力を入れており、実際の作業風景や若手漁業者の活躍事例を紹介することで、漁業に対する理解と興味を高める取組を強化している。併せて、イベント参加者へのフォローアップ体制を整備し、就業意思の醸成から定着まで一貫した支援を行うことで、母集団の拡大と新規就業者の確保につなげる。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
74. 唐津ん魚FAN拡大事業	
① プロモーションの見直しの必要性について（監査意見）	
<p><現状></p> <p>唐津ん魚FAN拡大事業では、SNSやWeb広告を中心に県内での消費促進を図っているが、情報発信がデジタルメディアに偏っているため、高齢者やITに不慣れな層に十分に届いていない可能性がある。このため、唐津ん魚の認知度が特定の層に偏り、県内の幅広い消費拡大に課題がある。また、事業の対象エリアが県内に限定されていることから、県外での認知度が低く、唐津ん魚のブランド価値や販路拡大の機会が制約されている。このような状況は、県内外での需要拡大とブランド強化を進めるうえでの大きな課題であると考えられる。</p> <p><意見></p> <p>高齢者やITに不慣れな層にもアプローチできるよう、地域新聞や広報誌、地元ラジオ、チラシをこれまで以上に活用し、また、地元イベントや試食会などで直接的に唐津ん魚の魅力を体感してもらうことで、幅広い層に認知度と関心を高めることが期待される。</p> <p>また、県外での販路拡大に向け、例えば、県外の飲食店や小売店と提携してフェアを開催し、物産展や観光イベントへ出展するなど、県外消費者に直接アピールする取り組みや、オンライン販売を強化し、県外からも唐津ん魚を簡単に購入できる環境構築が必要と考えられる。</p> <p>次年度以降は、これらの施策を通じた唐津ん魚のブランド価値と消費促進を県内外で図ることを検討されたい。</p>	<p>（水産課）</p> <p>情報発信がデジタル媒体に偏った結果、高齢者などの非デジタル層に十分届かず、さらに事業を県内に限定して実施したことで県外への認知拡大や販路開拓が不十分であったことが課題となっている。</p> <p>唐津ん魚の県内外での需要拡大は、事業発足当初からの目的であることから、この需要拡大の課題に対して継続的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>今後は、キャンペーンやPRにおいて、デジタル媒体だけに依存するのではなく、地域新聞や広報誌、地元ラジオ、県民だよりなど、紙媒体・アナログ媒体を計画的に組み合わせることで、高齢者や非デジタル層への情報到達を一層拡大する。また、事業のキャンペーン等を通じて、唐津ん魚の魅力を直接体感してもらう機会を増やし、幅広い年代に興味を広げる取組を進める。さらに、消費者だけでなく、唐津ん魚の認定店のニーズを丁寧に拾い上げ、より一層の消費拡大につながるキャンペーンの検討も進めている。</p> <p>加えて、隣県である福岡県における認知度向上と販路拡大を図るため、ラジオやSNS等を活用した販促キャンペーンのPRを強化している。実際に、令和7年度には福岡県のラジオ番組において、唐津ん魚やキャンペーンのPRを複数回実施したところである。これらの取組を継続することで、県内外における唐津ん魚ブランドの価値向上と消費拡大を図っていく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
75. 玄海地区漁業スマート化実証事業	
① スマート技術の普及について（監査意見）	
<p><現状></p> <p>本事業は、ICT技術を使って漁業を効率化し、経営を改善することを目指しており、既に一部の漁業者では海の状態を予測するシステムや、赤潮を早期に察知する仕組みを活用して成果が出ている。しかしながら、こうしたスマート技術の導入はまだ広がっておらず、導入している漁業者は限られているのが現状である。</p> <p><意見></p> <p>広く普及していないのは、成功例が少なく他の漁業者が導入の効果を十分に実感できていないことに加えて、漁業の種類によっても効果の出方が異なるため、「自分のところでも役立つか」が分かりにくいことが原因である。また、ICT技術には専門的な知識が必要で、従来のやり方に馴染んでいる漁業者にとって導入のハードルが高く感じられるのではないかと考えられる。</p> <p>そのため、普及を進めるためには、より多くの漁業者に実証試験を広げ、各漁業の種類ごとに成功例やデータを集めることは勿論のこと、導入した際の具体的なメリットを数字で示すことで漁業者が「導入すると自分の経営にも役立つ」と感じられる様にするのが重要ではないかと考える。また、現場での実演や体験型の研修会を開催し、漁業者が新しい技術に触れて効果を実感できる場を増やすと、より多くの漁業者が前向きに導入を検討し易くなるのではないかと考えられる。</p>	<p>（水産課）</p> <p>意見の通り、「導入すると自分の経営にも役立つ」と感じられるようにすることが重要だと考えている。一部の漁業種類では、先行者を中心にスマート化に結び付いている一方、他の漁業種類ではまだスマート技術の活用が遅れていると認識している。そのため、ここ2年は漁業者の会合などでは、これまでの実証試験で得られたデータのフィードバック、活用方法等を説明しており、興味の有無にかかわらずICT技術等に触れあう機会を作っている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容																																
第4 個別の監査結果及び監査意見																																	
77. サガンスギの森林100年構想事業																																	
① サガンスギの普及拡大について（監査意見）																																	
<p>佐賀県林業試験場における半世紀以上にわたる研究の結果、全国に先駆けて次世代スギ精英樹「サガンスギ」の開発に成功した。サガンスギの特徴は、成長が早く、強度があり、花粉が少ないこととされており、2021年8月に品種登録、2022年1月に商標登録され、2022年2月から県内への苗木の供給が開始されている。</p> <p>特徴のうち成長の早さに関しては、従来のスギに比べ成長速度が1.5倍とされている。これは、育林コスト低減（下草刈り期間の短縮、間伐回数の減少）、収入サイクル短縮（収穫まで50年を要していたが30年に短縮）に繋がるものとされている。</p> <p>本事業の目的は、100年で県内スギ林のすべてをサガンスギにすることである。そのために、苗木を早期に普及させ、また、収穫時期を迎えた既存の森林伐採を促進するため、林業経営支援システムを開発し、森林所有者等へ伐採意欲を促すための働きかけを行うものである。具体的な対応方針及び目標は、下記の通りである。</p>	<p>（林業課）</p> <p>①指摘された原因</p> <p>令和5年度に開発した「林業経営支援システム」は、サガンスギの植栽から収穫までの収支予測をすることが可能なもので森林所有者の伐採意欲を促し、サガンスギの植林につなげるものとなっているが、システム利用者数が伸び悩んでいることから、システム利用者数を増加させていくことが必要となっている。</p> <p>また、サガンスギの普及拡大を図っていくためには、サガンスギの母樹を増やし得苗率を向上させていくことが必要となっている。</p>																																
<table border="1" data-bbox="156 510 708 725"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応方針</th> <th>現状（R4年度）</th> <th>本事業推進上の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母樹を増やす</td> <td>採穂園の造成</td> <td>母樹 1,400本</td> <td>母樹 4,600本（R15年度）</td> </tr> <tr> <td>苗木を増やす</td> <td>苗木生産設備整備</td> <td>得苗率 20%</td> <td>得苗率 85%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5千本</td> <td>35万本（R15年度）</td> </tr> <tr> <td>伐採・再造林の促進</td> <td>林業経営の見える化</td> <td>—</td> <td>林業経営支援システム開発・普及</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サガンスギの植林面積</td> <td>3ha</td> <td>175ha（R15年度）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スギ苗木が全てサガンスギになる時期</td> <td>6年後（R10年度）</td> <td>4年後（R8年度）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スギ林が全てサガンスギになる時期</td> <td>160年後</td> <td>100年後</td> </tr> </tbody> </table>	対応方針		現状（R4年度）	本事業推進上の目標	母樹を増やす	採穂園の造成	母樹 1,400本	母樹 4,600本（R15年度）	苗木を増やす	苗木生産設備整備	得苗率 20%	得苗率 85%			5千本	35万本（R15年度）	伐採・再造林の促進	林業経営の見える化	—	林業経営支援システム開発・普及	サガンスギの植林面積		3ha	175ha（R15年度）	スギ苗木が全てサガンスギになる時期		6年後（R10年度）	4年後（R8年度）	スギ林が全てサガンスギになる時期		160年後	100年後	<p>②措置を実施する理由</p> <p>現在、「林業経営支援システム」の森林所有者等への十分な周知ができておらず、システム利用者数の増加につながっていないため、積極的に森林所有者等へ周知を図っていく必要がある。</p> <p>また、サガンスギの普及拡大を図っていくためには、サガンスギの母樹を増やし得苗率を向上させていく必要があるため、サガンスギの苗木生産に使用する穂木を採穂するための母樹を早期に育成し、苗木生産者の苗木生産技術の向上を図っていく必要がある。</p>
対応方針		現状（R4年度）	本事業推進上の目標																														
母樹を増やす	採穂園の造成	母樹 1,400本	母樹 4,600本（R15年度）																														
苗木を増やす	苗木生産設備整備	得苗率 20%	得苗率 85%																														
		5千本	35万本（R15年度）																														
伐採・再造林の促進	林業経営の見える化	—	林業経営支援システム開発・普及																														
サガンスギの植林面積		3ha	175ha（R15年度）																														
スギ苗木が全てサガンスギになる時期		6年後（R10年度）	4年後（R8年度）																														
スギ林が全てサガンスギになる時期		160年後	100年後																														
<p>上記の対応方針のうち林業経営支援システムの開発は、令和5年度事業として実施され、年度末までに開発は完了している。当該システムは、前述の育林コスト低減による「低コスト施業モデル」をベースにサガンスギの植栽から収穫までの収支予測を可能としたものである。本事業では、システム利用者数の目標を令和5年度末20、令和6年度末200、令和7年度末210としている。令和5年度はシステム開発完了が遅れたために目標未達成となっているが、利用促進に向けた説明会開催等を積極的に行い、早期に目標数を達成することが求められる。</p> <p>また、佐賀県は「さかの林業再生プロジェクト」のロードマップ（令和3年度～令和15年度）を示しており、サガンスギ植林の経済的効果（育林コスト低減、収入サイクル短縮）や県の支援事業（機械導入支援、森林施業の集約化支援等）により、林業事業者の収入増加、平均給与増加、林業就業者数の増加を目標として掲げている。</p> <p>50年以上の年数をかけて開発された「サガンスギ」の普及拡大に向けて、まずは、母樹本数、得苗率、システム利用者数の目標値を着実に達成することが求められる。そして、サガンスギ植林の経済的効果（育林コスト低減、収入サイクル短縮）等の認識定着により森林所有者の伐採・植林促進を図り、最終的には「さかの林業再生プロジェクト」が掲げる目標が達成されることが望まれる。</p>	<p>③措置内容</p> <p>森林所有者等に「林業経営支援システム」を広く周知するため、利用促進に向けた説明会等を開るとともに、林業経営支援システムとサガンスギをPRする普及啓発チラシを作成し、市町、農林事務所、認定事業者（森林組合を含む）等に配布し、窓口等への設置を依頼した。（令和6年度 4,000枚、令和7年度 8,000枚）</p> <p>今後も引き続き森林所有者等に「林業経営支援システム」を広く周知していくため、市町等の広報への掲載を依頼するなど、システム利用者数の増加を図っていく。</p> <p>また、サガンスギの母樹については、平成28年度～令和4年度にかけて県営の採穂園の造成し、3,055本の母樹を育成しているほか、令和5年度～令和7年度にかけて苗木生産者による採穂園を造成し、1,198本の母樹を育成しており、母樹本数は全体で4,253本となっており、概ね目標の母樹本数となったが、引き続き苗木生産者による採穂園の造成を働きかけていく。</p> <p>さらに、サガンスギ苗木の得苗率の向上を図り、林業試験場が開発した20cm程度の小型の穂を活用したサガンスギ苗木の生産技術を普及するため、林業試験場にサガンスギ苗木生産者トレーニングセンターを設置し、令和6年11月から新規参加者を含む苗木生産者を対象とした研修を開始し、苗木生産者の苗木生産技術の向上を図った。</p> <p>今後もサガンスギの普及拡大に向けて、サガンスギ苗木の生産拡大や得苗率の向上を図っていく。</p>																																

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
78. 県土整備業務DX推進事業	
① 委託仕様書の事前作成・公表の必要性（監査結果）	
<p><現状></p> <p>「ドローンによる橋梁点検実証事業」は、将来的な橋梁点検業務の効率化、コスト削減等につなげるために、ドローン点検の導入の効果や課題を把握し実装に向けた情報を収集することを目的に実施されている。当初計画では10箇所の橋梁点検実証事業を予定し、予算には600千円×10箇所＝6,000千円が計上されていた。しかし、実際には、1箇所（夕ヶ大橋）でのドローン点検となり、橋梁数において計画と実績に大きな乖離が生じている。</p> <p>この背景には、先進県などでドローン点検の導入が進む中、佐賀県においても早期に導入したいという方針から、事前調査や現地機関との協議・調整が十分とは言えないまま予算化に至った状況がある。</p> <p>そのため、ドローン点検実証事業は、既存の近接目視の橋梁定期点検業務契約の追加変更契約として実施されている。早期導入の方針がある中で、ドローン点検実証は佐賀県としては初の試みであったために、従来の近接目視点検の技術・知見を有する業者と確認、打合せを行いながら実証業務内容等を設定する必要があったことなどから、追加変更契約とされている。その結果、近接目視点検業務の仕様書のみが作成され、ドローン点検実証業務に関する仕様書がない状態で、指名競争入札及び契約締結が行われている。</p> <p>また、追加変更契約に際して、県はドローン点検の実証を10箇所計画して予算を確保していたが、点検業務を担う現地機関や委託先との協議の中で、当初想定していたドローンによる撮影のみでは、関係者の理解を得て県内一円に普及していくのは難しいことが判明し、新たに赤外線撮影や解析、高所作業等も行い、それらの実現可能性を検証せざるを得ないとの考えに至り、1箇所の橋梁に絞ってドローン点検の実証が実施されている。</p> <p><指摘事項></p> <p>本事業のドローン点検の実証業務に関しては、早急の実装につなげたいとの方針を優先するあまり、予算編成に係る事前調査不足、現地機関との協議・調整不足、変更契約対応（ドローン点検実証業務の仕様書未作成）、計画乖離につながっている。</p> <p>近接目視点検業務とドローン点検の実証業務は、点検という目的は同じであるが、求められる技術、ノウハウ等は大きく異なるにも関わらず、ドローン点検業務の仕様書は作成せず、近接目視点検業務のみとして入札が実施されている。異なる性質の業務に関して追加変更契約で対応する方法は、業務実施の内容が想定とは異なる結果を招く恐れがあり問題がある。</p> <p>また、今回のケースでは、目的とする課題抽出の成果は確認できるが、予算編成に係る事前調査不足や、現地機関・事業者など関係先との事前調整不足が、結果的に非効率な予算執行を招いている。</p> <p>異なる性質であるドローン点検の実証業務の予算化や発注に際しては、ドローン点検に関する他県の実施状況など事前に情報収集をしっかりと行うと共に、実際に点検業務を担う現地機関や事業者などと十分な協議調整を行い、実現可能性を高めたうえで、委託仕様書を作成・公表し業務内容を明確にして入札を行う必要があった。</p> <p>今後は、当該状況を十分に勘案し、効率的な予算執行に努められたい。</p>	<p>（県土企画課）</p> <p>先進技術の実証業務の予算化や発注にあたり、国や他県における実施状況等の把握をこれまで以上に実施するとともに、事前に実務を担う現地機関等との協議・調整を行い、特記仕様書を作成し業務内容を明確にするなど、効率的な予算執行に努める。</p>
② 数値目標の設定の必要性（監査意見）	
<p><現状></p> <p>「ドローンによる橋梁点検実証事業」においては、事業開始時点での数値目標が設定されていないが、これについては「実証段階であるため、効果検証後に数値目標を検討する」との方針が示されている。しかし、事業の効果を確認し、予算を適切に執行するためには、あらかじめ達成すべき数値目標を設定しておくことが重要である。</p> <p><意見></p> <p>実証事業であっても、数値目標がないままでは事業の効果や効率性を評価する基準がなく、予算が適切に使われたか判断しにくくなる。例えば、何箇所の橋梁をドローンで点検するのか、どの程度のコスト削減や時間短縮が得られるかが不明確だと、事業の進捗や成果が曖昧になり、当初期待された効果を確認できない可能性も想定される。</p> <p>こうした問題を解決するには、まず「ドローンで点検する橋梁の数」や「コスト削減の割合」「作業時間の短縮効果」といった具体的な数値目標を事前に設定し、事業の進捗や効果が分かりやすく把握できるようにする必要がある。また、事業の進行中に効果を定期的に確認し、目標との差が出た場合には計画を見直す体制を整えることで、当初の目的に沿った事業の実施が可能となる。</p> <p>こうした取り組みにより、実証事業であっても効果がわかりやすく評価でき、予算も無駄なく使われるようにされたい。</p>	<p>（県土企画課）</p> <p>実証事業であっても、数値目標設定が可能な項目は明確にし、必要に応じ計画を見直すなど、本来の事業の効果を客観的に評価できるよう実施に努める。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
79. 建設業担い手確保推進事業	
① 数値目標設定の必要性について（監査意見）	
<p><現状> 建設業PR動画発信事業は、県内工業系高校生などを対象に、建設業出前教室、合同企業説明会、建設現場見学バスツアー、PR動画配信、ICT施行体験などを通じて建設業の魅力を伝達している。しかし、現行の事業には具体的な数値目標が設定されていないため、施策の進捗や効果を定期的に把握する仕組みが不十分である。このため、「建設業の将来を担う若者の入職・定着を促し、人材を確保する」という本来の事業目的に対し、必要に応じたタイムリーな見直しや対応が遅れ、事業の効果が最大限に発揮されないリスクが存在している。</p> <p><意見> 建設業PR動画発信事業については、例えば、YouTube広告や電子コミックのアクセス数やダウンロード数、閲覧回数、登録チャンネル数など、具体的な目標数値等を設定すべきである。また、建設業合同企業説明会については、ブース訪問人数、参加者の満足度、さらに採用率や内定率といった重要な指標を毎年適切に設定し、継続的に評価していくべきである。これにより、目標達成に向けた進捗が明確になり、必要に応じた行動計画の修正や具体化が促進されることで、組織全体が事業目的の達成に向けてより一層効果的に取り組むことが可能となる。その上で、数値目標の達成率の低下が見られる場合には、アンケート調査や参加者満足度調査を通じて原因分析を行い、適時に改善策を講じることで事業の質と効果を持続的に向上させることが期待される。</p>	<p>（建設・技術課） 監査意見にあるとおり、事業効果を把握し改善につなげるためには、事業ごとに適切な数値指標を設定し、継続的に評価していく仕組みが必要と認識している。 事業効果を客観的に把握するための指標について整理を進め検討していく。</p>
② 建設業合同企業説明会の運営について（監査意見）	
<p><現状> 建設業界では、若い人材の確保が大きな課題となっており、少子化や高齢化の進展によって人手不足が深刻化している。この状況を改善するため、県が主催する建設業合同企業説明会が毎年開催されており、高校生に建設業の魅力を伝える貴重な機会となっている。しかし、説明会が形式的に同じ内容で実施されているため、興味を持って参加しても建設業の多様な魅力が十分に伝わりきらない可能性がある。また、近年の売り手市場において、企業が優秀な人材を確保するためには、業界のイメージをより良くし、学生に「働きたい」と思わせる魅力的な場が必要である。現状の説明会では、建設業界に対する関心の低下が懸念され、将来的な人手不足解消に向けた取り組みとして十分に効果を発揮していない可能性がある。</p> <p><意見> 建設業界の人手不足を解消するため、県には説明会の内容を見直し、より魅力的な企画を提供する役割が求められる。例えば、ICT技術の活用や若手社員の体験談、働き方改革の紹介など、現代的な業界の魅力を伝えるプログラムを充実させることで、「きつい」「大変」といった従来のイメージを払拭し、生徒が建設業界に興味を持つきっかけを作ることが必要とされる。さらに、生徒が興味のある企業を自由に訪問できる時間や、関心のある企業とじっくり話せる時間を導入し、生徒のニーズに応じた運営にすることも効果的である。このように、県が説明会の改善に積極的に取り組み、建設業界の魅力を若い世代にしっかりと伝える場となるよう実施されたい。</p>	<p>（建設・技術課） 監査意見を踏まえ、合同企業説明会の内容の充実に向けた改善が必要と認識している。 令和6年度の説明会からは、生徒が自由に企業を訪問できる時間を設定した。その他、参加者の理解促進につながる企画内容の見直しを今後も検討していく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
第4 個別の監査結果及び監査意見	
80. 電子申請等推進事業	
① 個人情報の管理体制等報告書の入手について（監査意見）	
<p>LoGoフォームサービスの利用にあたり締結された「LoGoフォームサービス利用契約」の第11条には、個人情報の保護として、契約相手先は「この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。」とある。</p> <p>「個人情報取扱特記事項」は契約書に綴られており、特記事項の第5（適正管理）には、契約相手先は「この契約による事務に関して知りえた個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない」とし、「個人情報を取り扱う場所及び保管する場所」において、「入室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない」としている。</p> <p>また特記事項の第6（事務取扱担当者の明確化）には、契約相手先は「個人情報を取り扱うにあたって、部署名（○○課、○○係等）、事務名（○○事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない」としている。</p> <p>これらの項目を契約相手先に記載してもらった書類が「個人情報の管理体制等報告書」であり、契約相手先が、①管理責任体制に関する事項②事務取扱担当者に関する事項③個人情報の保管、管理に関する事項を記載し、取り扱う個人情報の管理体制等について県に報告する書類である。</p> <p>しかしながら、LoGoフォームサービスが個人情報を取り扱うにも関わらず、契約相手先より、「個人情報の管理体制等報告書」が入手されていなかった。</p> <p>この点について、担当者に質問したところ、契約相手先はLoGoフォームサービスを管理運営する会社ではなく、LoGoフォームサービスの販売代理店であり、販売代理店の「個人情報の管理体制等報告書」を入手しても個人情報の保護に資することはなく、また販売代理店を通じてLoGoフォームサービスを管理運営する会社が記載した「個人情報の管理体制等報告書」を入手することは出来ないとのことであった。</p> <p>代わりにLoGoフォームサービスを管理運営する会社が策定した「LoGoフォームサービス利用規約」が契約書に綴じられており、当該規約の第15条には管理運営会社の個人情報の取り扱いに関するルールが定められていた。</p> <p>佐賀県が締結する契約書には、その業務において個人情報を取り扱う可能性がある場合、別記1個人情報取扱特記事項を契約書に添付しなければならないが、特記事項に基づいて契約相手先より「個人情報の管理体制等報告書」を入手しなければならない。</p> <p>しかしながら、販売代理店と契約するケースでは、その業務が個人情報を取り扱う場合であっても別記1個人情報取扱特記事項が全面的に適用できないケースがあり、結果として「個人情報の管理体制等報告書」を入手できないケースがある。</p> <p>このような場合、県としては、執行同いや契約締結同いにおいて、例外的に佐賀県の個人情報取扱特記事項が全面的に適用できず、「個人情報の管理体制等報告書」を入手できない旨、結果として個人情報の取り扱いに関しては、管理運営会社の策定した利用規約にしたがわざるを得ない旨、利用規約が佐賀県の定める特記事項の要件を十分に満たしている旨などもあわせて伺い、決裁を受けることが望ましい。</p>	<p>（行政デジタル推進課）</p> <p>LoGoフォームの調達にあたっては、販売代理店を経由しての調達のみが可能な状況となっており、意見をいただいているように、LoGoフォーム内で個人情報を取り扱うにも関わらず、LoGoフォーム提供事業者ではなく、販売代理店と契約を締結することから、個人情報を取り扱わない販売代理店から「個人情報の管理体制等報告書」を入手することは行っていない。</p> <p>しかしながら、LoGoフォーム内において個人情報を実際に取り扱っていること、県において個人情報の管理体制等をしっかりと把握する必要があることを踏まえ、執行同いにおいて、「個人情報の管理体制等報告書」を入手できないが、ツールの提供事業者において定めている「プライバシーポリシー」の内容を確認し、「個人情報の管理体制等報告書」に準ずる体制等がとられていることを確認したうえで、決裁を受けることとしている。</p>